

令和3年度林野庁委託事業

「クリーンウッド」普及促進事業のうち  
違法伐採関連情報の提供  
(生産国における現地情報調査)

報告書

令和4年3月

林野庁



令和3年度「クリーンウッド」普及促進事業のうち違法伐採関連情報の提供  
成果報告書（生産国における現地情報調査）

報告書目次

1	事業概要	1
1-1	事業の目的	1
1-2	事業実施体制	1
1-3	実施内容	1
2	ベトナム	3
2-1	概要	3
2-2	2020年以降に施行された法令等	5
2-3	地理的リスクを考慮したベトナムの丸太と製材の輸入量	21
2-4	森林認証	24
2-5	リスク情報	25
2-6	付属資料	28
3	インドネシア	41
3-1	概要	41
3-2	林業及び合法木材に関連する行政の体制	42
3-3	林業及び木材合法性証明システム（SVLK）に関する法的枠組みの更新	43
3-4	木材合法性証明システム（SVLK）の実施状況と課題	53
3-5	木材生産・流通状況	57
3-6	自主的な森林認証制度	62
3-7	付属資料	64
4	マレーシア	77
4-1	マレーシア（全般）	78
4-1-1	概要	78
4-1-2	森林の伐採段階および木材の流通段階における法令等	78
4-1-3	森林認証	81
4-2	マレーシア（サバ州）	82
4-2-1	概要	82
4-2-2	森林の伐採段階および木材の流通段階における法令等	84
4-2-3	森林認証	91
4-2-4	リスク情報	92
4-2-5	木材・木材製品の生産と取引に関する状況	93
4-2-6	付属資料	108
4-3	マレーシア（サラワク州）	112

4-3-1	概要	112
4-3-2	森林の伐採段階および木材の流通段階における法令等	114
4-3-3	森林認証	125
4-3-4	リスク情報	127
4-3-5	木材・木材製品の生産と取引に関する状況	128
4-3-6	付属資料	144
4-4	マレーシア（半島部）	148
4-4-1	概要	148
4-4-2	森林の伐採段階および木材の流通段階における法令等	149
4-4-3	森林認証	157
4-4-4	リスク情報	158
4-4-5	木材・木材製品の生産と取引に関する状況	159
4-4-6	付属資料	168

## 1 事業概要

### 1-1 事業の目的

平成 29 年 5 月に、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称「クリーンウッド法」）が施行され、同年 11 月からは、本法に基づく木材関連事業者の登録が始まった。このような中、木材関連事業者が同法に基づく合法性の確認等を効率的に行うことができるよう、国は同法第 4 条に基づき、同年 5 月から情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を公開し、国別・地域別の違法伐採関連情報の提供を行っている。

本報告書は、かかる情報の提供のため、令和 3 年度「クリーンウッド」普及促進事業のうち違法伐採関連情報提供事業により、ベトナム、インドネシア、マレーシアを調査した成果報告である。

上記 3 か国については、平成 29 年 5 月から 10 月にかけて調査<sup>1</sup>(\*)が行われており、今回の調査はこの平成 29 年の調査結果を踏まえ、その後の情勢の変化等について実施された。

### 1-2 事業実施体制

本事業は、公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）に委託し調査等を実施した。事業従事者は表 1.1 の通りである。

表 1.1 事業従事者

氏名	所属・役職
山ノ下 麻木乃 (事業責任者)	公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES） 生物多様性と森林領域 主ジョイント・プログラムディレクター
鮫島 弘光	公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES） 生物多様性と森林領域 リサーチマネージャー
藤崎 泰治	公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES） 生物多様性と森林領域 主任研究員
角島 小枝子	公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES） 生物多様性と森林領域 アシスタント

### 1-3 実施内容

#### 1-3-1 掲載済み情報更新のための生産国における現地情報調査

木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、以下の取組により、「クリーンウッド・ナビ」に掲載済みの生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を整理し、調査対象国を明らかにした上で関連情報を収集し、「クリーンウッド・ナビ」を更新できる形に取りまとめた。

<sup>1</sup> 平成 28 年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち 生産国情報収集事業 報告書（平成 30 年 3 月）

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/vnm/29report-vnm02.pdf>

「クリーンウッド・ナビ」に掲載されている国別情報において、木材流通や関連法令に大きな変化があった国のうちインドネシア、マレーシア、ベトナム等の3カ国を対象とした。調査項目は以下のうち、大きな変化があり新たに調査・分析が必要なものとした。

(ア) 森林の伐採段階における法令等調査

- ・法令等の運用状況
- ・伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の概要
- ・伐採の合法性が確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件

(イ) 木材の流通段階における法令等調査

- ・法令等の運用状況
- ・木材の流通・合法性の確保に関する法令
- ・木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例

(ウ) 木材生産・流通状況

- ・調査対象国の木材生産・流通の特徴
- ・森林認証システムの導入状況
- ・違法伐採に関する関連情報

コロナ禍での海外渡航制限によって調査員を派遣しての現地調査の実施が不可能な状況であったため、オンラインでの政府機関、業界団体等に対するヒアリング調査と、現地コンサルタントに調査を再委託することによって実施した。

3カ国の現地情報調査結果は、木材関連事業者が合法性の確認に活用できることに配慮して取りまとめを行った。

インドネシア：インドネシアの木材合法性証明システム（SVLK）の運用に関連する、2017年以降に制定された法令を取りまとめ、SVLKの最新の実施状況とV-Legalドキュメントをはじめとする合法性が確認できる書類の例を収集した。

マレーシア：サバ州については、最近の丸太輸出禁止再開の詳細を明らかにした。サラワク州では、合法性確認システムの第三者監査の進捗状況について確認した。マレー半島部のマレーシア木材合法性確認システムの運用について調査した。それぞれについて、合法性証明書類を収集した。

ベトナム：最近施行された、ベトナム合法性証明システム（VNTLAS）について定めた政令を取りまとめ、VNTLAS全体を解説し、合法性が確認できる書類の例を収集した。米国との二国間協定についても情報収集を行った。

### 1-3-2 その他

事業の進捗状況をIGESから林野庁担当職員に随時報告するとともに、オンラインによる打合せを合計12回実施した。計画から事業成果の取りまとめのすべての段階において、IGESと林野庁担当職員と十分協議して詳細を決定した。

## 2 ベトナム

### 2-1 概要

2010年にEUとの間で、FLEGT VPA（森林法施行・ガバナンス・貿易行動計画における自主的  
二国間合意）の交渉が開始されてから、ベトナムではFLEGTライセンス発行に必要な合法性を  
保証する制度（VNTLAS: Vietnam Timber Legality Assurance System）の構築が進み、複数の新  
しい法令が施行されている。主なものを表2.1にまとめた。

表 2.1 ベトナムの最近施行された新しい法令等

2010年	● FLEGT VPA 交渉開始
2018年	● MARD 通達 No. 27/2018/TT-BNNPTNT 「林産物の管理と追跡」
2019年	● 森林法 No.16/2017/QH14 の施行 ● ベトナム森林認証システム（VFCS）発足 ● FLEGT VPA 批准
2020年	● 政令 No. 102/2020/ND-CP 「ベトナム木材合法性保証システム（VNTLAS 政令）」 ● MARD 決定 No.4832/QD-BNN-TCLN 輸入木材種の公式リストと、ベトナムに木材を供給するポジティブ地域（低リスク国）のリスト ● 米国通商代表部（USTR）によるベトナムの違法木材に関する調査開始
2021年	● ベトナム政府と米国政府間の違法木材と木材貿易に関する協定の発行

2018年に公布された農業農村開発省(Ministry of Agriculture and Rural Development, MARD)通達 No. 27/2018/TT-BNNPTNT「林産物の管理と追跡(Management and Tracing of Forest Products)」<sup>1</sup>は、ベトナム国産材の合法性証明について規定しており、2020年に施行されたVNTLAS政令とも呼ばれる、政令 No. 102 (Decree Vietnam Timber Legality Assurance System No. 102/2020/ND-CP<sup>2</sup>)は、伐採からFLEGTライセンス発行までのVNTLAS全体が法的に規定しているのに加え、ベトナムに輸入される木材の合法性確認についても定めている（デューデリジェンスの実施を要求している）。この2つの法令には、日本の木材輸入事業者が合法性の確認に役立つ書類のフォーマットが示されている。

ベトナムの法令とVNTLASに大きな影響を及ぼしているのが、ベトナムにとって最大の取引先である米国の通商代表部(USTR)によるベトナムの違法木材に関する調査である。2020年にUSTRは、トランプ元大統領の指示により、違法に伐採・取引された木材の輸入・使用に関するベトナムの行為・政策・慣行について、通商法第301条に基づく調査を開始した。2021年には、調査の結論として、「ベトナム社会主義共和国政府とアメリカ合衆国政府の間の違法伐採と木材貿易に関する協定(Agreement between the government of the Socialist Republic of Viet Nam and the government of the United States of America on illegal logging and timber trade)<sup>3</sup>」が署名、発行さ

<sup>1</sup> <https://tongcuclamnghep.gov.vn/LamNghiep/Index/thong-tu-so-272018tt-bnnptnt-ngay-16112018-cua-bo-nong-nghiep-va-phan-trien-nong-thon-quy-dinh-ve-quan-ly-truy-xuat-nguon-goc-lam-san-3906>

<sup>2</sup> <https://vanban.chinhphu.vn/default.aspx?pageid=27160&docid=200888>

<sup>3</sup> [https://ustr.gov/sites/default/files/files/Vietnam%20Timber/VN%20Timber%20Agreement%20Text%20\(9-30-21\).pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/files/Vietnam%20Timber/VN%20Timber%20Agreement%20Text%20(9-30-21).pdf)

れた。ベトナム政府は違法木材の管理監督の強化を約束しており、これは今後の法令改正などに影響すると言われている。

過去の林野庁によるクリーンウッド法関連の生産国情報収集事業において、ベトナムに関する情報は、平成30(2018)年<sup>4</sup>と令和2年(2020)年<sup>5</sup>に発行された報告書にまとめられている。これらは林野庁「クリーンウッド・ナビ<sup>6</sup>」で公開されている。表2.1で示した2019年までに施行された法令等については既存の報告書で解説されているため、本報告書では2020年以降に施行された法令と、関連する情報を収集した。

---

<sup>4</sup> 平成28年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国情報収集事業（平成30年3月発行）

<sup>5</sup> 平成30年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国の現地情報収集事業(大洋州地域等)(令和2年3月発行)

<sup>6</sup> <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/vnm/info.html>



## 2-2 2020年以降に施行された法令等

### 2-2-1 ベトナム木材合法性保証システムに関する政令（VNTLAS 政令）

2019年にEUとベトナムの間でFLEGT VPAが批准され、ベトナム政府はサプライチェーンから違法木材を排除することを公約している。ベトナムでは、年間500万～600万m<sup>3</sup>の丸太や製材を輸入しているが、この輸入品は、国内および輸出市場向けの木材製品の生産に使用されている。VPAの実施では、木材の輸入や輸出用木材製品の合法性を厳しく管理することが求められており、サプライチェーン全体で木材の合法性を管理することが、VPAの中核をなしているといえる。VPAでは、ベトナム国内で消費される木材製品と輸出向けの木材製品の合法性要件は同一であることが強調されている。

ベトナム政府は、VPAの合法性に関する公約を実行に移すため、2020年9月1日に、ベトナム木材合法性保証システムに関する政令(Decree Vietnam Timber Legality Assurance System No. 102/2020/ND-CP<sup>7</sup>、以降、VNTLAS 政令と示す、同年10月30日に施行された。この政令は、6章、30条と3つの付属書で構成されている（表2.2）。サプライチェーンに関わる全ての個人と組織がこの政令の対象となっている。この政令の実施に関する中央当局はMARDであり、各省の人民委員会はVNTLASの普及、実施を支援する。木材の輸出や企業の分類の検証は、省の森林保護当局、もしくは省の農業農村開発局が監督する。この政令の発効により、これまで輸入木材と輸出木材の書類について規定していた、MARD 通達 No.27/2018/TT-BNNPTNT の第17条と第26条は効力を失う。本稿では、日本の輸入者に関係のある、輸入木材の管理、輸出木材の管理、木材加工業者と輸出業者の分類について概説する。なお、国産材の合法性の管理については、2019年に施行された、林産物の管理と追跡に関するMARD 通達 No. 27/2018/TT-BNNPTNT に規定されている<sup>8</sup>。

表 2.2 ベトナム木材合法性保証システムに関する政令(VNTLAS 政令、Decree No. 102/2020/ND-CP)の章立て

チャプター	セクション
I 一般条項	
II 輸入木材と輸出木材の管理	1 輸入木材の管理 2 輸出木材の管理
III 木材加工業者と輸出業者の分類	
IV FLEGT ライセンスと独立評価	1 FLEGT ライセンス発行 2. 独立評価
V 実装のための組織化	
VI 実施条項	
付属書 I 書類の様式 <sup>9</sup>	フォーム No.01 輸入木材の申告書 フォーム No.02 輸入木材製品の申告書 フォーム No.03 輸入木材の原産国申告書 フォーム No.04 輸出木材の原産地確認依頼書

<sup>7</sup> <https://vanban.chinhphu.vn/default.aspx?pageid=27160&docid=200888>

<sup>8</sup> 平成30年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国の現地情報収集事業(大洋州地域等)(令和2年3月発行)

<sup>9</sup> 2-6にフォーム No.01-07を掲載している(日本語仮訳付き)。

	フォーム No.05 輸出/再輸出のために一時的に輸入された木材のリスト フォーム No.06 輸出/再輸出のために一時的に輸入された木材のリスト フォーム No.07 検査記録 フォーム No.08 木材加工および輸出企業の宣言と分類 フォーム No.09 追加商品の説明 フォーム No.10 FLEGT ライセンス フォーム No.11 FLEGT の申請書。ライセンス フォーム No.12 検証議事録 フォーム No.13 FLEGT ライセンスの更新/交換/再発行のリクエスト フォーム No.14 木材の輸出入に関する報告書
付属書 II 木材加工業者と輸出業者の分類の基準	
付属書 III 製品の範囲：FLEGT ライセンススキームの対象となる木材および木材製品の HS コード	

#### (1) 輸入木材の管理（チャプターII セクション1）

VNTLAS 政令は、輸入木材及び木材製品の管理について、木材の輸入に焦点を当てた4つの条文（第4条～第7条）がある。木材の輸出入に関する書類は、これまで MARD 通達 27/2018/TT-BNNPTNT で定められていたが、この VNTLAS 政令で定める書類に変更になる。さらに、MARD は 2022 年にこの通達を修正する予定であるので、注意が必要である。

第4条では、木材輸入者が伐採国の関連法に基づく木材の合法性について法的に責任を持つことが明示されている。輸入者が輸入貨物の全部または一部を一人または複数の購入者に販売する場合、輸入者は輸入木材のパッキングリストから情報を抽出してパッキングリストを作成し、輸入者の署名・捺印が入った輸入木材の書類のコピーを作成し、購入者に提供し、原本を保管する必要がある。また、木材輸入の管理は、原産国のリスク（いわゆる地理的リスク）と、輸入する木材の種のリスクの高低に基づいて実施されることが示されている。

第5条では、地理的リスクの識別基準を詳述している。具体的には、原産国が以下の基準のいずれかを満たす場合、低リスクとみなされる。

- (a) FLEGT ライセンスを発行する木材合法性保証システム（TLAS）が稼働している場合
- (b) ベトナムが VNTLAS 基準を満たしていると認める、伐採国までのサプライチェーン全体を対象とした、木材の合法性に関するデューデリジェンスの拘束力のある国内規制フレームワークを持っていること。

- (c) 世界銀行の Worldwide Governance Indicators (WGI)<sup>10</sup>が 0 以上であり、CITES 規制システムで I レベルにランク付けされ、さらに次の 2 つのうち 1 つの基準を満たしていること：ベトナムと木材に関する二国間協定を結んでいる国、またはベトナムに認められた国家木材認証制度を持つ国であること。

MARD は低リスク国リストを発行・更新し、www.kiemlam.org.vn (MARD の森林保護局のウェブサイト) で公開する。

第 6 条は、樹種リスクを特定するための基準に焦点を当てている。高リスクとみなされる輸入木材樹種は以下の通りである。いずれにも該当しない樹種は、低リスクと認定される。

- (a) ワシントン条約付属書に記載されている樹種
- (b) ベトナムの制度によってカテゴリー IA およびカテゴリー IIA に属するとされる、絶滅の危機に瀕した貴重種および希少種
- (c) ベトナムに初めて輸入される樹種
- (d) ベトナム当局が収穫国で絶滅が危惧される、または違法取引されていると特定した樹種

MARD は関連当局と協力し、6 月 30 日と 12 月 31 日に、輸入された種類の木材のリストを更新し、科学的名称、一般的なベトナム語の名称、英語の名称を含め www.kiemlam.org.vn (MARD の森林保護局のウェブサイト) で公表する。

第 7 条では、輸入者が輸入貨物の通関手続きとして、通常の間税法で定められた通関書類に加えて、提出しなければならない書類が定められている。

1. 輸入木材のパッキングリストの原本 (付属書 I のフォーム No.01 または 02)
2. 次のいずれかの書類
  - (a) CITES 許可証のコピー
  - (b) FLEGT 輸出許可証のコピー
  - (c) 輸入木材原産国申告書 (付属書 I のフォーム No.03)。

上述の「1. 輸入木材のパッキングリストの原本」については、丸太と製材は付属書 I のフォーム No.01 を、木材製品はフォーム No.02 を使用する (日本語訳は 2-6 参照)。これらのフォームには、輸入者の基本情報に加え、輸入木材の輸出国、伐採国、輸出港、輸入港、樹種、数量の記述が求められている。これらのフォームは、輸入時にベトナムの税関当局によって認証されなければならない。同時に提出を求められているのが、CITES 許可証または FLEGT 輸出許可証のコピーであるが、これらに該当しない場合は、輸入木材原産国申告書 (フォーム No.03) に記入する必要がある。記述内容は多岐に渡り、実質的にはこのフォームに輸入木材のデューデリジェンス要件が示されていると言える。フォーム No.03 は、パート A から D の 4 つの主要部分で構成されている (表 2.3)。

表 2.3 輸入木材の原産国申告書 (VNTLAS 政令の付属書 I フォーム No.3) の構成

パート	概要
-----	----

<sup>10</sup> <https://info.worldbank.org/governance/wgi/>

A	輸入木材のパッキングリスト（付属書 I のフォーム No.01、No.02）と同様の情報の記述が求められている。
B	VNTLAS 政令第 5 条と第 6 条に示されている基準を用いて、輸入木材が低リスクか高リスクかを判別する。その結果、輸入木材が低リスクであれば、輸入者はさらなる追加情報を提供する必要はないが、高リスク（地理的リスクもしくは樹種リスクにおいて）と判断された場合には、追加書類の提出が求められる。
C	<p>高リスクとみなされた場合に提出す追加書類について説明している（提出するのはこのうちの 1 つ）。高リスクとみなされた原料となる木材（例：HS 4403、4406、4407）の場合：</p> <p>(a) VNTLAS のすべての基準を満たす、原産国の自主的な証明書または国が発行する証明書</p> <p>(b) 伐採許可証</p> <p>(c) 伐採国で伐採許可証が発行されない場合、輸入者は伐採の合法性を証明する代替文書を提出しなければならない。この場合、輸入者は、その代替文書の内容と発行機関を明確に示し、さらに、サプライヤー情報や伐採許可証が入手できない理由も提供しなければならない。輸入者が伐採の合法性を示すことができる書類を入手できていない場合は、伐採許可証の代替となる他の文書で代用することが求められる。この場合、輸入者は、伐採国、サプライヤーの情報などとともに、伐採の合法性を示す文書を入手できていない理由を提出する必要がある。</p> <p>高リスクとみなされた木材製品（例：HS 4403、4407 を除く HS 44, 94 の製品）の場合：</p> <p>(a) VNTLAS のすべての基準を満たす、原産国の自主的な証明書または国が発行する証明書</p> <p>(b) 輸入者が伐採許可証又は伐採の合法性を証明するその他の書類を持っていない場合は、木材の合法性を示す代替書類と伐採国、サプライヤーの情報を提出する。</p>
D	<p>高リスク木材の輸入者にパート C の書類の提出に加えて、合法性リスクを特定し、リスクを軽減するための追加的措置（デューデリジェンス）が求められている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 該当する木材製品や樹種に適用される伐採国の合法性要件を特定する。</li> <li>2. 輸入する委託品に関連する伐採と取引に関わる全てのリスクの特定と、そのリスクを低減する方法を記載する。</li> </ol>

## (2) 輸出木材の管理（チャプターII セクション 2）

第 8 条では、ベトナムから輸出される木材及び木材製品は合法的なものでなければならないことが明記され、輸出管理は木材の種類、輸入国、木材加工・輸出業者の分類に基づいて行われるとしている（木材加工・輸出業者の分類は政令チャプターIII（本報告書 2-2-1(3)）に定められてい

る)。さらに、輸出する木材製品は、CITES 許可証 (CITES 種の場合)、FLEGT 許可証、もしくは本政令で定めるパッキングリストに紐づいていなければならない。また、FLEGT ライセンスを取得した輸出木材は通関手続き等において優先して出荷されることが強調されている。

第 9 条には、カテゴリー I に属さない企業は、木材を輸出する前に原産地の検証を受けなければならないことが定められている。ただし、国内の人工林から生産された木材を EU 域外の市場に輸出する場合、検証は免除される<sup>11</sup>。木材製品所有者は、検証機関である森林保護当局<sup>12</sup> (検証当局、verifying authority) に申請を行う。申請に必要な書類は下記の通りである。

- a) 付属書 I のフォーム No.04 の原本。
- b) 輸出木材のパッキングリストの原本 (付属書 I のフォーム No.05 (木材の輸出用) またはフォーム No.06 (木材製品の輸出用および再輸出のための輸入用))。
- c) 本政令第 7 条に規定されている輸入用木材書類のコピー (つまり、木材輸入時のパッキングリスト等)、または、農業・農村開発大臣の森林製品の原産地の管理・追跡に関する規則<sup>13</sup>に基づく国内伐採木材の原産地に関する書類。

フォーム No.05 とフォーム No.06 では、輸出者は製品の輸出先に関する情報<sup>14</sup>に加えて、木材の原産地に関する情報が求められており、それはベトナムにおける 5 つの木材ソース (国産植林木、国産天然木、輸入材、没収材、混合材) のいずれかを明記する必要がある。また、樹種名、製品サイズ、輸出量など、木材製品に関する詳細な情報も求められる。

木材製品所有者は検証当局に申請し、検証当局は、申請書の受理から 1 営業日以内に書類の検証を行う。3 営業日以内に現地確認を完了し、認証を付与する。その後、貨物が輸送手段に積み込まれる前に、出荷木材製品全体の 20% について、輸出貨物の検査が行われる。申請書類と実際の木材の重量、数量、仕様、種類、原産地の比較によって出荷の合法性が確認され、検査記録 (付属書 I のフォーム No.07) が発行される。

第 10 条は、輸出時の通関手続きで、関税法で定められた通関書類に加えて必要となる書類を定めている。

1. 木材がワシントン条約の付属書に記載されている場合：ベトナムの CITES 当局が発行した CITES 輸出許可証の原本または電子コピー
2. 木材がワシントン条約のどの付属書にも記載されていない場合：
  - a) EU 市場に輸出される木材の場合：FLEGT ライセンスの原本または電子コピー
  - b) 木材が EU 以外の市場に輸出される場合：所有者がカテゴリー I の企業である場合、所有者が作成したパッキングリストの原本。所有者がカテゴリー I の企業ではない場合、有者

---

<sup>11</sup> 非 EU への輸出には検証が免除されていることについては批判がある。

<sup>12</sup> 英語では "domestic forest protection authority"

<sup>13</sup> MARD 通達 No. 27/2018/TT-BNNPTNT を指す

<sup>14</sup> 現状の VNTLAS では、輸出先が EU かそれ以外 (日本含む) かで要求事項が異なることがある。例えば、上述した国内の人工林から生産された木材の原産地の検証は、非 EU 向けの輸出には不要とされている。このような区別をする理由は、すべての国産植林木の原産地検証を実施すると膨大な作業量となり、担当する政府当局のキャパシティを考慮した結果と想像できる (ベトナム人コンサルタントの見解)。

が作成し、本政令第 9 条に従って国内の森林保護当局が認証したパッキングリストの原本。

### (3) 木材加工業者と輸出業者の分類（チャプターIII）

木材加工業者と輸出業者は、政府の基準を満たしているかどうかによって、カテゴリー I またはカテゴリー II に分類される（第 11 条）。

第 12 条によると、カテゴリー I の企業は以下の基準をすべて満たす企業であり、それ以外はカテゴリー II となる。また、基準の詳細は、付属書 II 「木材加工業者と輸出業者の分類の基準」に詳細が記されている。

- (a) 企業の設立に関する法的要件を遵守し、設立から少なくとも 1 年以上操業している
- (b) 本政令に基づく木材の合法性要件と No. 27/2018/TT-BNNPTNT の要件を遵守している
- (c) 本政令第 27 条の報告書類作成と原本保持を実施する
- (d) 違法な伐採等の犯罪行為による処罰を受けていない

第 13 条は、企業分類のための手続きを定めている。企業は申請書（フォーム No.08）に情報を記入し、本社または加工施設がある受理当局（receiving authority）である各省の森林保護当局に申請する。企業リストは [www.kieclam.org.vn](http://www.kieclam.org.vn) に公開される。

## 2-2-2 VNTLAS 政令実施のための細則

### (1) 輸入木材の樹種リスクと地理的リスクに関する決定

VNTLAS 政令の実施のために、2020 年に MARD 決定(Decision 4832/QĐ-BNN-TCLN<sup>15</sup>)が発行され、ベトナムの輸入樹種のリストと原産国（ベトナムに木材を積極的に輸出する地域）のリストが公表された。これは VNTLAS 政令の輸入木材の合法性の管理に関して、地理的リスク（第 5 条）と樹種リスク（第 6 条）の判断基準が示されているのと同時に、MARD がこれらのリストを作成し公開するという規定に準じたものである。

この決定の付属文書 Annex I<sup>16</sup>はベトナムがこれまで輸入したことがある主な 322 種が掲載され、正式名称である学名とベトナム語の一般名が示されているが、ベトナム語名がない樹種も少なくない。MARD は 2021 年 6 月にこの輸入樹種リストを更新した(Decision 2905/QĐ-BNN-TCLN<sup>17</sup>)。この更新では、MARD 決定 4832 のリストに樹種が追加され、合計 793 種が記載されている<sup>18</sup>。例えば、木材輸入者がこのリストに掲載されていない種を持ち込む場合、VNTLAS 政令に従い、その木材は高リスク樹種とみなされ（第 6 条(c)ベトナムに初めて輸入される樹種）、輸入者は規定された高リスク木材の輸入に求められる要件に従わなければならない（表 2.3 のパート C「高リスクとみなされた場合」を参照）。

MARD 決定 4832 の付属文書 Annex II<sup>19</sup>は、ベトナムへの木材輸出国のポジティブリスト（List of positive geographic regions for wood exports into Vietnam）で、51 カ国（アジア 10 カ国、ヨーロッパ 31 カ国、オセアニア 3 カ国、アメリカ 6 カ国、アフリカ 1 カ国）が掲載されている（表 2.4）。これらの国は、VNTLAS 政令第 5 条に示された条件を満たす国としてベトナム政府によって判断された国と理解することができ、リストに含まれていない国から木材を輸入する場合は「地理的に高リスク」とみなされ、高リスク木材の輸入に求められる要件に従う必要がある。樹種リストとは異なり、この木材輸出国のポジティブリストはまだ更新されていないが、更新のための作業は進んでいるようだ。

表 2.4 MARD 決定 4832 附属書 II ベトナムへの木材輸出国のポジティブリスト

No	国・地域	No	国・地域
1	アジア	27	リトアニア
1	ブルネイ	28	ルクセンブルク
2	台湾（中国）	29	マルタ
3	韓国	30	ノルウェー
4	インドネシア	31	ロシア
5	マレーシア	32	フィンランド

<sup>15</sup> <https://www.mard.gov.vn/VanBan/Pages/4832-qd-bnn-tcln.aspx>

<sup>16</sup> <https://www.mard.gov.vn/VanBan/VanBan/4832-QD-TCLN-271120-PL1.pdf>

<sup>17</sup> <https://www.mard.gov.vn/VanBan/Pages/2905-qd-bnn-tcln.aspx>

<sup>18</sup> <https://www.mard.gov.vn/VanBan/VanBan/2905-QD-TCLN-30062021-PL.pdf>

<sup>19</sup> <https://www.mard.gov.vn/VanBan/VanBan/4832-QD-TCLN-271120-PL2.pdf>

6	日本	33	フランス
7	フィリピン	34	ルーマニア
8	タイ	35	チェコ
9	中国	36	キプロス
10	シンガポール	37	スペイン
II	ヨーロッパ	38	スウェーデン
11	アイルランド	39	スイス
12	英国	40	スロバキア
13	オーストリア	41	スロベニア
14	ポーランド	III	オセアニア
15	ベルギー	42	ニュージーランド
16	ポルトガル	43	オーストラリア
17	ブルガリア	44	ソロモン諸島
18	クロアチア	VI	南北アメリカ
19	デンマーク	45	ブラジル
20	ドイツ	46	カナダ
21	エストニア	47	チリ
22	オランダ	48	アメリカ合衆国
23	ハンガリー	49	ペルー
24	ギリシャ	50	ウルグアイ
25	イタリア	V	アフリカ
26	ラトビア	51	南アフリカ

## (2) 企業分類に関する通達

木材加工事業者・輸出事業者の分類<sup>20</sup>について、MARD は 2021 年 12 月 29 日に企業分類の手順と手続きを定めた通達(Circular 21/2021/TT-BNNPTNT<sup>21</sup>)を公表した(2022 年 5 月 1 日施行)。この通達は、木材加工と輸出を行う企業のみを対象としており、木材輸入企業や、国内市場のみに関連する企業などは対象外である<sup>22</sup>。この通達によって、政府は、企業がカテゴリーIとカテゴリーII のどちらに属しているかを識別することが可能になり、分類に基づいて輸出向け木材・木材製品の合法性を管理する仕組みが適用されることになる<sup>23</sup>。

具体的には、通達第 4 条では、企業は地方当局(local authority)への登録が求められている<sup>24</sup>。登録申請書には、企業の一般的な情報(名称、住所等)、企業の規模(木材加工施設などを所有しているか等)、政府の報告義務、木材の合法性に関する義務、税金や手数料に関する義務を遵守して

<sup>20</sup> 詳細は、2-2-1(3)を参照。

<sup>21</sup> <https://tongcuclamnghep.gov.vn/content/uploads/files/Th%C3%B4ng%20t%C6%B0%20s%E1%BB%91%2021.2021.TT-BNNPTNT.pdf>

<sup>22</sup> これは VNTLAS 政令に基づいているためである。一方で、サプライチェーンに関連するすべての企業についてこのような企業分類がなされるべきという指摘があることに留意する必要がある。

<sup>23</sup> 輸出木材の管理の手続きは、企業分類によって異なる場合がある。2-2-1(2)参照。

<sup>24</sup> VNTLAS 政令によれば、各省の森林保護当局である。



いるか等の記載が求められている。また、この通達の Annex I<sup>25</sup>で要求されているように、企業の設立と運営に関する政府の要求事項（環境関連の要求の遵守、木材のインプットとアウトプット、労働関連の要求の遵守等）、木材の合法性に関する政府の要求事項の遵守に関する情報（伐採関連の要求事項や書類など）が含まれている。申請書は地方当局により評価・確認され、政府の要求事項をすべて満たした企業はカテゴリー I に分類され、森林保護局のウェブサイトに掲載される。それ以外の企業はカテゴリー II のグループとなる。この通達によると、林業総局（Vietnam Administration of Forestry, VNFOREST）はこの通達を実施する上での重要な機関であり、2022年12月31日までに全国的な企業分類情報データベースシステムの構築・管理・運用を森林保護局に指示することになっている。この通達を受けて、各省の農業・農村開発局（provincial department of Agriculture and Rural Development）は、それぞれの地域でこの通達を実施することになる。

---

<sup>25</sup> VNTLAS 政令の Appendix I のフォーム No. 08 と同じ内容である。

## 2-2-3 法令の実施状況

### (1) MARD 通達 No. 27 と VNTLAS 政令の実施状況

過去の報告書<sup>26</sup>では、MARD 通達 No. 27/2018/TT-BNNPTNT の実施、特に使用されている書類の様式について、通達の施行以前の旧様式も使用されている可能性に言及していたが、現在ではそのような状況は改善している<sup>27</sup>。サプライチェーンで木材所有者間のパッキングリストの受け渡しも実施されているとのことである。しかし、MARD 通達 No. 27 が規定する林産物原産地証明書類(forest product origin dossier)と呼ばれるすべての書類が、サプライチェーンで受け渡されているかについては確認できていない。一方で、VNTLAS 政令によって廃止になった条項(木材の輸出入に関する規定)があることや、さらには、今後通達 No. 27 そのものが修正されることが決まっている点(2-2-3(3)を参照)に注意を払う必要がある。

VNTLAS 政令の実施は完全ではない。輸入木材の管理に関しては、2-3 章で示しているように、高リスク国からの木材輸入が未だ継続しており、輸入される丸太と製材の約 4 割を占めている。その主な理由は、管轄官庁が VNTLAS 政令で規定されている高リスク材輸入の要件の実施を見送っており、そのため輸入業者は要件を遵守していないためである。具体的には、輸入業者は、高リスク木材を輸入する際に提出が求められている VNTLAS 政令のフォーム No.03 のパート C とパート D (輸入木材のデューデリジェンスに関わる部分、詳細は表 2.3 を参照)を記入しておらず、同時に必要となる合法性を証明する追加書類も提出していないのが現状である(To et al. 2021<sup>28</sup>)。VNTLAS では、これらの書類は税関当局により認証される必要があるが、輸入事業者は、政府当局から木材の合法性を証明するために適格とみなされる原産国の書類について明確なガイダンスがないと話している。また、税関当局に対しても、政府当局からの明確なガイダンスがないことから、認証が行われていない状況となっている。実際、2020 年から 2021 年前半にかけて税関当局は、木材の合法性管理を管轄する VNFOREST に対し、合法性を証明する文書に関するガイダンスを求めていたが<sup>29</sup>、ガイダンスは提供されなかったために、税関当局は輸入業者にガイダンスを提供することができない状況が生じており、違法リスクのある木材を税関で管理し輸入を回避するということが最終的に実施できていない。また、輸入業者は、「デューデリジェンスのプロセスが複雑すぎる」、「供給国のどの当局が必要な書類を発行しているのか分からない」と感じているとも報告されている。つまり、ハイリスク国からベトナムに輸入された木材を使用した木材製品を日本に輸入する事業者は、その製品に紐づいたフォーム No.03 を入手することができる可能性はあるが、デューデリジェンスに役立つ情報が記載されていない可能性が高く、リス

---

<sup>26</sup> 平成 30 年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国の現地情報収集事業(大洋州地域等)(令和 2 年 3 月発行)

<sup>27</sup> 本調査で実施した FLEGT-VPA のフォーカスポイントである MARD VNFOREST 科学技術・国際協力局(Department of Science, Technology and International Cooperation (DOSTIC))と、ベトナム森林科学技術協会(Vietnam Forest Science and Technology Association (VIFA))の専門家へのインタビューによる情報。

<sup>28</sup> To et al. (2021) "Vietnamese Imports of High-Risk Timber: Current Status and Control Mechanisms" <https://www.forest-trends.org/publications/vietnamese-imports-of-high-risk-timber/>

<sup>29</sup> 本調査に協力したベトナム人のコンサルタントによると、2020 年 12 月 10 日と 2021 年 6 月 7 日付けで税関当局はベトナムに高リスク木材輸入の書類に関する明確なガイダンスを求めるレターを送っている。

ク評価することが困難であると想像される。このような状況は、FLEGT ライセンス発行のためにベトナムが体制を整えていく過程で改善されることが期待される。

VNTLAS 政令の木材加工業者と輸出業者の分類もまだ実施には至っていない。2021 年 12 月末に、木材加工・輸出事業者の分類に関する MARD 通達 21/2021/TT-BNNPTNT が発行された(2-2-2 (2)を参照)。

## (2) 違法伐採と木材貿易に関する米国—ベトナム協定

ベトナムの木材合法性保証システム（VNTLAS）の整備は、EU との FLEGT-VPA によって牽引されてきたことは明らかであるが、それに加えて、米国からの影響も大きく受けている。2020 年のベトナムの木材製品の総輸出入の 60%以上が米国市場からの収入となっている。2020 年にベトナム政府は米国政府から違法伐採木材の取扱いに関する疑惑を提示された。重要な貿易相手国からのプレッシャーは、問題解決のための調査にベトナム政府と民間企業が積極的に協力する強い動機となり、さらに民間企業が違法伐採対策の強化を政府に求めることにつながっており、今後の VNTLAS の整備を加速させることになると考えられる。本章では、ベトナムと米国の間で結ばれた、違法伐採と木材貿易に関する二国間協定について概説する。

2020 年 10 月、米国通商代表部（USTR）は、トランプ大統領（当時）の指示により、2つの通商法 301 条<sup>30</sup>に基づく調査を開始した。「違法に伐採または取引された木材の輸入および使用に関連する特定の貿易慣行<sup>31</sup>」と、「ベトナムドンの過小評価に寄与する可能性のある同国の政策<sup>32</sup>」である。USTR は「米国市場に輸出される木材製品に違法な木材を使用することは、環境に悪影響を及ぼし、規則に従って合法的に伐採された木材を使用する米国の労働者や企業にとって不公平である」との見解で、調査が開始されることになった<sup>33</sup>。USTR は、ベトナムは他国から伐採された木材の輸入に依存しており、その輸入木材のかなりの部分が違法に伐採または取引されたもの（違法木材）であることを示唆する証拠があり、その木材の一部は、ワシントン条約に記載されている種のものである可能性があるとして主張し、以下が調査対象となり、パブリックコメントや公聴会、政府間会合が開催された。

- ① ベトナムの違法木材が、ベトナム、原産地国、または国際的な規則のいずれかに反するかどうか
- ② ベトナムが違法木材の輸入を支持しているかどうか
- ③ 違法木材の輸入と使用に関連するベトナムのその他の行為、政策、慣行など

2021 年 10 月 1 日、USTR は「違法伐採と木材取引に関するベトナム社会主義共和国政府とアメリカ合衆国政府間の協定(Agreement between the government of the Socialist Republic of Vietnam and the government of the United States of America on illegal logging and timber trade)<sup>34</sup>」を調査の結論として発表し、両国が署名した。米国はベトナムから米国に輸出される木材製品に関

---

<sup>30</sup> 米国の包括通商法(1974 年制定)の条項の一つで、不公正と判断された貿易に対して、相手国と協議すること、さらに解決できない場合には、米国が制裁措置を発動できることなどを定めている。不公正かどうかは、大統領の補佐機関である米通商代表部(USTR)が調査・判断し、制裁措置の発動は大統領が行う。いずれも大統領権限によるもので、議会の承認は必要ない(<https://kotobank.jp/word/%E9%80%9A%E5%95%86%E6%B3%95301%E6%9D%A1-1822622>)。

<sup>31</sup> <https://ustr.gov/issue-areas/enforcement/section-301-investigations/section-301-vietnam-timber>

<sup>32</sup> <https://ustr.gov/issue-areas/enforcement/section-301-investigations/section-301-vietnam-currency>

<sup>33</sup> <https://www.thompsonhinesmartrade.com/2020/10/ustr-initiates-two-section-301-investigations-involving-vietnamese-wood-products-using-illegal-timber-and-currency-valuation/>

<sup>34</sup> [https://ustr.gov/sites/default/files/files/Vietnam%20Timber/VN%20Timber%20Agreement%20Text%20\(9-30-21\).pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/files/Vietnam%20Timber/VN%20Timber%20Agreement%20Text%20(9-30-21).pdf)

税を課さないことに合意し、これと引き換えにベトナムは、違法伐採と木材取引に関する複数の懸念への対処を約束することに合意した。

この協定は、高リスクの木材の輸入に重点を置いており、全 20 条のうち 9 条がこのテーマに密接に関連した内容となっている。特に第 2 条では、VNTLAS 政令で定義された高リスクの供給国の範囲を拡大し、ベトナムへの木材輸出国のポジティブリスト（MARD 決定 4832、2-2-2 参照）に掲載されている国であっても、違法伐採や関連取引の証拠があり、それらの国で木材の合法性を証明する不正な書類が存在する場合は、高リスクとみなすことが強調されている。第 5 条では、輸入検査の強化として、リスクの度合いに見合った検査、つまり高リスク木材には厳しい税関検査と通関を実施することとなっている。具体的には、ベトナムは高リスクの輸入品に対して、違法伐採や関連取引に関連する輸入品の側面を評価するだけでなく、木材の合法性を証明する文書の真正性を審査することで検査を行う。CITES 種の輸入は、USTR の調査の重要な懸念事項の一つであったため、ベトナムが CITES 種の輸入、輸出、再輸出のための事前審査のメカニズムを強化することが強調されている。

第 6 条では、ベトナムは VNTLAS の企業分類システムを改訂が求められている。VNTLAS 政令では、木材加工・輸出企業を重視しており、企業の分類（カテゴリー I または II）に基づき、木材製品を輸出する際には、対応する合法性の要件を遵守することになっているが（2-2-1(3) 参照）、この協定では、対象となる企業の範囲を拡大し、サプライチェーンに参加するすべての企業を監視・監督することが約束されている。これを実現するためには、ベトナム政府は VNTLAS 政令を改訂する必要がある<sup>35</sup>。

ベトナムが輸入の合法性を確保するためには、特に高リスクの木材をベトナムに提供している供給国との協力が不可欠であると考えられている。第 10 条はベトナム当局が協力関係を通じて、供給国から木材の合法性を証明する文書を要求し、それらの文書が合法性の検証に十分であることを確認することが約束されている。特に高リスク国との間では、覚書を締結し、その下で木材貿易データの交換を正式に行い、木材の違法な取引や伐採に関与した者を共同で調査・訴追し、それらの国の生産者や輸出者の定期的な監査を行うよう努めるとしている。

また、ベトナム国産材に関する言及もあり、第 8 条で、ベトナムは、国内で伐採された木材およびその木材を原料とする木材製品のすべての輸出が、輸出先にかかわらず、検証の対象となることを保証すると記述されている。これは、VNTLAS 政令の第 9 条にある、「国内の人工林から生産された木材を EU 域外の市場に輸出する場合、検証は免除される」という記載が修正されることを意味しているが、これだけにとどまらず、国産材の管理を規定している MARD 通達 No. 27 の修正がなされる可能性もある<sup>36</sup>。

---

<sup>35</sup> 改定の計画については、2-2-3(3)参照。

<sup>36</sup> USTR の調査に深く関与したベトナム人専門家の見解（インタビュー調査に基づく）。改定の詳細、計画については、2-2-3(3)参照。

この協定の実施を監督するために、USTR と MARD が共同で議長を務める木材作業部会 (Timber Working Group: TWG) が設置され、毎年 2 回の会合が開催される。TWG は、両国政府が貿易データ、VNTLAS の実施、高リスクの輸入品の特定、違法伐採とそれに関連する貿易への取り組みなどに関する情報や最新情報を交換するための中心的な役割を果たす。TWG の第 1 回会合のテーマは、ベトナムと原産国との間の木材貿易データの不一致、特にベトナムとカンボジア、ラオス、カメルーンとの間のデータに焦点を当てることが決定されている。

ベトナム政府は、本協定の発効後 9 か月以内に<sup>37</sup>、すべての誓約を達成するためにとるべき措置を具体的に記述した行動計画を作成しなければならないことになっており、そこでベトナム政府が実際にどのような措置を取るかが明確なると考えられる<sup>38</sup>。一方で、ベトナム政府は計画策定を待たずして行動を起こしている。協定 10 条に示されている、高リスク国との覚書の締結に関する依頼を、ガボン、カメルーン、コンゴ、ブラジル、ラオスに 2021 年 11 月に送付した。ブラジルは、MARD 決定 4832 附属書 II ベトナムへの木材輸出国のポジティブリスト (表 2.4) に含まれている国であるにもかかわらず送付先となっている。このように、この協定によって、VNTLAS に関連する様々な法令の強化のための見直し、近い将来実施される可能性が非常に高いと考えられる<sup>39</sup>。FAO-EU FLEGT プログラムの地域コーディネーターである Bruno Cammaert 氏は、「ベトナム林業局は、2022 年中に、VNTLAS 政令と他の VNTLAS 関連の法律の実施状況を評価する予定で、これにより政令を強化するための調整が行われる可能性が高い。また、輸入規制に関するガイダンスがベトナムの税関や森林保護機関と協議して作成され、トレーニングプログラムが全国的に展開されている。」とコメントしている<sup>40</sup>。

---

<sup>37</sup> この協定は 2021 年 10 月 1 日に署名され、署名日から 1 カ月後に発効するとされているため、2022 年 8 月までとなる。

<sup>38</sup> ベトナム政府は 2022 年 1 月に、協定に対応するための計画を発表した (2-2-3(3)参照)。

<sup>39</sup> 本稿執筆時には法令の改定については未確定であったが、その後ベトナム政府が計画を発表したため、次章で詳細を説明する。

<sup>40</sup> [https://news.mongabay.com/2022/02/vietnams-timber-legality-program-not-making-a-dent-in-risky-wood-imports/?utm\\_medium=Social&utm\\_source=Facebook&fbclid=IwAR2wAjC7aNdV3wA-tGS8PJSFOS4zhHI63gwziFHKWnoi8vpckPoNpV0I6RQ#Echobox=1643810839](https://news.mongabay.com/2022/02/vietnams-timber-legality-program-not-making-a-dent-in-risky-wood-imports/?utm_medium=Social&utm_source=Facebook&fbclid=IwAR2wAjC7aNdV3wA-tGS8PJSFOS4zhHI63gwziFHKWnoi8vpckPoNpV0I6RQ#Echobox=1643810839)

### (3) 今後の法令の改定

ベトナム政府は、2022年2月現在、VNTLASのさらなる改善と適切な実施に関連する作業を実施することを計画しており、それには既存の法令の修正作業も含まれている。本章では、現時点で明らかになっている今後の法令の改定の計画についてまとめた。

#### 1) 違法伐採と木材貿易に関する米国－ベトナム協定への対応

2022年1月20日付けMARD決定「MARDによるベトナム政府と米国政府間の違法伐採・取引の規制に関する協定の実施計画の公布<sup>41)</sup>」(Decision No. 365 / QD-BNN-HTQT)は、2-2-3(2)で述べた二国間協定の実施計画である。サプライチェーンからの没収木材の排除、木材輸出国のポジティブリストの改定、輸入木材の検査強化、FLEGTライセンスのEU域外市場への拡大、ベトナムと木材生産国の協力関係の構築などが含まれている。

#### 2) VNTLAS 政令の改定計画

前項で記したMARD決定を受け、2022年1月24日付VNFOREST局長決定No.43 (Decision No.43/QD-TCLN-KL)「計画 ベトナム木材合法性保証システムを規定する政府の2020年9月1日付政令第102/2020/ND-CP号を修正・補足する政令の策定<sup>42)</sup>」が公表され、VNTLAS政令を改定する作業が開始されることが明らかになった。これは、EU-FLEGT VPAの共同実施委員会 (Joint Implementation Committee, JIC)での議論や、2-2-3(2)に記した、米国との違法伐採と木材貿易に関する協定の影響を強く受けた結果のベトナム政府の対応であることが明記されている。

この局長決定では、VNTLAS政令の実施について調査を行い、評価報告書を作成し(2022年第2、第3四半期)、それに基づき政令の改定案を作成し、最終的に2023年中旬に政令を改定するとしている。政令の修正、補足の内容案には、以下の事項が含まれている：

- 企業分類システム(木材を輸入する企業も対象にする)、
- ベトナムに積極的に木材を輸出している地理的地域の特定において社会組織からの意見を反映させるメカニズム、
- 輸入木材のパッキングリストの検査と検証(税関当局の責任等)。

また、MARD VNFORESTの木材伐採と取引活動に参加する企業の役割と責任の強化に関する公式記録<sup>43)</sup>が木材業界団体<sup>44)</sup>に送付された。政府は木材業界に没収された木材を商業目的で使用しないことを求めており、これは1)のDecision No. 365 / QD-BNN-HTQTに基づいており、より

---

<sup>41)</sup> “DECISION Promulgating the Plan of the Ministry of Agriculture and Rural Development for implementation Agreement between the Government of Vietnam and the Government of the United States on control illegal logging and trade”

<sup>42)</sup> “PLAN Formulation of a Decree amending and supplementing Decree No. 102/2020/ND-CP dated September 1, 2020 of the Government regulating the Vietnam Timber Legality Assurance System”

<sup>43)</sup> MARD/VNFOREST Official Note No.84 (6/1/2022) on enhancing the roles and responsibilities of companies participating in timber exploitation and trade activities

<sup>44)</sup> Vietnam Timber and Forest Product Association と各省の Timber Associations 宛て

広く言えば、VNTLAS 政令に規定されている木材の原産地の説明責任に関する規制を完全に遵守することを求めている。

さらに、2022年1月27日には、MARD 森林保護局(Forest Protection Department, FPD)の公式記録「木材伐出・取引活動に参加する企業の役割と責任の改善<sup>45)</sup>」(No. 38/BNN-TCLN)が各省の森林保護局と Tien Giang 省の農業農村開発局に送付された。これは2022年に実施される MARD 通達 No.27<sup>46)</sup>の差し替えを検討するにあたって現状の評価と課題について意見収集するために送付された。VNTLAS で木材原産地管理の要件をいかに確保するか、生産やビジネスを促進するための有利な条件をいかに整えるか、さらに、規制されていないが実際にはよく行われている問題点などについて、2月末までに送付することを求めている。ここで留意すべき点は、MARD 通達 No.27 は単に修正されるのではなく、代替の新たな通達に差し替えられるという点であり、大幅な変更が行われることが示唆されている。

---

<sup>45)</sup> “MARD FPD Official Note To improve the roles and responsibilities of enterprises participating in timber exploitation and trade activities”

<sup>46)</sup> 表 2.1 参照。詳細は平成 30 年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国の現地情報収集事業(大洋州地域等)(令和 2 年 3 月発行)に記載されている。

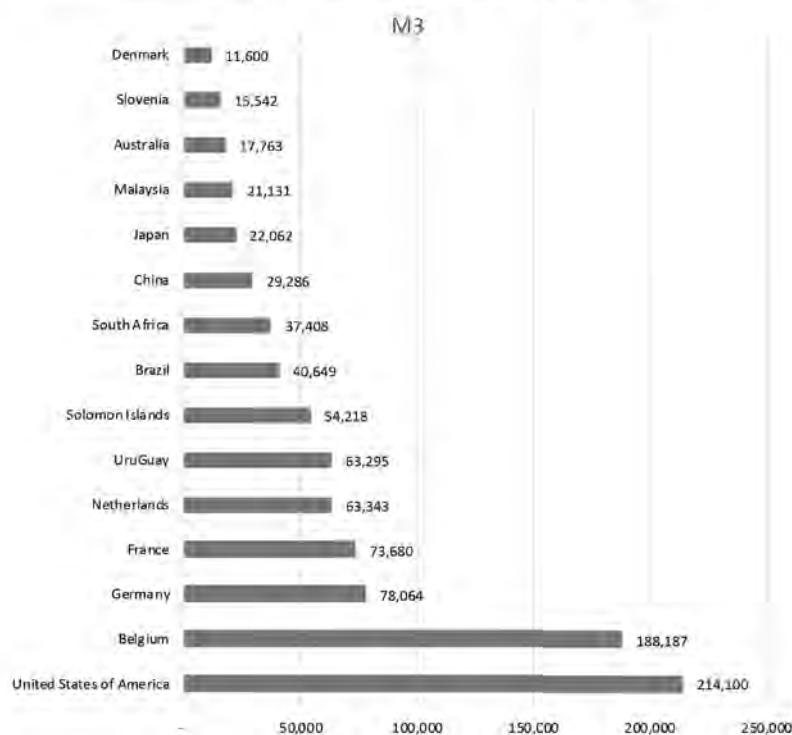


### 2-3 地理的リスクを考慮したベトナムの丸太と製材の輸入量

2-2-2 で示した MARD 決定 4832 の付属文書 Annex II 「ベトナムへの木材輸出国のポジティブリスト」に基づき、ベトナムの丸太と製材輸入量について税関データを使って分析した報告書「ベトナムのハイリスク木材輸入：現状と管理メカニズム(Vietnamese imports of high-risk timber: current status and control mechanisms)」(To et al. 2021)が公開されている<sup>47</sup>。報告書の内容を要約すると次の通りである。

- 2020年のベトナムの木材輸入量は、製材が254万 m<sup>3</sup>、丸太が217万 m<sup>3</sup>、合計579万 m<sup>3</sup> (丸太材換算 (RWE))、金額ベースで14億米ドルであった。
- このうち、MARD 決定 4832 で示されたポジティブ地域からの輸入(低リスク国からの輸入)は65.7% (金額で61%) を占めていた。
- 丸太は41の低リスク国 (MARD 決定 4832 で示されたポジティブ地域) から約100万 m<sup>3</sup> 輸入された。このうち上位15カ国は低リスク国からの丸太輸入量の93%を占める (図2.1)。

Figure 2. Vietnam's top 15 source countries of low-risk logs, 2020



Source: General Department of Vietnam Customs import statistics, as compiled by VIFOREST, Binh Dinh FPA, HAWA, BIFA and Forest Trends

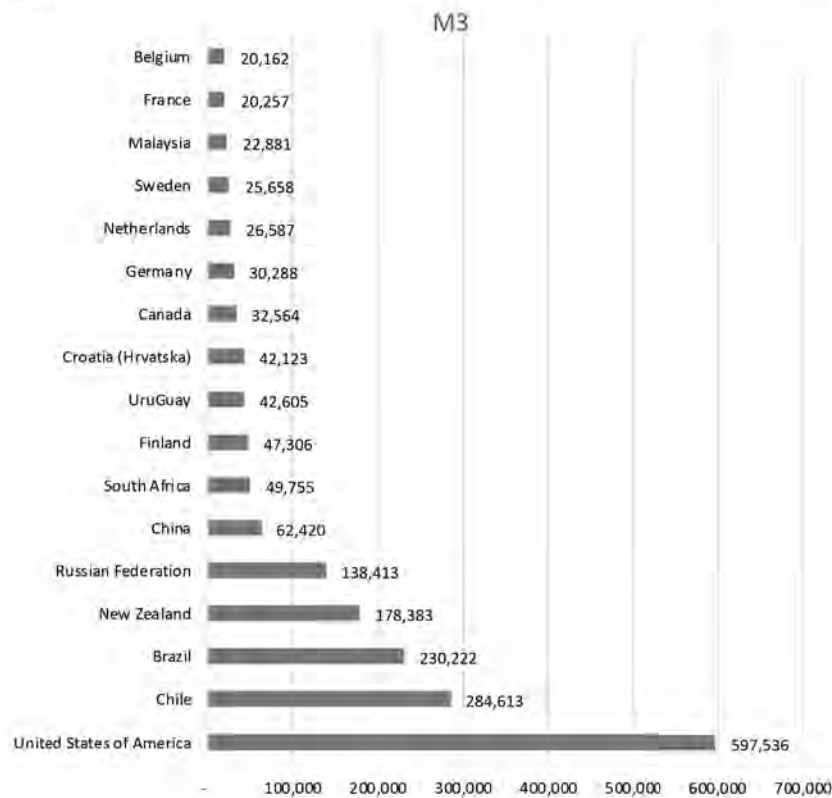
図 2.1 ベトナムの低リスク国からの丸太輸入量(2020年)

出典：To et al. 2021

- 製材は44の低リスク国から約197万 m<sup>3</sup> 輸入された。このうち上位15カ国は低リスク国からの丸太輸入量の98%を占める (図2.2)。

<sup>47</sup> <https://www.forest-trends.org/publications/vietnamese-imports-of-high-risk-timber/>

Figure 4. Vietnam's top 17 source countries for low-risk sawn timber, by volume, 2020



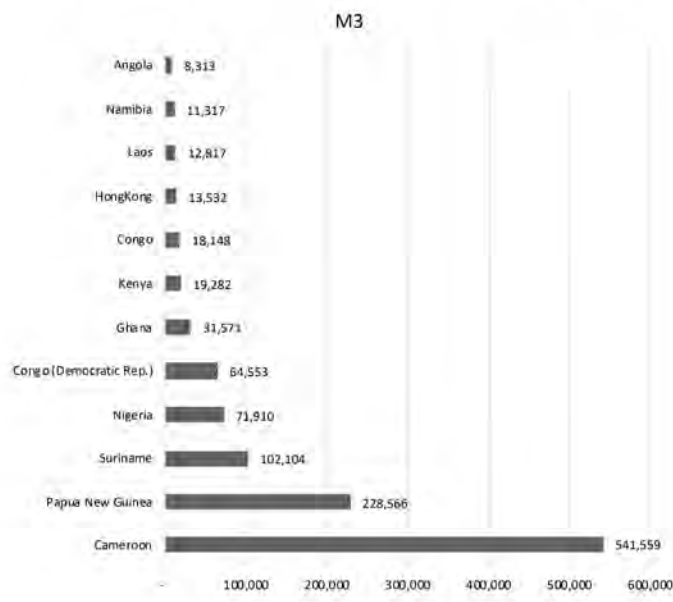
Source: General Department of Vietnam Customs import statistics, as compiled by VIFOREST, Binh Dinh FPA, HAWA, BIFA and Forest Trends.

図 2.2 ベトナムの低リスク国からの製材輸入量(2020 年)

出典：To et al. 2021

- 47 か国の高リスク国 (MARD 決定 4832 で示されたポジティブ地域リストに含まれていない国) から約 117 万 m<sup>3</sup> の丸太を輸入し、輸入量が 1 万 m<sup>3</sup> 以上の 11 カ国からの輸入量が 95% を占めている (図 2.3)。
- 製材は、45 か国の高リスク国から約 57 万 m<sup>3</sup> を輸入し、輸入量が 1 万 m<sup>3</sup> 以上の 12 カ国からの輸入量が 93% を占めている (図 2.4)。
- 報告書は、ベトナムの高リスク国からの丸太と製材の輸入を排除することは困難であり、二国間対話などを通じて VNTLAS の項目の遵守を供給国に要求することを提案している。

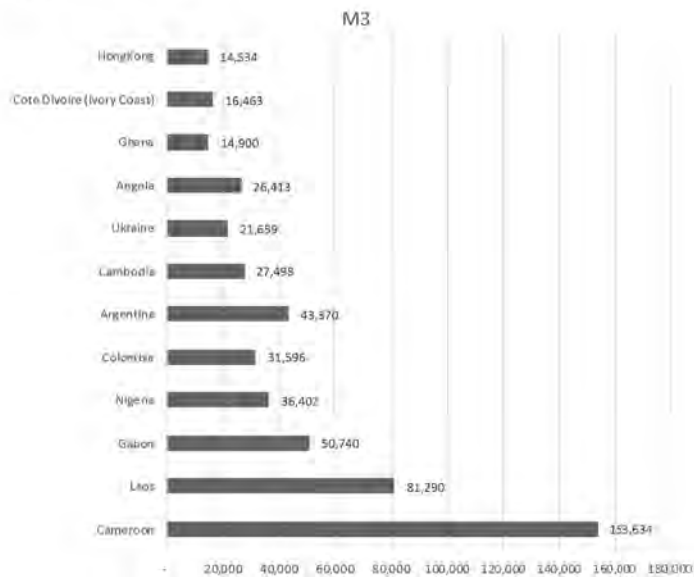
Figure 6. Vietnam's top 11 source countries for high-risk logs, by volume, 2020



Source: General Department of Vietnam Customs. Import statistics as compiled by VIFOREST, Binh Dinh FPA, HAWA, BIFA and Forest Trends

図 2.3 ベトナムの高リスク国からの丸太輸入量(2020年)  
出典: To et al. 2021

Figure 8. Vietnam's top 12 source countries for high-risk sawn timber, by volume, 2020



Source: General Department of Vietnam Customs. Import statistics as compiled by VIFOREST, Binh Dinh FPA, HAWA, BIFA and Forest Trends

図 2.4 ベトナムの高リスク国からの製材輸入量(2020年)  
出典: To et al. 2021

## 2-4 森林認証

### 2-4-1 VFCS/PEFC

2018年、首相決定 No.1288/QD-TTg によって国家森林認証制度 (Vietnam Forest Certification System VFCS) の実施が承認された<sup>48</sup>。FCS を管理するベトナム森林認証局 (Vietnam Forest Certification Office: VFCO)<sup>49</sup>によると、2022年2月現在、285,213 ha の森林が認証を受けている。2021年には、10万 ha 以上のゴム林が認証を受けているのが特徴的である<sup>50</sup>。

2019年からVFCSとProgramme for the Endorsement of Forest Certification Schemes (PEFC)との相互承認が行われている。PEFCのウェブサイト<sup>51</sup>によれば、2021年末時点でベトナムの認証林面積は15件46,657 ha、CoC認証は30件である。

2021年1月JICAプロジェクト「持続的自然資源管理強化プロジェクト フェーズ2」において、ベトナムにおける持続的森林管理に関する認証システムが国際的基準に準拠した形で設立・促進されるための支援が行われることになっている<sup>52</sup>。

### 2-4-2 FSC

2022年2月現在、ベトナムでFSC (森林管理協議会, Forest Stewardship Council) 認証を受けた森林面積は227,523 ha (52件)、CoC認証は1,076件である<sup>53</sup>。2021年にクアンチ省の小規模林業認証グループ協会が、ベトナム初となる竹類の非木材林産物を対象とした (FSC) 認証を取得したことが報告されている<sup>54</sup>。

---

<sup>48</sup> 詳細は、平成30年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国の現地情報収集事業(大洋州地域等)(令和2年3月発行)を参照。

<sup>49</sup> <https://vfcs.org.vn/en/home/>

<sup>50</sup> <https://en.vietnamplus.vn/over-100000ha-of-rubber-plantations-to-get-sustainable-forest-management-certificates-this-year/209041.vnp>

<sup>51</sup> <https://pefc.org/discover-pefc/facts-and-figures>

<sup>52</sup> <https://www.jica.go.jp/project/vietnam/058/outline/index.html>

<sup>53</sup> <https://fsc.org/en/facts-figures>

<sup>54</sup> <https://vir.com.vn/first-fsc-certification-for-non-timber-forest-products-in-vietnam-88746.html>

## 2-5 リスク情報

### 2-5-1 ベトナムの木材の合法性リスクの総合的な情報

ベトナムの木材の合法性リスクに関する情報は、インターネット上に数多く報告されているが、近年のベトナムにおける VNTLAS 構築の取り組みや、それに伴う新しい法令施行に対応している情報はまだ限られている。そのなかで Preferred by Nature(旧 NEPCo)の報告書「Timber Legality Risk Assessment Viet Nam (Version 2.0 | 13 December 2021)<sup>55</sup>」は 2020 年の施行された VNTLAS 政令もカバーしている新しい情報源である。

この報告書では、主に、土地使用・森林所有等に関する法的権利、税金と手数料、木材伐採活動、取引と輸送、サプライチェーンの透明性とトレーサビリティなど、ほとんどの分野においてリスクが確認されたとしている。また、ベトナムの木材の供給源は、植林地（国有・民有・世帯所有）とゴム林（農地）、輸入材であり、それぞれが異なるリスクをはらんでいる。リスクを評価する際は供給源ごとに検討するのが有効である。主なリスクとリスクの管理方法をまとめた（表 2.5）。

表 2.5 ベトナムで確認された主な木材の合法性リスクとリスクの管理方法

	確認されたリスク	リスク管理の方法
土地使用・森林所有等に関する権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地使用権や森林を伐採する権利を証明するものが不足していることがある</li> <li>● 土地の測定値や境界線がリース契約に含まれていないことがある</li> <li>● 不適切なプロセスによって森林所有契約等が締結された可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地使用権証明書またはその他の同等の書類には、実際の面積が記され、地方政府のサインがあることを確認する。</li> <li>● 土地使用権証明書に記載されている森林所有者の名前は、ビジネスライセンス、請求書、林産物のパッキングリストなどの他の書類と一致している必要がある。</li> </ul>
持続可能な森林管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 森林所有者（企業）が、法定<sup>56</sup>の毎年 SFM 計画実施の報告書を省の農業・農村開発局に提出していない。</li> <li>● 新しい法的要件のため森林所有者が SFM 計画策定と報告に対応できていないことから生じている。</li> <li>● 政府当局もこれらを管理する能力が不足している。</li> </ul>	---
伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業・個人が所有し投資した植林地の伐採については、法的な要求事項がなく、リスクはほぼないと考えられる。</li> <li>● 保護区内の木材が違法に伐採され、商業サプライチェーンに入るリスクがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 樹種や木材がどの森林から供給されたのかを確認するための、サプライチェーンマッピングの実施。</li> </ul>

<sup>55</sup> <https://preferredbynature.org/sourcinghub/timber/timber-viet-nam>

<sup>56</sup> Circular 28/2018/TT-BNNPTNT

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 天然林での伐採が禁止されているが、中部高地地方などで違法な天然林伐採のニュースが存在する。</li> </ul>	
取引と輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 木材や木材製品の輸送には、法律上の輸送許可は不要。一般的に輸送時に同梱が求められるのは、パッキングリストと販売者による林産物原産地証明書のコピー。</li> <li>● パッキングリストや林産物原産地証明書の不正は税金関連目的で行われることがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● パッキングリスト、林産物原産地証明書に加え、販売請求書を含め、記載内容の整合性を確認する。</li> </ul>
デューデリジェンス要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 輸入材に対してはデューデリジェンスが法的に要求されているが、実施されていないリスクがある。</li> <li>● 新しい法的要件のため、輸入業者、政府当局共に能力が不足している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● CITES 許可証、FLEGT ライセンスまたは Decree 102/2020/ND-CP の Form no.03 のデューデリジェンス該当箇所を確認する。</li> </ul>
サプライチェーンの透明性とトレーサビリティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ベトナムは、サブサプライヤーの数が多くサプライチェーンが複雑で、サプライチェーンマッピングが特に困難である。</li> <li>● 包括的な木材のインプット・アプトプットの管理が実施されていない。</li> <li>● サプライチェーンのトレーサビリティ・システムが完成していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● サプライチェーンの事業者の森林製品入出庫簿の確認。</li> <li>● サプライチェーンマッピングの実施。</li> <li>● オンラインデータベースでの証書の確認</li> <li>● ビジネス登録証明書<sup>57</sup></li> <li>● VAT インボイス<sup>58</sup></li> <li>● オンサイト監査を実施し、サプライチェーンにおける重要なポイント、CoC システム、デューデリジェンスシステム等を確認。</li> </ul>

Preferred by Nature (2021)を基に作成

また、この報告書はゴム材のリスクにも触れている。ベトナムでは、ゴムの木は、林地または農地で栽培される多目的樹種(multi-purpose tree)と分類され、木材とは取扱いが異なる。現在はゴム材の合法性を確保するための正式な指針等はない。しかし、EU-FLEGT VPA でも、その輸出量の多さからゴム材の合法性は注目されており、将来的には他の木材と同様の合法性の確保を可能にする仕組みができることが期待されている。2019年のゴムの総栽培面積は約941.3千haで7割が農地で栽培されている。国内で伐採されたゴムの木は、国有企業であるベトナムゴムグループ、省人民委員会が管理する企業、世帯、民間企業の4つの生産者に由来し、約半分が世帯によって栽培されている。ベトナムでは、ゴム農園の土地使用と管理権に関連した紛争や違反は報告されておらず、ベトナムゴムグループが所有するゴム農園については、土地保有に関するリスクは低いと考えられると報告されている<sup>59</sup>。

<sup>57</sup> <https://dichvuthongtin.dkkd.gov.vn/inf/default.aspx>

<sup>58</sup> <http://www.tracuuhoaddon.gdt.gov.vn/main.html>

<sup>59</sup> <https://preferredbynature.org/sourcinghub/timber/timber-viet-nam>

## 2-5-2 ベトナムの輸入材のリスク

Vietnam's Import of Tropical Timber and the Implementation of the Vietnam Timber Legality Assurance System: Africa, Cambodia, Laos, and Papua New Guinea<sup>60</sup>は、NGO のフォレスト・トレンドとベトナムの主な木材業界団体が共同で作成し、ベトナムの主要な木材輸入国であるアフリカ、ラオス、カンボジア、パプアニューギニアから輸入された木材のリスクを、VNTLAS 政令の基準で評価することを試み、これらの地域から輸入される丸太と製材の、地理的リスク評価の詳細と、高リスクの樹種についての情報を掲載している。これらの地域からの輸入品、特にカンボジアとラオスからの輸入品には、高リスクの木材種が比較的高い割合で含まれていることが明らかになっている。

Mongabay の記事「Vietnam's timber legality program not making a dent in risky wood imports<sup>61</sup>」では、2-2-3(1)でも述べたように、ベトナムの TLAS に関連する法令が整備されたものの、実施が伴っていないことが指摘されている。以下はこの記事の要約である。

VNTLAS 政令は、違法木材の輸入を排除するための規則であるが、税関データからは、高リスク国からの木材輸入が減少している傾向はみられない。また、輸入された高リスクの熱帯木材のほとんどは、ベトナムの国内市場向けで、高級広葉樹家具に使用される。以前は国内産の木材で十分であったが、2016年にベトナムが国内の天然林伐採を全面的に禁止したため、家具メーカーは他の供給地に目を向けざるを得なくなった。隣国のカンボジアやラオスでも、未加工の木材輸出を抑制する動きが強まり、アフリカからの輸入に頼るようになった経緯があり、ベトナムは現在、中国に次いで世界第2位のアフリカ産木材の輸入国となっている。リスクの高い木材が根強く輸入されているのは、新しいデューデリジェンス要件の実施が不十分であることが主な原因である。ベトナムの輸入業者は、デューデリジェンスのプロセスが複雑すぎる、供給国のどの当局が必要な書類を発行しているのか分からない、供給国の木材ブローカーが、伐採許可証やコンセッション許可証に関する情報は機密事項であるとして、情報提供してもらえないとコメントしている。輸入業者が、アフリカの供給国で操業している中国企業から木材を購入する場合、中国企業が書類を準備することになるが、ベトナム当局や VNTLAS の要求に満たせない場合がある。また、コンゴ共和国、ガボン、カメルーンで操業する中国企業の中には、違法木材の生産流通に関わっているものもあるという報告も存在している。

---

<sup>60</sup> <https://www.forest-trends.org/publications/vietnams-import-of-tropical-timber-and-implementation-timber-legality-assurance-system/>

<sup>61</sup> [https://news.mongabay.com/2022/02/vietnams-timber-legality-program-not-making-a-dent-in-risky-wood-imports/?utm\\_medium=Social&utm\\_source=Facebook&fbclid=IwAR2wAjC7aNdV3wA-tGS8PJSFOS4zhHI63gwziFHKWnoi8vpckPoNpV0I6RQ#Echobox=1643810839](https://news.mongabay.com/2022/02/vietnams-timber-legality-program-not-making-a-dent-in-risky-wood-imports/?utm_medium=Social&utm_source=Facebook&fbclid=IwAR2wAjC7aNdV3wA-tGS8PJSFOS4zhHI63gwziFHKWnoi8vpckPoNpV0I6RQ#Echobox=1643810839)

## 2-6 付属資料

VNTLAS 政令で定められた書類様式のうち、下記7種について、仮訳を収録した。

フォーム No.01 輸入木材の申告書

フォーム No.02 輸入木材製品の申告書

フォーム No.03 輸入木材の原産国申告書

フォーム No.04 輸出木材の原産地確認依頼書

フォーム No.05 輸出/再輸出のために一時的に輸入された木材のリスト

フォーム No.06 輸出/再輸出のために一時的に輸入された木材のリスト

フォーム No.07 検査記録







フォーム03 輸入木材の原産国申告書

Mẫu số 03. Bảng kê khai nguồn gốc gỗ nhập khẩu

BẢNG KÊ KHAI NGUỒN GỐC GỖ NHẬP KHẨU

A. THÔNG TIN CHUNG VỀ LÔ HÀNG

1. Tên và địa chỉ của chủ gỗ nhập khẩu <sup>(1)</sup>: .....
2. Tên và địa chỉ của chủ gỗ xuất khẩu <sup>(2)</sup>: .....
3. Mô tả hàng hóa <sup>(3)</sup>: .....
4. Mã HS: .....
5. Tên khoa học của loài: .....
6. Tên thương mại của loài <sup>(4)</sup>: .....
7. Khối lượng/Trọng lượng/ Số lượng hàng hóa <sup>(5)</sup>: .....
8. Số vận đơn (B/L): .....
9. Số hóa đơn: .....
10. Bảng kê gỗ <sup>(6)</sup>: .....
11. Nước xuất khẩu: .....
12. Quốc gia nơi khai thác: .....

B. MỨC ĐỘ RỦI RO CỦA LÔ HÀNG NHẬP KHẨU

Tùy theo tình trạng lô hàng, đánh dấu vào ô thích hợp dưới đây:

- B1. Gỗ không thuộc loài rủi ro và gỗ từ vùng địa lý tích cực, không yêu cầu tài liệu bổ sung, kê khai theo Mục C, Mục D dưới đây.
- B2. Gỗ thuộc loài rủi ro hoặc gỗ từ vùng địa lý không tích cực, yêu cầu tài liệu bổ sung và kê khai theo Mục C và D dưới đây.

C. TÀI LIỆU BỔ SUNG

1. Gỗ nguyên liệu (ví dụ: thuộc các mã HS 4403, 4406, 4407)

Nếu gỗ nhập khẩu từ loài rủi ro hoặc từ vùng địa lý không tích cực, thì chủ gỗ phải kê khai một trong các tài liệu về nguồn gốc khai thác hợp pháp và xuất trình kèm theo các tài liệu kê khai sau đây:

- a) Chứng chỉ tự nguyện hoặc chứng chỉ quốc gia của nước xuất khẩu được Việt Nam công nhận là đã đáp ứng tiêu chí của Hệ thống bảo đảm gỗ hợp pháp Việt Nam:

TT	Tên loại chứng chỉ	Số hiệu chứng chỉ	Thời hạn của chứng chỉ
	証明書の種類	証明書番号	有効期限

- b) Giấy phép hoặc tài liệu chứng minh được phép khai thác gỗ:

TT	Loại giấy phép hoặc tài liệu	Số giấy phép hoặc số tài liệu	Ngày ban hành	Cơ quan/chủ thể ban hành	Ghi chú
	文書の種類	文書番号	発行日	発行機関	

- c) Trường hợp quốc gia nơi khai thác gỗ không quy định giấy phép khai thác đối với khu rừng mà gỗ này được khai thác, đề nghị cung cấp tài liệu bổ sung sau:

TT	Loại tài liệu <sup>(7)</sup>	Tài liệu số	Ngày ban hành	Chủ thể ban hành	Ghi chú
	文書の種類	文書番号	発行日	発行機関	

A. 委託品に関する一般的な情報

1. 輸入者の名前と住所
2. 輸出者の名前と住所
3. 製品の説明
4. HSコード
5. 樹種の学名
6. 樹種の通称
7. 製品の材積/重量/数
8. 船荷証券
9. 送り状番号
10. ログリスト
11. 輸出国
12. 伐採国

B. 輸入委託品のリスクレベル

輸入貨物の状況に応じて、以下のボックスのうち該当するものにチェックを入れる。

- B1. 木材には高リスク樹種ではなく、ポジティブ地域由来である：輸入者は書類に関する追加的要求はない。
- B2. 木材は高リスク樹種に該当する、または非ポジティブ地域由来である：輸入者は以下のセクションCとDに従って追加の書類と宣言を提出する必要がある。

C. 追加書類

1. 原料となる木材（例：HS 4403、4406、4407）

高リスク樹種であるか、または非ポジティブ地域から輸入される場合、輸入者は合法的な伐採を示す文書の1つを申告し、以下の文書を提出する必要がある。

- a) ベトナムの木材合法性保証システムの基準を満たしていると、ベトナムが認めた輸出国の自主的な証明書または国家的な証明書

- b) 伐採許可証、ライセンス

- c) 伐採国で伐採許可証が発行されない場合、輸入者は以下の書類の提出を求められる。

Quốc gia nơi khai thác:	伐採国
Tên và địa chỉ của nhà cung cấp	サプライヤーの名前と住所
Lý do không quy định giấy phép	伐採許可証がない理由

Đính kèm bản sao các loại tài liệu (nếu có)

d) Trường hợp không có tài liệu khai thác, đề nghị cung cấp thông tin bổ sung sau:

TT	Loại tài liệu thay thế tài liệu khai thác	Tài liệu số	Ngày ban hành	Chủ thể ban hành	Ghi chú
	文書の種類	文書番号	発行日	発行機関	

Quốc gia nơi khai thác:	伐採国
Tên và địa chỉ của nhà cung cấp	サプライヤーの名前と住所
Lý do không có tài liệu khai thác	合法的な伐採に関する文書がない理由

Đính kèm bản sao các loại tài liệu thay thế (nếu có)

2. Sản phẩm gỗ hỗn hợp (ví dụ: các mã HS thuộc chương 44 và 94 ngoại trừ các mã HS: 4403, 4406, 4407)

Nếu sản phẩm gỗ được làm từ gỗ thuộc loài rui ro hoặc từ vùng địa lý không tích cực thì chủ gỗ phải kê khai một trong các tài liệu về nguồn gốc khai thác hợp pháp và xuất trình kèm theo các tài liệu kê khai sau đây:

a) Chứng chỉ tự nguyện hoặc chứng chỉ quốc gia nước xuất khẩu được Việt Nam công nhận là đã đáp ứng tiêu chí của Hệ thống bảo đảm gỗ hợp pháp Việt Nam:

TT	Chứng chỉ (tên và loại)	Số hiệu chứng chỉ	Thời hạn của chứng chỉ
	証明書の種類	証明書番号	有効期限

b) Trường hợp không có giấy phép hoặc tài liệu khai thác:

TT	Tài liệu chứng minh tính hợp pháp của gỗ	Tài liệu số	Ngày ban hành	Chủ thể ban hành	Ghi chú
	文書の種類	文書番号	発行日	発行機関	

Xuất xứ gỗ:	木材の原産国
Tên và địa chỉ của nhà cung cấp/nhà xuất khẩu:	サプライヤーの名前と住所
Tài liệu bổ sung thay thế chứng minh tính hợp pháp của gỗ theo quy định pháp luật của quốc gia nơi khai thác	伐採国の法律に従った木材の合法性を証明する代替補足文書

Đính kèm bản sao các tài liệu chứng minh hợp pháp (nếu có)

書類のコピーを添付する (もしあれば)

d) 輸入者が合法的な伐採に関する文書を持っていない場合は、以下の情報を追加的に提出することが求められる。

書類のコピーを添付する (もしあれば)

2. 木材製品 (例: HS 4403, 4407を除くHS 44, 94の製品)。製品が高リスク樹種から作られている場合、または非ポジティブな地域由来の木材から作られている場合、輸入者は合法的な伐採を示す文書のいずれか一つを申告し、以下の追加文書を提出する必要がある。

a) ベトナムの木材合法性保証システムの基準を満たしていると、ベトナムが認めた輸出国の自主的な証明書または国家的な証明書

b) 輸入者が伐採許可証または合法的な伐採を証明するその他の書類を持っていない場合は、以下の追加情報を提供することが求められる。

書類のコピーを添付する (もしあれば)

**D. CÁC BIỆN PHÁP BỔ SUNG CỦA CHỦ GỖ NHẬP KHẨU ĐỂ GIẢM THIỂU RỦI RO LIÊN QUAN ĐẾN TÍNH HỢP PHÁP CỦA GỖ THEO QUY ĐỊNH PHÁP LUẬT CỦA QUỐC GIA NƠI KHAI THÁC:**

1. Thông tin về quy định pháp luật đối với xuất khẩu gỗ của quốc gia khai thác: Xác định các quy định pháp luật (ví dụ: cấm xuất khẩu, yêu cầu giấy phép xuất khẩu v.v...) áp dụng đối với xuất khẩu gỗ cho từng sản phẩm hoặc loài của quốc gia nơi khai thác.

TT	Sản phẩm, loài và quốc gia nơi khai thác	Quy định pháp luật đối với xuất khẩu gỗ của quốc gia nơi khai thác	Bảng chứng tuân thủ

2. Xác định rủi ro và biện pháp giảm thiểu: Xác định bất cứ rủi ro về khai thác và thương mại bất hợp pháp liên quan đến lô hàng theo quy định pháp luật của quốc gia nơi khai thác và đề xuất các biện pháp giảm thiểu.

TT	Các rủi ro	Biện pháp giảm thiểu rủi ro

**Cam kết của chủ gỗ nhập khẩu:** Tôi xin cam kết những thông tin kê khai là đúng, đầy đủ, chính xác và chịu trách nhiệm trước pháp luật về những thông tin đã kê khai.

....., ngày ..... tháng ..... năm .....

**CHỦ GỖ NHẬP KHẨU**

(Ký, ghi rõ họ tên, đóng dấu (nếu có))

木材輸入業者(署名、捺印)

D. 伐採国の合法性要件に基づく、木材の合法性リスクを軽減するための輸入者の追加措置

1. 伐採国からの木材輸出に関する合法性要求事項の情報：該当する木材製品や該当する樹種に適用される合法性要件（輸出禁止、輸出許可の要件など）の特定。

2. 合法性リスクの特定とリスク軽減方策：伐採国の合法性要件に従った委託品に関連する違法伐採と関連取引に関するすべてのリスクの特定と、そのリスク軽減の提案

**輸入木材所有者のコミットメント：**私はここに、宣言された情報が真実、完全、正確であり、宣言された情報について法律の前に責任を負うことを約束します。

フォーム04 輸出木材の原産地確認依頼書

Mẫu số 04. Đề nghị xác nhận nguồn gốc gỗ xuất khẩu

CỘNG HÒA XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM  
Độc lập - Tự do - Hạnh phúc

日付 (日、月、年)

....., ngày ..... tháng ..... năm .....

**ĐỀ NGHỊ XÁC NHẬN NGUỒN GỐC GỖ XUẤT KHẨU**

(Gỗ có nguồn gốc từ rừng trồng trong nước không phải xác nhận)<sup>(1)</sup>

Kính gửi <sup>(2)</sup>: .....

1. Tên chủ gỗ <sup>(3)</sup>: .....; MST/MSDN/CMND/CCCD <sup>(4)</sup>: .....

2. Địa chỉ <sup>(5)</sup>: .....; Số điện thoại: ....., Địa chỉ Email: .....

3. Địa điểm kiểm tra <sup>(6)</sup>:  
.....

4. Khối lượng/Trọng lượng/Số lượng gỗ: .....

輸出木材の原産地確認依頼  
(国内植林地由来の木材は確認  
は不要)

1. 木材所有者名：納税者番号/  
識別番号
2. 住所、電話番後、E-mail
3. 検査場所
4. 木材の数、重量
5. 添付書類

5. Hồ sơ kèm theo <sup>(7)</sup>:  
.....

Chúng tôi/Tôi cam kết những nội dung kê khai trong đề nghị này là đúng sự thật và chịu trách  
nhiệm trước pháp luật về sự trung thực của thông tin.

Đề nghị <sup>(8)</sup> ..... xem xét kiểm tra, xác nhận bằng kê gỗ./

私はこの要求で宣言された情報が真実  
であることを約束し、情報の真実性  
について法律の前に責任を負います。  
リストの確認と検証を申請します。

**CHỦ GỖ**

(Ký, ghi rõ họ, tên, đóng dấu (nếu có))

所有者 (署名、捺印)







フォーム06 輸出/再輸出のために一時的に輸入された木材のリスト

Mẫu số 06. Bảng kê sản phẩm gỗ xuất khẩu/tạm nhập, tái xuất

.....  
 .....  
 -----  
 Số<sup>(1)</sup>: /BKSPGXK Tờ số<sup>(2)</sup>: ..... Tổng số tờ: .....

**CỘNG HÒA XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM**  
**Độc lập - Tự do - Hạnh phúc**

**BẢNG KÊ SẢN PHẨM GỖ XUẤT KHẨU/TẠM NHẬP, TÁI XUẤT**

1. Tên chủ sản phẩm gỗ<sup>(3)</sup>: .....; MST/MSDN/CMND/CCCD<sup>(4)</sup>: .....
  2. Địa chỉ chủ sản phẩm gỗ<sup>(5)</sup>: .....
  3. Số điện thoại: ..... ; Địa chỉ Email: .....
  4. Tên khách hàng nhập khẩu<sup>(6)</sup>: .....
  5. Địa chỉ khách hàng nhập khẩu: .....
  6. Quốc gia nhập khẩu: .....
  7. Cảng/cửa khẩu xuất khẩu: .....
  8. Nguồn gốc sản phẩm gỗ<sup>(7)</sup>: .....
- Chế biến từ nguyên liệu gỗ khai thác trong nước:  Gỗ rừng trồng.  Gỗ rừng tự nhiên.
- Chế biến từ nguyên liệu gỗ nhập khẩu.
- Chế biến từ nguyên liệu gỗ sau xử lý tịch thu.
- Chế biến từ nguyên liệu gỗ hỗn hợp.
9. Số hóa đơn theo quy định của Bộ Tài chính (nếu có): ..... Ngày ..... tháng ..... năm .....

1. 木材所有者名： 納税者番号/識別番号
2. 住所
3. 電話番後、E-mail
4. 輸入者名
5. 住所
6. 輸入国
7. 輸出港/国境ゲート
8. 輸出する木材の原産地  
 国内で収穫された木材を加工した製品：植林木 天然林木  
輸入材を加工した製品  
没収材を加工した製品  
混合木材を加工した製品
9. 財務省が規定する請求書番号（ある場合）と日付

10. Thông tin sản phẩm gỗ:

10. 木材製品に関する情報

TT	木材製品名 Tên sản phẩm gỗ <sup>(8)</sup>	Số hiệu/ nhãn đánh dấu (nếu có) 製品コード マーク	Đơn vị tính	原材料の樹種名 Tên gỗ nguyên liệu <sup>(9)</sup>				Số lượng sản phẩm	Khối lượng/ trọng lượng sản phẩm	Ghi chú	
				Tên phổ thông/tên thương mại	Tên tiếng Anh (nếu có)	Tên khoa học	Nhóm loài <sup>(10)</sup>				製品数
1				<ul style="list-style-type: none"> <li>• 俗称・貿易上の名称</li> <li>• 英語名</li> <li>• 学名</li> <li>• 樹種のカテゴリー</li> </ul>							
2											
...											
<b>Tổng:</b>											

Chúng tôi/Tôi cam kết những nội dung kê khai trong bảng kê này là đúng sự thật và chịu trách nhiệm trước pháp luật về sự trung thực của thông tin./.

私は、このリストで宣言された情報が真実であることを約束し、情報の真実性について法の前に責任を負います。

**XÁC NHẬN CỦA CƠ QUAN  
KIỂM LÂM SỞ TẠI<sup>(11)</sup>**

森林局による認証  
(署名、捺印)

Ngày ..... tháng ..... năm .....  
**TỔ CHỨC, CÁ NHÂN  
LẬP BẢNG KÊ SẢN PHẨM GỖ**

所有者 (署名、捺印)

# フォーム07 検査記録

Mẫu số 07. Biên bản kiểm tra

CỘNG HÒA XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM  
Độc lập - Tự do - Hạnh phúc

## BIÊN BẢN KIỂM TRA

Hôm nay, hồi ..... giờ ..... ngày ..... tháng ..... năm .....

Tại: .....

年月日  
場所

### I. THÀNH PHẦN

#### 1. Đại diện cơ quan kiểm tra:

1- ..... chức vụ: ..... đơn vị: .....

2- ..... chức vụ: ..... đơn vị: .....

3- ..... chức vụ: ..... đơn vị: .....

I 構成  
1 検査機関代表  
1- 、職位、所属

#### 2. Đại diện tổ chức, cá nhân được kiểm tra:

- Tên chủ gỗ<sup>(1)</sup>: .....

- Địa chỉ<sup>(2)</sup>: .....; địa chỉ Email: .....

- MSKD/MSDN/MST: .....; ngày cấp .....; nơi cấp .....

- Số CMND/CCCD: .....; ngày cấp .....; nơi cấp .....

2 検査対象の組織と個人の代表  
-木材所有者指名  
-住所 emai  
-MSKD/MSDN/MST: 発行日：  
発行場所  
-IDカード番号：発行日：発行  
場所

### II. NỘI DUNG KIỂM TRA

#### 1. Kiểm tra hồ sơ gỗ<sup>(3)</sup>:

.....  
.....  
.....

II. 検査内容  
1. 木材の記録検査  
2. 材積、重量、仕様、樹種の検査  
3. 追加書類提出要求の検査

#### 2. Kiểm tra khối lượng, trọng lượng, số lượng, quy cách, loài gỗ<sup>(4)</sup>:

.....  
.....

#### 3. Yêu cầu xuất trình các tài liệu bổ sung<sup>(5)</sup>:

.....  
.....

### III. KẾT LUẬN SAU KIỂM TRA

III. 検査の結論

Sau khi đọc lại biên bản, những người có tên nêu trên cùng nghe, công nhận đúng và chịu trách nhiệm trước pháp luật về các nội dung đã ghi và kết luận nêu trên, cùng thống nhất, ký và ghi rõ họ tên vào biên bản.

Biên bản lập thành ..... bản, giao cho tổ chức, cá nhân được kiểm tra một bản./.

検査記録を確認し、上記の人物は、上記の内容と結論を聞き、正しく認め、法の前で責任を負い、同意し、署名し、検査記録に署名する。検査記録は…枚複製され、1つは検査対象組織または個人に割り当てられるものとする。

検査対象組織・個人（署名）

検査チーム代表（署名）

CÁ NHÂN/TỔ CHỨC ĐƯỢC KIỂM TRA  
(Ký, ghi rõ họ tên)

ĐẠI DIỆN TỔ CHỨC KIỂM TRA  
(Ký, ghi rõ họ tên)



## 3 インドネシア

### 3-1 概要

本報告書は、平成 28 年度林野委託事業で作成されたインドネシア国別報告書（以下、「H30 インドネシア報告書」）<sup>1</sup>の更新版である。

インドネシアは SVLK (Sistem Verifikasi Legalitas Kayu) (英語名: Indonesian Timber Legality Assurance System) と称される木材合法性証明システム<sup>2</sup>を構築し、インドネシアから輸出される木材製品には、合法性証明書 (EU 向けには FLEGT ライセンス、日本を含むその他の国に対しては V-Legal ドキュメント) が発行される。

「H30 インドネシア報告書」が解説したよう、2016 年に制定された「環境林業大臣令 P.30/2016」及び「PHPL 局長令 SK.14/2016」が林業及び木材合法性証明システム (SVLK) を規定する主要な法令であった。しかしながら、それ以降にも規則の改訂が行われ、2020 年に制定された「環境林業大臣令 P.21/2020」と「PHPL 局長令 SK.62/2020」によってプロセスの強化や実施の効率化が図られた。さらに、2020 年 11 月 2 日にジョコウィ大統領の署名により、投資と雇用創出を促すことを目的とした「雇用創出法 (法律 2020 年第 11 号)」が成立し、実施細則の整備と実施が関係省庁で進められる。その結果、2021 年 2 月には、林業に関する規則を包括する「政府令 No.23/2021」が制定され、同年 4 月に「環境林業大臣令 P.8/2021」が制定された。

木材合法性証明システム (SVLK) のメカニズムと 2017 年までに施行された法令等については、「H30 インドネシア報告書」で解説されている。本報告書ではそれ以降に施行された法令、特に「環境林業大臣令 P.21/2020」、「PHPL 局長令 SK.62/2020」及び「環境林業大臣令 P.8/2021」を中心に、木材合法性証明システム (SVLK) に関する更新と実施状況について報告する。

本報告書の構成は以下である。3-2 章では「林業及び木材合法性証明システム (SVLK) に関連する体制」について概要を示す。3-3 章では「林業及び木材合法性証明システム (SVLK) に関する法的枠組みの更新」について説明し、3-4 章は「木材合法性証明システム (SVLK) の実施状況と課題」について述べる。3-5 章では、最近の「木材生産・流通状況」について、そして 3-6 章では「自主的な森林認証制度」の更新状況を示す。

<sup>1</sup> <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/idn/29report-idn02.pdf>

<sup>2</sup> 木材合法性証明システム (SVLK) は、林業・木材産業に携わる事業者の認証と、木材製品に対し発行される合法証明書類 (V-Legal ドキュメント) により、合法性を証明するものである。木材製品の輸出にあたっては、環境林業省から認定された民間の木材合法性審査機関 (LVLK) が、認証を受けた事業者が扱う輸出物の合法性を納品書単位で審査・確認し、合法性証明書類を発行する。木材合法性証明システム (SVLK) の詳細は「H30 インドネシア報告書」を参照。

### 3-2 林業及び合法木材に関連する行政の体制

森林行政及び木材合法性証明システム (SVLK) 運営体制について更新はない (表 3.1)。中央政府の環境林業省 (Ministry of Environment and Forestry) と州森林局が森林行政全般を担う。木材製品の貿易に関しては、商業省 (Ministry of Trade) と税関/財務省 (Ministry of Finance) も役割を果たす。

木材合法性証明システム (SVLK) の運営に関しては、国家認定機関 (KAN) が民間の独立審査認定機関 (LP-VI) を審査し、適合性評価機関認定証を与える。独立審査認定機関 (LP-VI) は、木材関連事業者の申請に基づき適格性を審査し、持続的森林管理証明書 (S-PHL/旧称 S-PHPL) または木材合法証明書 (S-Legality/旧称 S-LK) を認証する。独立審査認定機関 (LP-VI) の中から十分な能力を有するものとして、木材合法性審査機関 (LVLK) が環境林業省から認定を受け指名される。木材合法性審査機関 (LVLK) は木材製品の輸出の際に、合法性を審査し、合法性証明書 (FLEGT ライセンスまたは V-Legal ドキュメント) を発行する。

表 3.1 林業及び木材合法性証明システム (SVLK) に関する体制

組織名	役割と責任
環境林業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 森林資源の管理と利用を管轄し、SVLK を運営</li> <li>▪ 森林管理と木材の合法性に関する規範、基準、ガイドラインを策定</li> <li>▪ 森林管理と木材利用に関するビジネス・ライセンスを発行する権限を有す</li> </ul>
商業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 貿易全般を管轄</li> <li>▪ 輸出入承認に関する申請システム「INATRADE」を管理</li> </ul>
関税/財務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 関税を徴収し、木材製品を含む商品の入出庫を管理</li> <li>▪ 通関書類や許可証など、輸出入に関わる書類の電子システム「Indonesia National Single Window (INSW)」を管理</li> </ul>
州森林局	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 生産林および保護林における森林管理ユニット (FMU) の実施に責任を有す</li> <li>▪ 環境林業省に対して事業者のビジネス・ライセンスの推奨を行う</li> </ul>
国家認定機関 (KAN)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 独立審査・検証機関 (LP-VI) の認定を含む、適合性評価の認定を行う</li> </ul>
独立評価審査機関 (LP-VI)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 民間組織で KAN から認定され、持続的森林管理証明書 (S-PHL/旧称 S-PHPL) と木材合法証明書 (S-Legality/旧称 S-LK) の審査を行う</li> </ul>
木材合法性審査機関 (LVLK)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 独立審査・検証機関 (LP-VI) の中から十分な能力を有する機関が木材合法性審査機関 (LVLK) として認定を受ける。合法木材証明 (VLK) を行い、FLEGT ライセンスと V-Legal ドキュメントを発行する</li> </ul>

### 3-3 林業及び木材合法性証明システム（SVLK）に関する法的枠組みの更新

#### 3-3-1 2017 年以降に制定された法令等

2016 年に制定された「環境林業大臣令 P.30/2016」及び「PHPL 局長令 SK.14/2016」が林業及び木材合法性証明システム（SVLK）を規定する主要な法令であった。しかしながら、それ以降も実施規則は、プロセスを強化し運営を円滑にするために何度も改訂が行われている。2017 年以降に制定された主要な法令を表 3.2 に取りまとめる。

表 3.2 2017 年以降に制定された林業および SVLK に関連する主要な法令

法令	年		概要
	制定	施行	
環境林業大臣令 P.21/2020	2020 年 10 月 21 日	2020 年 11 月 2 日	「環境林業大臣令 P.30/2016」の改訂版。森林管理および木材製品の合法性と検証について規定
PHPL 局長令 SK62/2020	2020 年 12 月 20 日	2020 年 12 月 20 日	「PHPL 局長令 SK.14/2016」の改訂版。持続的森林管理、木材合法性、輸入木材のデューデリジェンス、供給者確認書、V-Legal ドキュメント/FLEGT ライセンスの発行に関する評価基準および手順についてガイドラインを提供
雇用創出法（法律 2020 年第 11 号）	2020 年 11 月 20 日	2020 年 11 月 20 日	投資促進と雇用創出を目的に、規制要件の緩和や労働環境の変更に向けて様々な法令の変更・改訂を行う
政府令 No.23/2021	2021 年 2 月 21 日	2021 年 2 月 21 日	雇用創出法成立を受けて制定された林業に関連する政府令
環境林業大臣令 P.8/2021	2021 年 4 月 21 日	2021 年 4 月 21 日	木材製品の競争力向上と森林の持続可能な管理を目的に、森林管理計画・伐採と加工等の林業全般及び検査手順等を規定。SVLK に関して、木材製品の合法性だけでなく持続性の観点を含めることを強調し、木材製品だけでなく非木材林産物も対象として含めることを示す

「環境林業大臣令 P.30/2016」及び「PHPL 局長令 SK.14/2016」に基づいて運用されていた木材合法性証明システム（SVLK）は、2020 年に制定された「環境林業大臣令 P.21/2020」と「PHPL 局長令 SK.62/2020」によって更新された。さらに、2020 年 11 月 2 日にジョコウィ大統領の署名により、既存の 70 以上もある法律をひとまとめにして、投資と雇用創出を促すための「雇用創出法」が成立し、実施細則の整備と実施が関係省庁で進められる。その結果、2021 年 2 月には、林業に関する規則を包括する「政府令 No.23/2021」が制定され、「環境林業大臣令 P.21/2020」は

2021年4月に「環境林業大臣令 P.8/2021」によって改訂された。こうした法令の改訂によって、木材合法性証明システム（SVLK）の制度において以下の事項で変更が行われた：

- 合法性基準及び事業許可の名称と区分
- 認証の有効期間と審査頻度
- 木材の流通段階（木材集積場と在庫木材製品）における制度
- 輸入木材製品の合法性確認に関する制度
- 木材の輸出制度に関する制度

さらに、新たな「環境林業大臣令 P.8/2021」により、木材合法性証明システム（SVLK）は木材製品の合法性だけでなく、持続性の観点を重視することが示された。環境林業省は、木材合法性証明システム（SVLK）における持続性の側面を強化するために、持続可能な森林管理のためのガイドラインと基準の見直し、森林の土地利用転換及び産業造林のパフォーマンスを綿密に評価・モニタリングすることを検討している<sup>3</sup>。また、同大臣令は、木材合法性証明システム（SVLK）は木材製品だけでなく、非木材林産物も対象とすることを示した。これに伴い、V-Legal のロゴマークの変更版が示された（後述：3-3-5 V-Legal ロゴの変更）。

本稿執筆時点（2022年2月）において、木材合法性証明システム（SVLK）の審査は「環境林業大臣令 P.21/2020」と「PHPL 局長令 SK.62/2020」に基づいて行われる。ただし、「環境林業大臣令 P.8/2021」の制定により、さらなる改訂プロセスが進んでおり、詳細な実施規則とガイドラインの検討が行われている。

### 3-3-2 合法性基準の更新及び事業許可の名称と区分の変更

木材生産・流通・加工・取引に関する事業者は、持続的森林管理証明書（S-PHPL）<sup>4</sup>、または木材合法証明書（S-LK）<sup>5</sup>を取得することが義務付けられる。2021年に制定された「環境林業大臣令 P.8/2021」により、S-PHPL は **S-PHL** に、S-LK は **S-Legalitas** と名称が変更となった。ただし、2022年2月時点では新名称への移行期間中となっており、S-PHPL と S-LK という名称が引き続き使われている。

2020年に制定された「PHPL 局長令 SK.62/2020」によって、持続的森林管理証明書（S-PHL／旧称 S-PHPL）は、生態系修復林木材利用事業許可（IUPHHK-RE）には不必要となった（表 3.3）。天然林木材利用事業許可（IUPHHK-HA）、産業造林木材利用事業許可（IUPHHK-HTI）及び森林管理権者<sup>6</sup>。（これら国有林の事業許可は森林利用ビジネス・ライセンス：PBPH<sup>7</sup> と称される）に対しては引き続き必須であり、有効な持続的森林管理証明書（S-PHL／旧称 S-PHPL）なしに

<sup>3</sup> Profundo Research & Advice (2021) Third Periodic Evaluation of the Indonesia-EU VPA/FLEGT: Executive summary (29 November 2021)

<sup>4</sup> 持続的森林管理証明書（S-PHPL）の詳細については、「H30 インドネシア報告書」を参照。

<sup>5</sup> 木材合法証明書（S-LK）の詳細については、「H30 インドネシア報告書」を参照。

<sup>6</sup> 森林管理権者：法令の規定に沿って森林管理を実施する権利を受託した林業分野の国営企業。

<sup>7</sup> 森林利用ビジネス・ライセンス（Perijinan Berusaha Pemanfaatan Hutan/PBPH）：「政府令 No.23/2020」によって導入された用語で、生産林と保護林における森林利用事業を対象とする。



丸太を販売することは出来ない。ただし新規事業の場合は、最初の3年間だけ木材合法証明書（S-Legalitas／旧称 S-LK）による運営が可能となっている。

表 3.3 「PHPL 局長令 SK.62/2020」による持続的森林管理証明書（S-PHL／旧称 S-PHPL）取得義務の変更

事業許可	旧制度	新制度
天然木材利用事業許可（IUPHHK-HA）	必須	必須
人工林事業許可（IUPHHK-HT）	必須	必須
生態系修復林事業許可（IUPHHK-RE）	必須	不要
森林管理権者	必須	必須

持続的森林管理証明書（S-PHL／旧称 S-PHPL）を取得するために、森林利用ビジネス・ライセンス取得者（PBPH）は、森林インベントリ、10年間の森林利用事業計画（RKUPH）及び年間森林利用作業計画（RKTPH）の作成が必要となる。そのプロセスには時間がかかることから、初期段階で、木材の合法性を証明する木材合法証明書（S-LK）を申請する機会が与えられる。木材合法証明書（S-Legalitas／旧称 S-LK）を取得した森林利用ビジネス・ライセンス取得者（PBPH）は、承認された森林利用事業計画（RKUPH）と年間森林利用作業計画（RKTPH）に従って生産した丸太に V-Legal マークを使用することができる。木材合法証明書（S-Legalitas／旧称 S-LK）の有効期間は3年間で、毎年1回の審査を受ける。延長はできず、3年後には持続的森林管理証明書（S-PHPL）の取得が必要となる。

「PHPL 局長令 SK.62/2020」によって木材合法性証明書（S-Legalitas／旧称 S-LK）の取得が義務付けられている事業許可を表 3.4 に示す。なお、同局長令とその後制定された法令によっていくつかの事業許可の名称または区分が変更された。

表 3.4 木材合法性証明書（S-Legalitas／旧称 S-LK）の取得が義務付けられている事業許可と名称の変更

事業許可	変更点
コミュニティ林木材利用事業許可（IUPHHK-HKm）	無し
民有林木材利用事業許可（IUPHHK-HTR）	無し
村落林木材利用事業許可（IUPHHK-HD）	村落森林管理権者（HPhD）に変更
再生林木材利用事業許可（IUPHHK-HTHR）	無し
木材利用許可（IPK） <sup>8</sup> 及び林地賃貸利用許可（IPPKH） <sup>9</sup>	無し

<sup>8</sup> 木材利用許可（IPK）：樹木が残っている地域をオイルパーム・プランテーション開発や大規模造林利用する際に、森林を伐採するために事業者が取得する許可。

<sup>9</sup> 林地賃貸利用許可（IPPKH）：石炭採掘事業等の当該森林地域を林業活動以外の開発目的で森林を伐採するために与えられる許可。

木材第一次産業事業許可 (IUIPHHK)	IUIPHH に変更後、さらに PBPHH に変更
コミュニティ木材加工業 (IPKR)	PBPHH に組み込まれる
設備投資額 2 億 Rp 以上の二次木材加工事業許可 (IUI)	大・中・小に区分される
設備投資額 2 億 Rp 未満の二次木材加工事業許可 (TDI)	IUI に組み込まれ、大・中・小に区分される (TPK-RT の登録は廃止)
登録木材集積場 (TPT)	
家内工業 (IRT/Pengrajin)	
(丸太) 登録木材集積場 (TPT-KB)	
コミュニティ登録木材集積場 (TPK-RT)	
非生産者の輸出事業者 (Non-Producer Exporter)	SIUP ホルダーに変更
木材・林産物利用の合法性の所有者	無し
慣習的森林所有者	無し

「PHPL 局長令 SK.62/2020」によって、二次木材加工事業許可である IUI 及び TDI、登録木材集積場 (TPT)、家内工業 (IRT/Pengrajin) 事業者は、二次木材加工事業許可 (IUI) の大・中・小のカテゴリーに整理された。この区分化は、産業分野における企業の分類方法に従ったものである。さらに同局長令は、私有地で自然に生えている天然木の利用許可 (PHAT)<sup>10</sup>という新しいカテゴリーを定めた。

2021 年に制定された「政府令 PP.23/2021」は、「環境林業大臣令 P.21/2020」で規定した木材第一次産業事業許可 (Ijin Usaha Industri Pengolahan Hasil Hutan : IUIPHH) の名称を、木材加工ビジネス・ライセンス (Perizinan Berusaha Pengolahan Hasil Hutan : PBPHH) と変更した。木材加工ビジネス・ライセンス (PBPHH) は、個人、協同組合、コミュニティ企業、民間企業、公有企業を対象としている。同政府令によると、木材第一次産業事業許可 (IUIPHH) は引き続き有効となっている。また、年間 2000m<sup>3</sup> 未満の生産能力を持つコミュニティ木材加工業 (IPKR) と木材第一次産業事業許可 (IUIPHHK) 事業者は、小規模 PBPHH として分類される。なお、「環境林業大臣令 P.21/2020」で規定されたコミュニティ登録木材集積場 (TPK-RT) は、「環境林業大臣令 P.8/2021」によって新たに承認されることはなくなった。

### 3-3-3 持続的森林管理証明書 (S-PHL/旧称 S-PHPL) と木材合法性証明書 (S-Legalitas/旧称 S-LK) の有効期間と審査に関する変更

2021 年に制定された「環境林業大臣令 P.8/2021」は、持続的森林管理証明書 (S-PHL/旧称 S-PHPL) と木材合法性証明書 (S-Legalitas/旧称 S-LK) の有効期間と審査期間について表 3.5 のように規定する。

表 3.5 「環境林業大臣令 P.8/2021」で規定された持続的森林管理証明書 (S-PHL/旧称 S-PHPL) と木材合法性証明書 (S-Legalitas/旧称 S-LK) の有効期間と審査頻度

事業者	有効期間 (年)	審査頻度 (月)
-----	-------------	-------------

<sup>10</sup> PHAT : 非林業活動のために指定された私有地における劣化した天然林を伐採するための木材利用許可。

持続的森林管理証明書 (S-PHL/旧称 S-PHPL)		
前回の審査で「良」と評価された森林利用ビジネス・ライセンス取得者 (PBPH)	6	24
前回の審査で「中間」と評価された森林利用ビジネス・ライセンス取得者 (PBPH)	6	18
S-Legalitas を取得した森林利用ビジネス・ライセンス取得者 (PBPH)	6	12
木材合法性証明書 (S-Legalitas/旧称 S-LK)		
社会林業許可取得者 (コミュニティ林事業許可、村落林事業許可等)	6	24
木材加工ビジネス・ライセンス (PBPHH) 取得事業者と CITES 登録樹種を含む私有林の天然林木及び植林木を加工する許可を得た事業者	6	12
木材加工ビジネス・ライセンス (PBPHH) 取得事業者で植林木または輸入木材を利用する事業者	9	24
登録木材集積場 (TPT-KB)	1	12
コミュニティ林における天然木の所有者	1	12
私有林における植林木の所有者	6	36
非木材林産物の登録収穫事業者	9	24
非木材林産物の登録利用者	1	6
輸出事業者	6	12

持続的森林管理証明書 (S-PHL/旧称 S-PHPL) の審査頻度は前回の審査の評価結果<sup>11</sup>によって異なる。

木材合法性証明書 (S-Legalitas/旧称 S-LK) については、森林管理を対象とする S-Forest Legalitas と加工・流通業を対象とする S-Industrial Legalitas の2種類に分けられる。

S-Forest-Legalitas は、新規のコンセッション事業に対して、事業者が持続的森林管理証明書 (S-PHL/旧称 S-PHPL) に必要な要件を満たす前に付与される。S-Forest Legalitas は、コンセッション期間中に一度だけ有効で、有効期間は3年、12ヶ月ごとに審査が実施される。地域住民による森林管理 (HKm、HTR、HD、HTHR) の場合、S-Forest Legalitas の有効期間は6年間で、24ヶ月ごとに審査が実施される。小規模事業者はグループによる登録も可能であり、初期段階において S-Forest Legalitas の要件を満たすことができるよう、政府から資金援助や人材支援の仕組みが提供されている。

S-Industrial Legalitas は、加工・流通事業者に対する合法証明となる。加工事業者には様々な規模の事業者が含まれ、持続的森林管理証明書 (S-PHL/旧称 S-PHPL) または S-Forest Legalitas を取得した合法的な供給者からの原料調達が求められる。S-Industrial Legalitas の有効期間と審査頻

<sup>11</sup> 持続的森林管理証明書 (S-PHL/旧称 S-PHPL) の評価結果は「良」「中間」「悪」の3段階に分けられる。木材合法性証明書 (S-Legalitas/旧称 S-LK) の評価は「合」か「不可」となっている。

度は事業者の能力に応じて異なる。木材合法証明書(S-Legalitas/旧 S-LK)を取得した事業者は、SVLK マークを木材製品と取引書類に記載する。

審査のメカニズム<sup>12</sup>に関して更新はない。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、環境林業省は2020年5月に「Zoom Meeting」やビデオ通話を活用したりリモート審査に関する規則を定めた。木材合法審査機関(LVLK)がリモートで審査を実施するためには、国家認定機関(KAN)による検査に合格している必要がある。

### 3-3-4 持続的森林管理証明書(S-PH/旧称 S-PHPL)と木材合法性証明書(S-Legalitas/旧称 S-LK)の様式

2022年2月時点において、持続的森林管理証明書(S-PHL/旧称 S-PHPL)と木材合法性証明書(S-Legalitas/旧称 S-LK)は、「PHPL 局長令 SK62/2020」に従って発行される。同局長令は、証明書の様式を定めておらず、審査機関によって証明書は異なる。ただし同局長令は、以下の項目を含めることを定めている：

- 認証取得者の名前
- 認証取得者の所在地
- 事業許可ライセンス番号
- 審査機関の名称とロゴ
- 国家認定委員会(KAN)のロゴ
- 発行日
- 有効期間
- 認証番号：持続的森林管理証明書(S-PHL/旧称 S-PHPL)または木材合法性証明書(S-Legalitas/旧称 S-LK)
- 事業者タイプ

持続的森林管理証明書(S-PHPL)の例を付属資料①に、森林管理及び加工事業に関する木材合法性証明書(S-LK)の例を付属資料②と③に示す。



### 3-3-5 V-Legal ロゴの変更

木材合法性証明書(S-Legalitas/旧称 S-LK)を取得した事業者は、取引書類や木材製品にSVLK マークを記載する権利があり、その義務がある。

2021年11月に制定された「環境林業大臣決定 SK.1179/2021」によってV-Legalのロゴマークが新しくなった(図3.1)。ただし、2022年2月時点においては、旧V-Legalロゴが引き続き使われている。

<sup>12</sup> 審査メカニズムの詳細については、「H30 インドネシア報告書」を参照。

図 3.1 旧 V-Legal ロゴと新 V-Legal ロゴ

	
<p>旧 V-Legal ロゴ</p>	<p>新しい V-Legal のロゴ</p>

### 3-3-6 流通段階と供給者確認書（DKP）に関する変更

林業省（現環境林業省）は、2014年に供給者確認書（Deklarasi Kesesuaian Pemasok : DKP）<sup>13</sup>を導入した。これは、小規模な私有林やコミュニティ林から伐採された低リスクの植林木に適用され、合法性を証明する書類として使われている。

「環境林業大臣令 P.8/2021」によって、非 CITES 樹種の木材製品と非木材林産物について供給者確認書の名称を DKP から **SDoC** に変更することが示された。ただし、2022年2月時点においては、「PHPL 局長令 SK62/2020」によって規定された供給者確認書（DKP）の様式と名称が使用されている（付属資料④）。

### 3-3-7 在庫木材製品に関する制度の更新

「環境林業大臣令 P.21/2020」によって、木材合法性証明書（S-Legalitas／旧称 S-LK）を取得していない小規模な私有林やコミュニティ林から生産された木材を保有する中小事業者が輸出する際には、在庫製品を対象にした個別の承認プロセスを経る必要があることが定められた。在庫木材は、環境林業省が検査し承認する。検査は1回のみであり、当該在庫木材がなくなった場合、事業者は木材合法性証明書（S-Legalitas／旧称 S-LK）を取得する必要がある。なお、当該中小事業者が限られた資金しか有していない場合、環境林業省が取得コストを補助する。

### 3-3-8 輸入木材製品の合法性確認に関する制度の更新

木材製品の輸入事業者は、デューデリジェンス（実現可能性テスト）<sup>14</sup>の実施が義務であり、合法性が担保されなければならない。2017年以前は「H30 インドネシア報告書」で報告されたよう、「SFPM 局長令 P.7/PHPL-SET/2015」が木材製品の輸入に関する手順を規定していた。デューデリジェンスは、環境林業省の木材合法性情報システム（Sistema Informasi Legalitas Kayu : SILK）

<sup>13</sup> 供給者確認書（DKP）：要件の適合を証明できたことに基づいて、供給者が行う合法性申告書書類。詳細は「H30 インドネシア報告書」を参照。

<sup>14</sup> 「環境林業大臣令 P.8/2021」では、デューデリジェンスではなく、uji kelayakan（実現可能性テスト／Feasibility Test）という用語が使われる。

<sup>15</sup>を通じて製品がインドネシアに入る前に行われ、入力された情報を環境林業省が確認した。輸入事業者は環境林業省から輸入許可に関するレターの取得が要件であった。このシステムにより、環境林業省は事前に輸入木材（量、樹種、製品タイプ、原産国／伐採国、輸入事業者）を把握することができる。

デューデリジェンスの手順とその審査については、2017年以降に制定された法令（「商業大臣令 Permendag No 91/2017」、「SFPM 局長令 P.3/2018」、「環境林業大臣令 P.21/2020」及び「PHPL 局長令 SK62/2020」）によって改訂が行われた。

「環境林業大臣令 P.21/2020」は、輸入木材の合法性に関する原則を以下のとおり規定する：

- デューデリジェンスの実施
- 合法性は、原産国と伐採国に関して確認
- 違法な製品の輸入を防止
- デューデリジェンスの結果に基づき、輸入事業者は輸入木材に関する供給者確認書（DKP）を作成

輸入事業者は、引き続き識別番号（API）の取得が義務付けられ、輸入毎に木材合法性情報システム（SILK）を通じて輸入申告とデューデリジェンスの実施と報告が義務となっている。環境林業省は木材合法性情報システム（SILK）に提出された情報等を確認し、問題がなければ、産業省が輸入許可を発行する（付属資料⑤）。輸入許可を受けた輸入事業者は、輸入木材製品の供給者確認書（DKP）（付属資料⑥）を作成する。この供給者確認書（DKP）には、デューデリジェンス情報が含まれる。

木材合法審査機関（LVLK）は、12か月ごとに輸入事業者に対する審査を実施し、デューデリジェンスシステムと輸入事業者が発行した供給者確認書（DKP）について文書精査と無作為の現場確認を行う。審査では、年間に取引された木材製品の妥当性を確認し、輸入能力が適切であるか、また違反していないかを確認する。

輸入木材のデューデリジェンスのステップと内容等については以下のように規定される：

1. 木材合法性情報システム（SILK）への登録
2. データおよび情報の収集と提出
  - 輸出事業者、生産者の合法性
  - 木材の種類／樹種、HSコード、製品説明、伐採国／原産国
  - 木材製品の合法性
3. リスク分析と緩和措置
  - 輸入製品の伐採について持続可能性、合法性、またはトレーサビリティを確保する
  - 輸入木材製品について、原産国の公式文書を通じて製品情報を照合する

<sup>15</sup> 2012年8月に設立された木材合法性証明システム（SVLK）を運用するためのオンライン情報システム。V-Legal ドキュメントのオンライン発行センターとして機能するほか、関連法令、輸出実施状況、木材合法審査機関（LVLK）、SVLK 認証事業者、不遵守事例等の情報を更新・公開する。<http://silk.menlhk.go.id>

- 確認する内容は、原産国における輸出禁止措置を含むが、それに限定されるものではなく、正確でなければならない

#### 4. 記録の保管

木材製品の合法性とトレーサビリティを示すためには、以下の要件のいずれかが有効であるとされる<sup>16</sup>：

- FLEGT ライセンス材である
- インドネシアとの相互認証協定（MRA）を締結している国の木材である
- インドネシアとの間で国別ガイドライン（Country Specific Guideline：CSG）を作成した国で生産された木材である
- サプライヤーが持続可能性、合法性、及び／またはトレーサビリティに関する認証機関からの証明書を取得している
- サプライヤーが伐採国または原産国の当局（政府機関、協会、政府から権限を与えられた機関）が発行する持続可能性、合法性、トレーサビリティに関する証明書を取得している

#### 3-3-9 木材の輸出制度に関する更新

2020年2月27日、産業省は、貿易の促進を目的に「産業大臣令 No.15/2020」を制定し、それまで木材製品の輸出には必須であった V-Legal ドキュメント／FLEGT ライセンスを必要とする場合にのみとする改訂を行った。しかしながら、市民社会や EU から反対の声が上がり、環境林業省やその他ステークホルダーとの協議・調整の結果、同大臣令は無効となった。木材製品輸出には引き続き FLEGT ライセンス／V-Legal ドキュメントが義務となっている。

木材合法性証明書（S-Legalitas／旧称 S-LK）を取得している事業者は、販売書類や木材製品に SVLK マークを表示する権利があり、その義務がある。輸出の際には、EU 向けの場合は FLEGT ライセンスを、それ以外の国に対しては V-Legal ドキュメントの発行を木材合法審査機関(LVLK)に申請する。

インドネシアから木材加工品を輸出するには以下の書類が必要とされる：

- V-Legal ドキュメント発行のための申請書類
- インボイス及びパッキングリスト
- 船積書類
- 輸出申告書類（PEB）
- FLEGT ライセンスまたは V-Legal ドキュメント（付属資料⑦）<sup>17</sup>

<sup>16</sup> Government of Australia and Government of Indonesia (2018) Country Specific Guideline for Indonesia.  
<https://www.awe.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/australias-forest-policies/illegal-logging/indonesia-country-specific-guideline.pdf>

<sup>17</sup> V-Legal ロゴが新しくなったが（図 3-8）、2022年2月時点では引き続き旧 V-Legal ロゴが使われている。

### 3-3-10 木材の国内消費に関する制度

2020年5月20日付の「国家公共調達庁通達 SE LKPP No.16/2020」に基づき、インドネシアの全ての政府機関による家具調達には、SVLK ロゴマークがついた製品の使用が義務付けられた。



### 3-4 木材合法性証明システム (SVLK) の実施状況と課題

#### 3-4-1 SVLK 認証取得事業者と審査機関

SVLK 認証<sup>18</sup>を取得した事業者と審査機関は、木材合法性情報システム (SILK) にリストが掲載される。2021年10月時点で、5,600以上の森林関連事業者がSVLK認証を取得し、その内、木材合法性証明書 (S-Legalitas/旧称 S-LK) を取得している事業者は2,916社 (輸出事業者1,866社、販売業者/小売業者256社、非輸出業者794社) であった。また、木材合法審査機関 (LVLK) として32機関が登録されている。

#### 3-4-2 V-Legal ドキュメント (FLEGT ライセンスを含む) の発行数と輸出量・金額

これまでに150万件以上のV-Legalドキュメント (FLEGTライセンスを含む) が発行された。2013年には木材合法性証明システム (SVLK) により合法性が証明された木材製品の輸出額は60.6億米ドルであったが、2021年には約2.2倍の135.7億米ドルに達した。製品タイプで見ると、木材家具等 (HSコード9403)、非塗工紙・板紙を含む紙類 (HSコード4802)、合板等 (HSコードが4412) が主要な輸出製品となっている (表3.6)。

表3.6 木材製品毎のV-Legalドキュメント (FLEGTライセンスを含む) の発行件数と輸出量・金額 (2020年-2021年)

HSコード	V-legalドキュメント発行数		輸出量 (トン)		FOB価格 (1,000 USD)	
	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年
9403 (家具、家具の部品)	77,063	86,317	358,519	427,616	1,148,978	1,506,599
4412 (合板、ベニヤドパネル、積層木材)	38,909	48,641	1,989,583	2,240,351	1,749,896	2,521,994
4802 (筆記用、印刷用の塗布していない紙及び板紙等)	29,995	28,064	3,122,836	3,042,570	1,824,047	2,011,320
4409 (さねはぎ加工、溝付け等の加工を施した木材等)	19,006	21,032	554,299	616,563	626,371	721,011
4418 (木製建具及び建築用木工品)	12,976	14,803	206,762	262,690	413,102	546,546
4803 (家庭用又は衛生用に供する種類の紙)	11,531	8,364	850,876	598,200	770,926	574,265
4810 筆記用等に供する種類の紙及び板紙)	5,455	5,988	347,950	366,339	270,562	358,662

<sup>18</sup> 持続的森林管理証明書 (S-PHL/旧称 S-PHPL) または木材合法性証明書 (S-Legalitas/旧称 S-LK) 取得事業者を意味する。

4818 (トイレットペーパー、セル ロースウォッディング、製紙用パル プ製等)	5,369	6,281	68,306	75,802	103,772	108,615
4421 (その他の木製品)	4,992	5,695	474,806	579,895	254,946	306,141
9401 (腰掛)	4,203	49,153	77,986	98,242	384,168	626,772

出典：SILK<sup>19</sup>

### 3-4-3 SVLK に関する 2 国間合意

インドネシア政府は EU と FLEGT-VPA<sup>20</sup> を結び、2016 年 11 月以降、EU に対して FLEGT ライセンスで合法性が担保された木材のみの輸出を行っている。英国は、EU からの離脱後も、英国・インドネシア二国間の FLEGT-VPA<sup>21</sup> に基づき、インドネシアからの木材輸入に関する FLEGT ライセンスを合法的に伐採された木材および木材製品の証拠として受け入れている。また、オーストラリア政府は、2018 年にインドネシア政府と共同で、インドネシアから木材を輸入する際の合法性確認に関するインドネシア国別ガイドライン (Country Specific Guideline for Indonesia)<sup>22</sup> を作成した。合法性を確認する方法として、サプライヤーが木材合法性証明書 (S-LK) を保持しているかどうかを確認すること、そして輸入の際に V-Legal ドキュメントが備わっているかどうか確認することが挙げられている。

### 3-4-4 SVLK 実施に関する課題

インドネシア政府と EU は FLEGT-VPA に基づき、定期的に木材合法性証明システム (SVLK) 実施についてモニタリングと評価を行っている。2021 年 11 月に作成された第 3 回モニタリング報告書 (The third Periodic Evaluation : PE3)<sup>23</sup> は、全般的に VPA に基づいて運用されていると評価した。ただし、課題点/改善点として以下を挙げている：

#### (1) 合法性基準

- 新しいカテゴリーである PHAT (私有地で自然に生えている天然木の利用) は、「PHPL 局長令 SK62/2020」に反映されているが、合法性を担保するには詳細な運用ガイドラインが必要である

#### (2) 森林管理・サプライチェーン

<sup>19</sup> <http://silk.menlhk.go.id/index.php>

<sup>20</sup> EU Commission (2015) Indonesia-EU Voluntary Partnership Agreement. <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22014A0520%2802%29&from=EN>

<sup>21</sup> Government of UK (2021) Explanatory Memorandum to the FLEGT Licensing Scheme (Council Regulation (EC) No. 2173/2005) (Amendment) Regulation 2021. [https://www.legislation.gov.uk/uksi/2021/2/pdfs/ukxiem\\_20210002\\_en.pdf](https://www.legislation.gov.uk/uksi/2021/2/pdfs/ukxiem_20210002_en.pdf)

<sup>22</sup> Australia Government and Government of Indonesia (2018) Country Specific Guideline for Indonesia. <https://www.awe.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/australias-forest-policies/illegal-logging/indonesia-country-specific-guideline.pdf>

<sup>23</sup> Profound research & advice (2021) Third Periodic Evaluation of the Indonesia-EU VPA/FLEGT

- 環境林業省の森林インベントリの精度が限られている。また事業者が報告する森林材積量の正確性が十分でない
  - 事業者は V-Legal ロゴのない輸送書類を使用しているケースがある。このことは、SVLK 認証を取得する以前に伐採していた可能性や、失効した証明書で伐採施行を行っていた可能性を示唆する
  - 木材利用許可 (IPK)、林地賃貸利用許可 (IPPKH) 及び私有地の天然木の利用 (PHAT) による皆伐材のトレーサビリティを確保するための運用手順が十分でない。これにより、出所不明の木材が混入するリスクがある。また、森林インベントリに地理座標情報が記載されていないため、現地検証が困難となっている
- (3) 輸入木材
- 輸入木材のデューデリジェンス制度に大きな進捗があったが、改訂される「PHPL 局長令 SK62/2020」に組み込まれる必要がある
  - 輸入事業者がデューデリジェンスを理解していない。合法性証明となる文書の収集が十分ではない
- (4) データ管理と情報の公開
- 現状のデータ管理システムは、カバーしている事業者の範囲とリアルタイムの報告について十分ではない
  - 多くの小規模事業者がオンラインシステムを使って随時報告していないためデータの更新が遅れる、また適切に報告を行っていない場合があることからデータに不一致が生じている
  - 市民社会組織 (CSO) が環境林業省にデータ／情報を要求した際に、公開に時間がかかる
- (5) 審査
- 審査は、書類の内容よりも書類がそろっているがどうにかに焦点が当てられている。木材合法性証明システム (SVLK) の審査業務の質を向上させる必要がある
  - リモート審査において事業者から送られてくる写真やビデオには地理的情報が欠けており、信頼性に問題がある
  - 審査結果のサマリーは SILK で公開されることになっているが、サマリーを提出しない審査機関がいる

また、環境林業省は、木材合法性証明システム (SVLK) 運営面の課題として、審査・認証プロセスのコストによる中小事業者への負担や、V-Legal ドキュメント発行にかかる時間による出荷遅延を挙げている<sup>24</sup>。さらに、輸出マーケットについて以下のような点を懸念事項として挙げている：

- いくつかのマーケットは、FLEGT ライセンス/V-Legal ドキュメントに加えて自主的な認証を要求する
- インドネシアは、FLEGT ライセンスを世界で初めて発行した国であるが、EU のマーケットに占めるインドネシアの木材製品の割合が小さい

<sup>24</sup> Pramono, S (2021) Update on Implementation of Indonesian TLAS (SVLK), FLEGT VPA and Impact of Covid-19 Pandemic on Timber Exports from Indonesia. Presentation at International Tropical Timber Council: Fifty-Seventh Session (Virtual Session), 29 November – 3 December 2021.

[https://www.itto.int/direct/topics/topics\\_pdf\\_download/topics\\_id=6940&no=6&file\\_ext=.pdf?v=](https://www.itto.int/direct/topics/topics_pdf_download/topics_id=6940&no=6&file_ext=.pdf?v=)

- インドネシアの木材合法性証明システム（SVLK）と木材製品に対するバイヤーの認知度が低い

### 3-4-5 SVLK 実施に関する不遵守事例

上述の第3回モニタリング報告書（PE3）によると、2019年から2020年初頭にかけて、18加工事業者がコンプライアンス違反のためにSVLK認証の停止を受け、そのうち10事業者が認証の取り消し処分を受けた。また、パプア州において違法伐採に関連して6件の有罪判決があったと報告する。

木材合法性証明システム（SVLK）実施に係る透明性を高めるために、環境林業省はSILK上にプラットフォームを設置し、不遵守事例について公開している<sup>25</sup>。注目すべき点として、不遵守事例は政府機関の報告だけでなく、市民社会グループによって形成される独立モニター（Independent Monitors: IM）<sup>26</sup>からの報告も掲載される。2019年には、政府機関が2事例、独立モニターが6つの不遵守事例を報告した。2020年、2021年はそれぞれ1事例、4事例（表3.7）が報告された。

表 3.7 SILK で報告された 2021 年の不遵守事例

不遵守事例	情報源	経緯	州	状況
PT. Integritas Persada Sertifikasi の LVLK 認定を凍結	政府	IUIPHHK、IPKR 及び IUI の認証を行う木材合法性審査機関（LVLK）に対して、勧告が行われた	南スマトラ州	解決済み
LVLK が予定通りに報告書を提出しない	政府	環境林業省は、SILK 上に木材合法性審査機関（LVLK）がクライアントデータ、審査、認証に関する報告を行うシステムを構築した	ジャカルタ首都特別州	途中
ジャワ島の複数の事業者がジャワ島外（パプア、西パプア）の違法伐採に関与しているという疑い	独立モニター	Telapak の責任者は、いくつかの木材合法性審査機関（LVLK）に対し、疑わしい事業者に対して特別審査を行うよう要請した。一部の木材合法性審査機関（LVLK）は審査を行い認証の取り消しを実施したが、対応しなかった木材合法性審査機関（LVLK）もいる	東ジャワ州	解決済み
中央カリマンタンの木材一次産業（IUIPHHK）に対する違法行為の疑い	独立モニター	JPIK は、IPHHK 事業者が違法木材を調達・加工していることを報告し、木材合法証明書（S-LK）を発行した木材合法性審査機関（LVLK）に対して特別審査を実施するよう要求した。木材合法性審査機関（LVLK）は、2025年11月22日まで有効な当該事業者の木材合法証明書（S-LK）は、2020年12月22日から2021年3月21日の期間凍結することを明らかにした。	中央カリマンタン州	解決済み

<sup>25</sup> <http://silk.menlhk.go.id/index.php/info/NonCompliances>

<sup>26</sup> 独立モニター（Independent Monitor）は、FLEGT-VPA に基づき市民社会グループによって形成され、木材合法性証明システム（SVLK）運用の信頼性や透明性を高めるため独立してモニタリングを行う。独立モニターは、SVLK の審査に不備があった場合や、企業が合法性基準を遵守していない場合に報告することができる。また、事業者、政府機関、許認可当局、審査機関に対して苦情を申し立て、これらの苦情がどのように対処されたかを監視することができる。

### 3-5 木材生産・流通状況

#### 3-5-1 木材生産

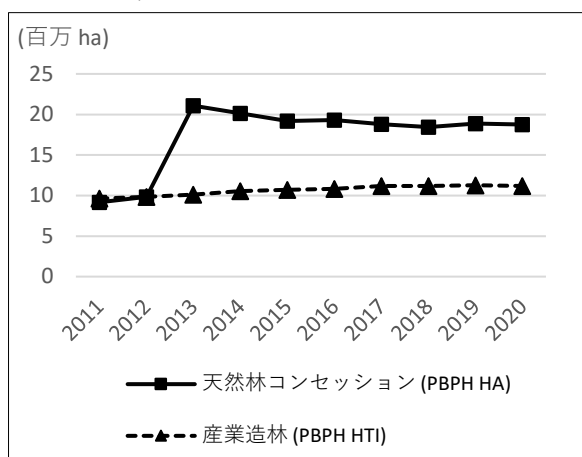
インドネシアの丸太生産量は増加傾向を示す（表 3.8）。過去には天然林コンセッションが丸太生産の中心的な役割を果たしてきたが、近年は、産業造林が主要な生産源となっている。2021年には、産業造林事業許可（IUPHHK HT）<sup>27</sup>による丸太生産量は、天然林木材利用事業許可（IUPHHK HA）<sup>28</sup>の約 7.7 倍であった。総事業面積は天然林コンセッションの方が大きいものの、事業数については 2014 年に産業造林が天然林コンセッションを超え、2021 年はそれぞれ 292 事業と 257 事業であった（図 3.2 及び 3.3）。

表 3.8 伐採源毎の丸太生産量の推移（1,000m<sup>3</sup>）

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
産業造林事業許可（IUPHHK HT）	32,081	37,784	40,190	39,515	45,386	46,435
天然林木材利用事業許可（IUPHHK HA）	5,958	5,942	6,978	6,387	5,276	6,031
民有林	1,074	1,410	1,580	1,418	955	1,242
林業公社	557	654	833	808	855	989
土地利用転換	537	741	933	645	447	597
<b>計</b>	<b>40,208</b>	<b>46,531</b>	<b>50,514</b>	<b>48,772</b>	<b>52,918</b>	<b>55,294</b>

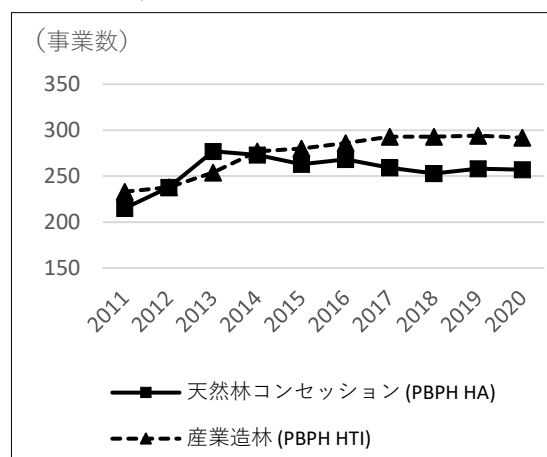
出典：インドネシア環境林業省持続的生産林管理総局ウェブサイト<sup>29</sup>

図 3.2 天然林コンセッションと産業造林事業面積の推移



出典：MOEF (2021) State of Indonesia's Forest 2020<sup>30</sup>

図 3.3 天然林コンセッションと産業造林事業数の推移



<sup>27</sup> 人工林コンセッションに相当。

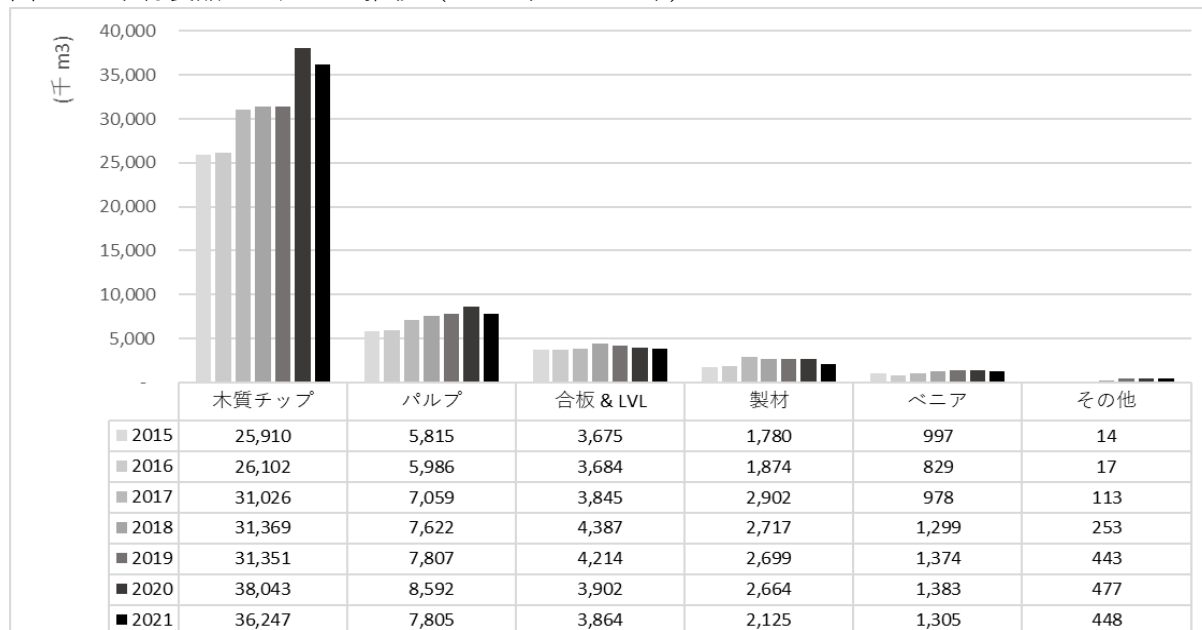
<sup>28</sup> 天然林コンセッションに相当。

<sup>29</sup> <https://phl.menlhk.go.id/>

<sup>30</sup> <https://balaikliringkehati.menlhk.go.id/wp-content/uploads/The-State-of-Indonesias-Forest-2020.pdf>

木材製品の生産量は、2015年の38.2百万m<sup>3</sup>から2021年には51.8百万m<sup>3</sup>と増加した。図3.4に主要な加工木材製品毎の2015年から2021年の生産量を示す。木質チップの生産量が最も多く、次いでパルプ、合板と単板積層材(LVL)、製材、ベニアとなっている。

図3.4 木材製品の生産量の推移(2015年～2021年)



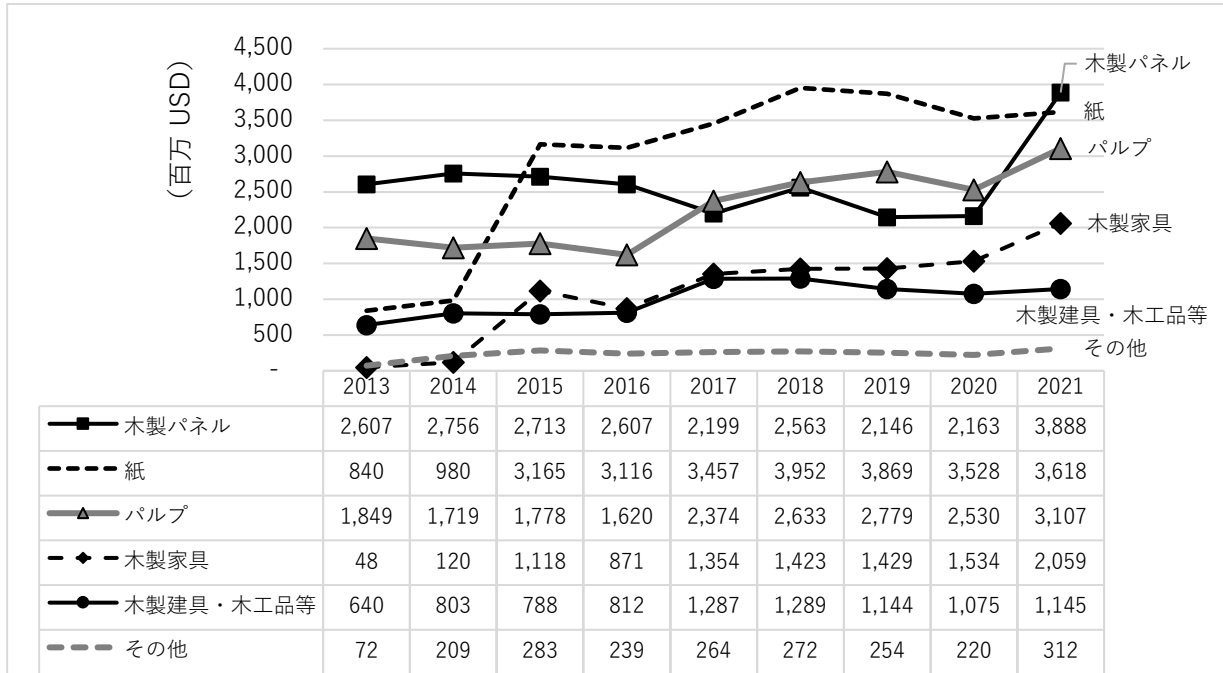
出典：インドネシア環境林業省持続的生産林管理総局ウェブサイト<sup>31</sup>

### 3-5-2 木材貿易

インドネシアの木材製品輸出額は増加傾向を示し、2013年の60.6億米ドルから2021年には141.3億米ドルに達した。製品タイプ毎の輸出額の推移を図3.5に示す。2021年には木製パネルの輸出額が大幅に増加し、木材製品輸出総額の27.5%を占めた。次いでパルプ(25.6%)、紙(22.0%)、木製家具(14.6%)、木製建具・木工用品等(8.1%)の順であった。

<sup>31</sup> <https://phl.menlhk.go.id/>

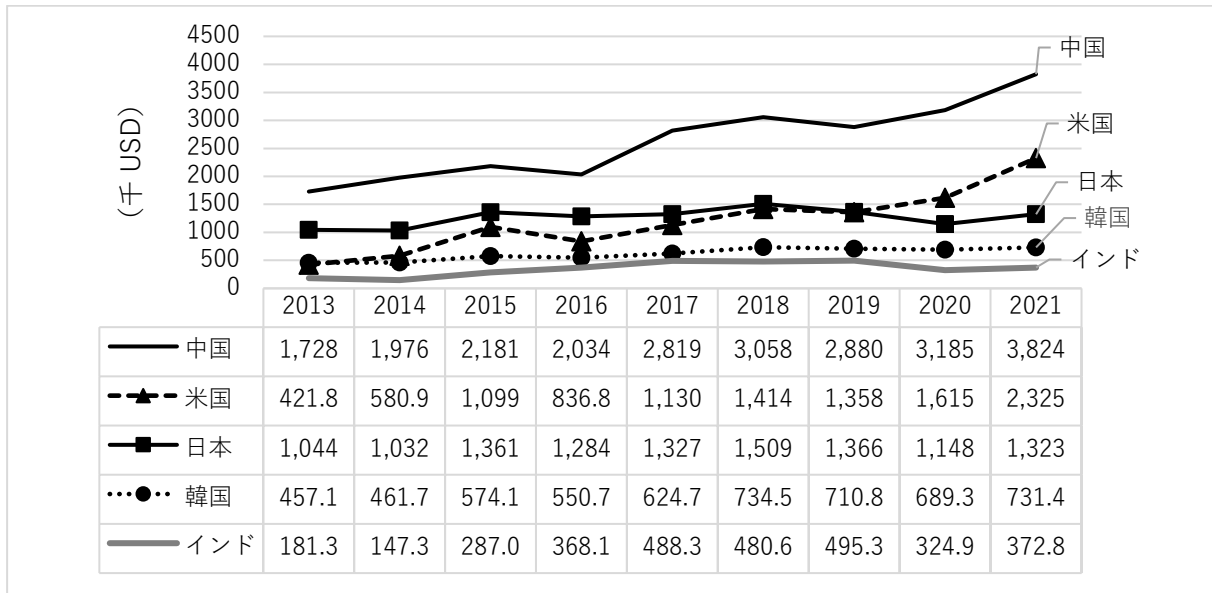
図 3.5 木材製品タイプ毎の輸出額の推移 (2013 年～2021 年)



出典：インドネシア環境林業省持続的生産林管理総局ウェブサイト<sup>32</sup>

木材製品の主な輸出先は、中国、米国、日本、韓国、インドである (図 3.6)。中国と米国への輸出額が 2019 年以降大きく増加した。一方で、日本への輸出額は 2018 年から 2020 年にかけて減少し、米国が日本を抜き第 2 位の輸出先となった。

図 3.6 インドネシアの木材製品輸出先上位五か国



出典：Trade Map<sup>33</sup>

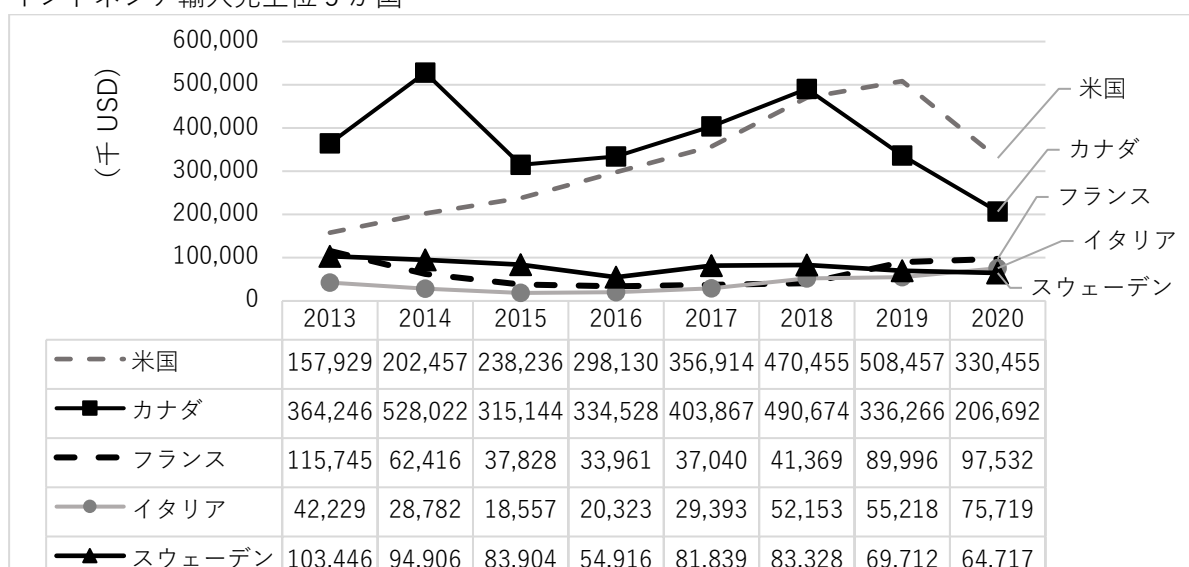
<sup>32</sup> <https://phl.menlhk.go.id/>

<sup>33</sup> <https://www.trademap.org/Index.aspx>

インドネシアの木材製品の輸入は2020年に減少したものの、2010年以降継続的に増加傾向を示した。ただし、国内の生産量や輸出量に比べるとかなり少なく、輸入木材（丸木換算で年間約5,000万m<sup>3</sup>）は年間供給量の5%未満だと推定される<sup>34</sup>。量ベースで、パルプ・紙の輸入が半分以上を占め、残りは主にHSコード第44類の木材製品（丸太、製材、単板等）の輸入であった。

HSコード第47類（木質パルプ等）の輸入先については、北米が半分近くを占める。金額ベースで2020年の輸入先上位5か国は、米国（HSコード第47類輸入総額の26.4%）、カナダ（16.5%）（7.8%）、イタリア（6.1%）、スウェーデン（5.1%）であった（図3.7）。

図3.7 HSコード第47類（木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙）のインドネシア輸入先上位5か国



出典：Trade Map<sup>35</sup>

HSコード第44類（木材及びその製品並びに木炭）輸入品については、金額ベースでアジア諸国からの輸入が約半分を占める。2020年の輸入先上位5か国は、中国（HSコード第44類輸入総額の30.0%）、マレーシア（12.7%）、米国（11.1%）、ニュージーランド（8.4%）、タイ（5.8%）であった（図3.8）。

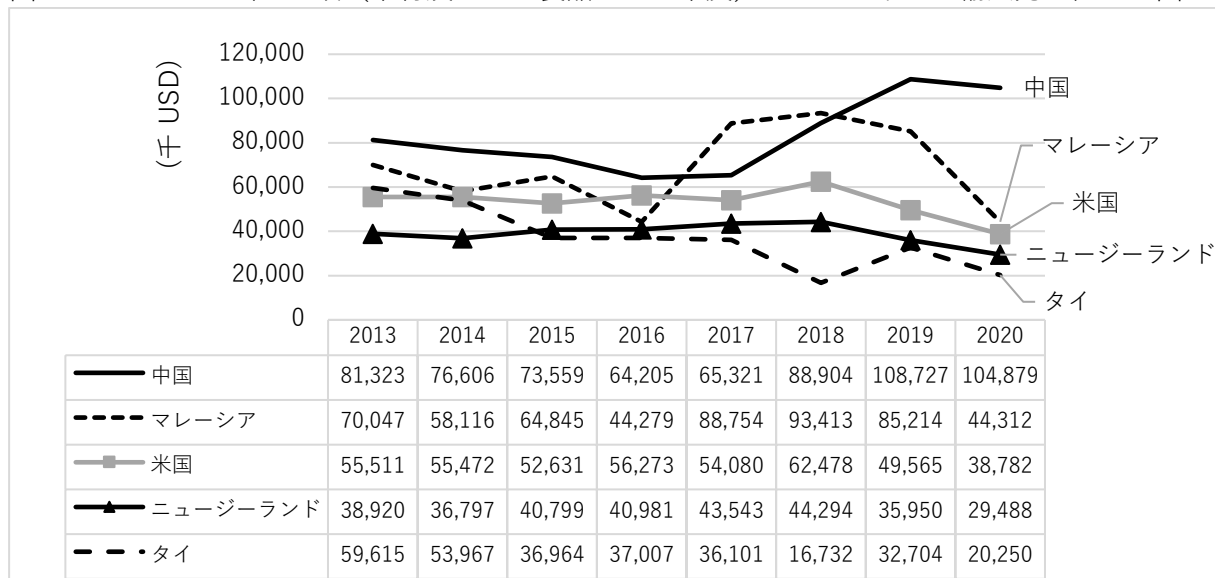
<sup>34</sup> Indonesia and the European Union (2020) Annual Report 2019 Implementation of the Indonesia-EU Voluntary Partnership Agreement on Forest Law Enforcement, Governance and Trade.

<https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/efi/20200921.Indonesia%20VPA%20Annual%20Report%202019.%20Final.pdf>

<sup>35</sup> <https://www.trademap.org/Index.aspx>



図 3.8 HS コード第 44 類（木材及びその製品並びに木炭）のインドネシア輸入先上位 5 か国



出典：Trade Map<sup>36</sup>

<sup>36</sup> <https://www.trademap.org/Index.aspx>

### 3-6 自主的な森林認証制度

#### 3-6-1 インドネシア・エコラベル協会（LEI）の認証

インドネシア政府は、1993年に森林認証機関であるインドネシア・エコラベル協会（Lembaga Ekolabel Indonesia : LEI）を設立した。1998年にはLEIが正式に財団法人として登録され、下記の森林認証スキームの開発と認証を行う：

- PHHBKL = 非木材林産物の持続可能な管理認証
- PHBML = コミュニティによる持続的な森林管理認証
- PHTL = 植林地における持続可能な森林管理認証
- PHAPL = 天然林における持続可能な森林管理認証
- CoC 認証

またLEIは、森林管理認証の一部として、炭素認証（PHBML-C）の導入を進めている。2022年1月におけるLEIによる認証状況を表3.9に示す。

表 3.9 LEI の認証状況（2022年1月）

認証タイプ	認証
植林地における持続可能な森林管理認証（PHTL）	2,247,838 ha
コミュニティによる持続的な森林管（PHBML）	87,189.01 ha
CoC 認証（家具と工芸品）	3,653 m <sup>3</sup> /年
CoC 認証（パルプと紙）	5,307,760 トン/年

#### 3-6-2 FSC 認証

インドネシアの国内森林管理規格（NFSS）が開発され、2020年6月30日にFSC国際によって承認された。インドネシアNFSSは、森林資源の持続的利用を向上させることを目的に、木材、非木材林産物、生態系サービスを対象としている。表3.10に2022年1月時点におけるFSC認証の状況を示す。

表 3.10 FSC 認証状況（2022年1月）

認証タイプ	認証件数（面積）
持続的森林管理認証	41件（計3,208,901 ha）
生態系サービス認証	1件（計185 ha）
CoC 認証	353件
プロジェクト認証	1件

#### 3-6-3 IFCC/PEFC 認証

インドネシア森林認証協力機構（Indonesian Forest Certification Cooperation : IFCC）はインドネシア国内で設立された認証機関であり、PEFC（Programme for The Endorsement of Forest Certification）と相互認証を行っている。IFCCのCoCスタンダードは2013年にPEFCに承認

され、持続的森林管理スタンダードは 2014 年に承認された。表 3.11 に 2022 年 1 月時点における IFCC/PEFC 認証の状況を示す。

表 3.11 IFCC/PEFC 認証の状況 (2022 年 1 月)

認証タイプ	認証件数 (面積)
持続的森林管理認証	75 件 (計 4,016,322.06ha)
CoC 認証	41 件

### 3-7 付属資料

上述の合法性証明に関する書類例、またはフォームについて一部日本語約をつけて収録した。上述のよう、インドネシアから輸出される木材製品には、合法性証明書（日本を含む非 EU 加盟国に対しては V-Legal ドキュメント）が発行される。

- 付属資料① 持続的森林管理証明書（S-PHPL）の例
- 付属資料② 森林管理に関する木材合法性証明書（S-LK）の例
- 付属資料③ 加工事業に関する木材合法性証明書（S-LK）の例
- 付属資料④ 供給者確認書（DKP）様式
- 付属資料⑤ 木材輸入許可の例
- 付属資料⑥ 輸入木材の供給者確認書（DKP）例
- 付属資料⑦ V-Legal ドキュメントの例

付属資料① 持続的森林管理証明書 (S-PHPL) の例



付属資料② 森林管理に関する木材合法性証明書 (S-LK) の例



付属資料③ 加工事業に関する木材合法性証明書 (S-LK) の例



付属資料④ 供給者確認書 (DKP) 様式

Formulir Deklarasi Kesesuaian Pemasok Hutan Hak



**Deklarasi Kesesuaian Pemasok (DKP)**  
**Hutan Hak**  
 Nomor: .... /bulan/ tahun

1. Nama penerbit atau nama Ketua Kelompok penerbit DKP : .....

2. Nomor KTP atau nomor KTP Ketua Kelompok : .....  
 (fotokopi dilampirkan)

3. Alamat penerbit atau alamat kelompok penerbit DKP :

a. Nama Jalan/Dusun : .....

b. Desa : .....

c. Kecamatan : .....

d. Kabupaten/Kota : .....

4. DKP ini menjelaskan bahwa kayu atau produk kayu yang dideklarasikan adalah kayu atau produk kayu yang berasal dari Hutan Hak yang telah memenuhi Standar Legalitas Kayu berdasarkan Peraturan Menteri Kehutanan Nomor P.43/Menhut-II/2014 jo P.95/Menhut-II/2014.  
 Bersama formulir ini, Saya mendeklarasikan informasi sebagai berikut:

a. Objek yang dideklarasikan adalah sebagai berikut:

- 1) Jenis kayu : .....
- 2) Jumlah (batang/keping/kemasan) : .....
- 3) Volume/Berat (m<sup>3</sup>/kg) : .....
- 4) Nama penerima kayu \*) : .....
- 5) Alamat penerima : .....

\*) Perseorangan atau perusahaan

b. Asal usul obyek DKP :

No	Jenis Kayu	Nomor Bukti Kepemilikan	Jumlah (batang/keping/kemasan)	Volume/Berat (m <sup>3</sup> /kg)
1	2	3	4	5
Jumlah total				

Semua dokumen angkutan yang asli dilampirkan.

Demikian deklarasi ini saya buat dengan sebenar-benarnya di ..... pada tanggal ..... dengan penuh tanggung jawab dan bersedia dilakukan pemeriksaan sewaktu-waktu oleh Pemerintah atau LVLK yang ditunjuk Pemerintah.

Tandatangan : .....

Nama : .....


L.3.9. - 11

1. 宣言者 (DKP 発行者)
2. ID 番号
3. 宣言者の住所またはグループの住所
4. a. DKP の対象 (樹種、量、ボリューム、木材受け取り者名と住所)
- b. 木材の由来 (木材のタイプ、所有権番号の証明、量)



付属資料⑤ 木材輸入許可

許可ナンバー



KEMENTERIAN  
PERDAGANGAN  
REPUBLIC OF INDONESIA

**DIREKTORAT JENDERAL PERDAGANGAN LUAR NEGERI**

Jalan M.J. Rindwan Rais No. 5, JAKARTA 10110  
Telp. 021-23529560, 3658191, 3658171 ext 35900, 35160  
Fax. 021-3658191

---

Nomor : 04.PI-64.21.0899 Jakarta, 7 Juni 2021  
 Sifat :  
 Lampiran : -  
 Hal : Peretujuan Impor Produk Kehutanan

輸入申告ナンバー


Sehubungan dengan permohonan XXXXXXXXXX Nomor 594745/INATRADE/06/2021 tanggal 7 Juni 2021 perihal Peretujuan Impor Produk Kehutanan, berdasarkan Peraturan Menteri Perdagangan Nomor 82 TAHUN 2019 tentang Ketentuan Impor Produk Kehutanan, serta memperhatikan Deklarasi Impor Nomor DI/U/0997/N/210607/001 tanggal 7 Juni 2021, dengan ini diberitahukan bahwa :

Nama Perusahaan XXXXXXXXXX  
 Alamat Perusahaan XXXXXXXXXX

Nama Penanggung Jawab XXXXXXXXXX  
 Nomor Induk Berusaha (NIB) XXXXXXXXXX

**Diberikan Peretujuan untuk mengimpor produk kehutanan dengan ketentuan sebagai berikut:**

1. Importasi Produk Kehutanan tersebut wajib memenuhi ketentuan sebagaimana diatur dalam Undang-undang Nomor 41 Tahun 1999 tentang Kehutanan;
2. PT. SUKSES JAYA LESTARI wajib mencantumkan nomor Peretujuan Impor dan LS (bagi yang dipersyaratkan LS) dalam PIB (dokumen kepabeanan) dan jumlah atau volume barang dalam PIB (dokumen kepabeanan) dengan satuan ukuran sebagaimana tercantum dalam Peretujuan Impor;
3. PT. SUKSES JAYA LESTARI wajib menyampaikan laporan secara elektronik atas pelaksanaan impor Produk Kehutanan setiap 1 (satu) bulan paling lambat tanggal 15 bulan berikutnya kepada Direktur Jenderal Perdagangan Luar Negeri melalui <http://inatrade.kemendag.go.id/> terhitung sejak diterbitkannya Peretujuan Impor Produk Kehutanan;
4. PT. SUKSES JAYA LESTARI hanya dapat menggunakan produk kehutanan impor untuk diperdagangkan dan/atau dipindahtangankan kepada pihak lain;
5. Pelanggaran terhadap ketentuan kewajiban sebagaimana diatur dalam Peraturan Menteri Perdagangan Nomor 82 TAHUN 2019 tentang Ketentuan Impor Produk Kehutanan, akan dikenakan sanksi berupa penangguhan dan/atau pencabutan terhadap Peretujuan Impor;
6. Produk Kehutanan yang diimpor tidak sesuai dengan ketentuan dalam peraturan Menteri Perdagangan Nomor 82 TAHUN 2019 tentang Ketentuan Impor Produk Kehutanan, wajib ditarik kembali dari peredaran dan dimusnahkan oleh importir dengan biaya yang ditanggung oleh importir;
7. PT. SUKSES JAYA LESTARI bertanggungjawab terhadap importasi tersebut dan segala akibat hukum yang timbul disebabkan oleh perbuatan, tindakan, pelanggaran baik disengaja atau tidak disengaja, dan kelalaian yang tidak sesuai dengan ketentuan peraturan perundang-undangan yang berlaku atas impor produk kehutanan.
8. Impor Produk Kehutanan yang diimpor oleh XXXXXXXXXX sebagaimana yang tercantum pada lampiran hanya dapat dilakukan dari negara China dan India serta pelabuhan tujuan Banjarmasin - Kalimantan Selatan, Soekarno-Hatta - Tangerang, Tanjung Emas - Semarang, Tanjung Perak - Surabaya dan Tanjung Priok - Jakarta ;



9. Persetujuan impor ini berlaku mulai tanggal 7 Juni 2021 (Tujuh Juni Dua Ribu Dua Puluh Satu) sampai dengan tanggal 7 Juni 2022 (Tujuh Juni Dua Ribu Dua Puluh Dua) yang dibuktikan dengan tanggal pendaftaran pemberitahuan pabean berupa manifest (BC 1.1) sesuai ketentuan kepabeanan yang berlaku.

Demikian agar maklum.



a.n. Menteri Perdagangan R.I,  
Plt. Direktur Jenderal  
Perdagangan Luar Negeri

T T D

Indrasari Wisnu Wardhana

**Tembusan :**

1. Menteri Perdagangan (sebagai laporan);
2. Menteri Lingkungan Hidup dan Kehutanan;
3. Deputi Bidang Koordinasi Pengelolaan, Energi, Sumberdaya Alam, dan Lingkungan Hidup;
4. Dirjen Daglu, Kementerian Perdagangan;
5. Dirjen Dagri, Kementerian Perdagangan;
6. Inspektur Jenderal, Kementerian Perdagangan;
7. Dirjen Pengelolaan Hutan Produksi Lestari, Kementerian Lingkungan Hidup dan Kehutanan;
8. Dirjen Industri Agro, Kementerian Perindustrian;
9. Dirjen Bea dan Cukai, u.p. Direktur Penindakan dan Penyidikan Kementerian Keuangan;
10. Direktur Impor, Ditjen Daglu, Kementerian Perdagangan;
11. Ka. Dinas Pemprov setempat;
12. Kepala Kantor Pelayanan Bea dan Cukai setempat.

Dokumen ini sah, diterbitkan oleh Kementerian Perdagangan secara elektronik melalui sistem INATRADE dan tidak membutuhkan cap dan tanda tangan basah

**PROSES PERMOHONAN SAMPAI DENGAN PENERBITAN PERIJINAN / PERSETUJUAN  
TIDAK DIKENAKAN BIAYA**

事業者名、輸入申告  
番号、木材製品番号、日  
付等

Nama Perusahaan  
No. Deklarasi Impor  
No. PI Produk Kehutanan  
Tanggal  
No. NIB



製品タイプ

HS コード

量

No.	Uraian Barang	Pos Tarif/HS	Jumlah
1	VENEER FACE BACK	4408.90.90	100 (Seratus) Metrik Ton
2	MEDIUM DENSITY FIBREBOARD (MDF) Ketebalan Tidak Melebihi 5mm	4411.12.00	150 (Seratus Lima Puluh) Metrik Ton
3	MEDIUM DENSITY FIBREBOARD (MDF) Ketebalan 5mm sampai dengan 9mm	4411.13.00	150 (Seratus Lima Puluh) Metrik Ton
4	MEDIUM DENSITY FIBREBOARD (MDF) Ketebalan Melebihi 9mm	4411.14.00	600 (Enam Ratus) Metrik Ton
5	PLYWOOD POLYESTER	4412.33.00	500 (Lima Ratus) Metrik Ton
6	PLYWOOD	4412.39.00	300 (Tiga Ratus) Metrik Ton
7	PAPER MELAMINE;POLY PAPER	4811.59.20	150 (Seratus Lima Puluh) Metrik Ton
Total			1.950 (Seribu Sembilan Ratus Lima Puluh) Metrik Ton



a.n. Menteri Perdagangan R.I,  
Pit. Direktur Jenderal  
Perdagangan Luar Negeri

T T D

Indrasari Wisnu Wardhana

Dokumen ini sah, diterbitkan oleh Kementerian Perdagangan secara elektronik melalui sistem INATRADE dan tidak  
memerlukan cap dan tanda tangan basah

PROSES PERMOHONAN SAMPAI DENGAN PENERBITAN PERJINAN / PERSETUJUAN  
TIDAK DIKENAKAN BIAYA

付属資料⑥ 輸入木材の供給者確認書 (DKP)

輸入木材の供給者確認書  
(DKP) 番号

輸入事業者名  
と住所

倉庫の住所

デューデリジェンス (実  
現可能性テスト) 情報

**DEKLARASI IMPOR**  
**IMPORTIR PEMILIK API-U**  
Nomor: DI/U/0997/N/210607/001

1 Nama Importir : ██████████

2 Alamat Kantor : ██████████

3 Alamat Gudang : ██████████

4 Nomor TPT/Bukti Penguasaan Gudang (TDG/IMB) : 01/36/TPT-KO/BKPMPT/2016

5 Nomor Pokok Wajib Pajak (NPWP) : ██████████

6 Nomor API-U : ██████████ tanggal terbit 2016-03-29

7 Nomor Induk Kepabeanaan (NIK) : ██████████ tanggal terbit 2016-04-20

8 Nomor S-LK (bagi yang wajib S-LK) : -

9 Tanggal Pelaksanaan Uji Tuntas : 25 Mei 2021 s/d 03 Juni 2021

10 Nama Pelabuhan Bongkar : (1) Banjarmasin  
(2) Soekarno Hatta  
(3) Tanjung Emas  
(4) Tanjung Perak  
(5) Tanjung Priok

11 Informasi hasil Uji Tuntas/Due Diligence :

No	Nama Eksportir	Nomor Data dan Informasi terkait Uji Tuntas
1	██████████	No UT/U/0997/N/210603/003 Tanggal 2021-06-03
2	██████████	No UT/U/0997/N/210603/001 Tanggal 2021-06-03
3	██████████	No UT/U/0997/N/210603/002 Tanggal 2021-06-03

Nomor: DI/U/0997/N/210607/001  
Tabel 1. Informasi Barang Impor

No	Nomor Uji Tuntas	Nama Eksportir	Produk Kehutanan		Jenis (Spesies)		Negara Asal	Negara Ekspor	Negara Produsen	Jumlah yang akan diimpor (Metrik Ton)
			Uraian Barang	Pos Tarif / Kode HS	Nama Dagang	Nama Ilmiah				
1	UT/U/0997/N/210603/002		1. VENEER FACE BACK	4408.90.90.	Poplar	Populus spp	CHINA	CHINA	CHINA	100
2	UT/U/0997/N/210603/003		1. MEDIUM DENSITY FIBREBOARD (MDF) Ketebalan Tidak Melebihi 5mm	4411.12.00.	Poplar	Populus spp	INDIA	INDIA	INDIA	150
3	UT/U/0997/N/210603/003		1. MEDIUM DENSITY FIBREBOARD (MDF) Ketebalan 5mm sampai dengan 9mm	4411.13.00.	Poplar	Populus spp	INDIA	INDIA	INDIA	150
4	UT/U/0997/N/210603/003		1. MEDIUM DENSITY FIBREBOARD (MDF) Ketebalan Melebihi 9mm	4411.14.00.	Poplar	Populus spp	INDIA	INDIA	INDIA	600
5	UT/U/0997/N/210603/002		1. PLYWOOD POLYESTER	4412.33.00.	Poplar	Populus spp	CHINA	CHINA	CHINA	500

デューデリジ  
エンス番号

輸出事業者

製品タイプ

HS コード

樹種 (一般名)

樹種 (学名)


原産国

輸出国

生産国


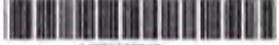
重量

付属資料⑦ V-Legal ドキュメント



<b>1</b>	輸出先					
ORIGINAL	<b>1</b>	1 Issuing authority Name: V-Legal ドキュメント発行機関（木材合法性審査機関：LPVI）名と所在地 Address: Authority registration number: LV 登録番号	2 Imposer Name: 輸入事業者の名前と所在地 Address: Country of destination: Port of loading: 輸出先、積地港、仕向港 Port of discharge:			
	<b>3</b>	3 V-Legitimacy number 2000784-00033-01740-US V-Legal ライセンス番号	<b>4</b>	4 Date of Expiry 04 05 2020 失効日		
	<b>5</b>	5 Country of export INDONESIA 輸出国	<b>7</b>	7 Means of transport BY SEA 輸送手段		
	<b>6</b>	6 ISO Code ID	<b>8</b>			
	<b>8</b>	8 Licensee Name: 輸出事業者の名前、所在地、ETPIK（登録輸出事業者）番号と納税者番号 Address:				
	<b>9</b>	9 Commercial description of the timber products ENCLOSED 木材製品の商業的説明		<b>10</b>	10 HS-Heading ENCLOSED	
	<b>11</b>	11 Common and Scientific Names ENCLOSED 製品に使用されている木材の一般名および学名		<b>12</b>	12 Country of harvest ENCLOSED 伐採国	
	<b>14</b>	14 Volume (m <sup>3</sup> ) 8.7500 量 (m <sup>3</sup> )	<b>15</b>	15 Net Weight (kg) 7.00000 重量 (m <sup>3</sup> )	<b>16</b>	16 Number of units 175 ユニット個数
	<b>17</b>		17 Distinguishing marks INVOICE: 067/SIL-POL/IV/2020 ISS: バーコードやロット番号船荷証券番号などの識別記			
	<b>18</b>		18 Signature and stamp of issuing authority Name: Place and date: BOGOR, 6 APRIL 2020 V-Legal ドキュメント発行機関の署名、スタンプ、発行場所、日付			



UNITED STATES OF AMERICA																																																															
ORIGINAL	<b>1</b>	ATTACHMENT V-LEGAL DOCUMENT																																																													
	V-Legal license number		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           V-Legal ライセンスナンバー            失効日            発行機関            許可を受けた事業者            輸入事業者         </div>																																																												
	Date of Expiry																																																														
	Issuing authority																																																														
	Licensee																																																														
	Importer																																																														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>Commercial Description of The Timber Products</th> <th>HS-Heading</th> <th>Common and Scientific Names</th> <th>Countries of Harvest</th> <th>ISO Codes</th> <th>Volume (m3)</th> <th>Net Weight (Kg)</th> <th>Number of Units</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>TEAK WOODEN CHAIR, BENCH, STOOL</td> <td>9401.69.90.</td> <td>Jati (Tectona grandis)</td> <td>INDONESIA</td> <td>ID</td> <td>2.1250</td> <td>2,300.00</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>TEAK WOODEN TABLE, CONSOLE, BEDSIDE TABLE, BUFFET, RACK</td> <td>9403.60.90.</td> <td>Jati (Tectona grandis)</td> <td>INDONESIA</td> <td>ID</td> <td>1.1250</td> <td>2,560.00</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>SUAR WOODEN TABLE</td> <td>9403.60.90.</td> <td>Trembesi (Sesamea saman)</td> <td>INDONESIA</td> <td>ID</td> <td>3.3010</td> <td>1,500.00</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>TEAK WOODEN BED</td> <td>9403.50.00.</td> <td>Jati (Tectona grandis)</td> <td>INDONESIA</td> <td>ID</td> <td>2.1990</td> <td>640.00</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;"><b>TOTAL</b></td> <td>6.7500</td> <td>7,000.00</td> <td>173</td> </tr> </tbody> </table>							No	Commercial Description of The Timber Products	HS-Heading	Common and Scientific Names	Countries of Harvest	ISO Codes	Volume (m3)	Net Weight (Kg)	Number of Units	1	TEAK WOODEN CHAIR, BENCH, STOOL	9401.69.90.	Jati (Tectona grandis)	INDONESIA	ID	2.1250	2,300.00	129	2	TEAK WOODEN TABLE, CONSOLE, BEDSIDE TABLE, BUFFET, RACK	9403.60.90.	Jati (Tectona grandis)	INDONESIA	ID	1.1250	2,560.00	30	3	SUAR WOODEN TABLE	9403.60.90.	Trembesi (Sesamea saman)	INDONESIA	ID	3.3010	1,500.00	10	4	TEAK WOODEN BED	9403.50.00.	Jati (Tectona grandis)	INDONESIA	ID	2.1990	640.00	8	<b>TOTAL</b>						6.7500	7,000.00	173
	No	Commercial Description of The Timber Products	HS-Heading	Common and Scientific Names	Countries of Harvest	ISO Codes	Volume (m3)	Net Weight (Kg)	Number of Units																																																						
	1	TEAK WOODEN CHAIR, BENCH, STOOL	9401.69.90.	Jati (Tectona grandis)	INDONESIA	ID	2.1250	2,300.00	129																																																						
	2	TEAK WOODEN TABLE, CONSOLE, BEDSIDE TABLE, BUFFET, RACK	9403.60.90.	Jati (Tectona grandis)	INDONESIA	ID	1.1250	2,560.00	30																																																						
3	SUAR WOODEN TABLE	9403.60.90.	Trembesi (Sesamea saman)	INDONESIA	ID	3.3010	1,500.00	10																																																							
4	TEAK WOODEN BED	9403.50.00.	Jati (Tectona grandis)	INDONESIA	ID	2.1990	640.00	8																																																							
<b>TOTAL</b>						6.7500	7,000.00	173																																																							
<b>1</b>																																																															
Signature and stamp of issuing authority																																																															
																																																															
Name																																																															
Place and date		BOGOR, 6 APRIL 2020																																																													
						 13763326009																																																									





## 4 マレーシア

マレーシアの木材等の合法性の確認に関する情報は、平成 28 年（2016 年）度林野庁委託事業「グリーンウッド」利用推進事業のうち生産国情報収集事業で収集され、林野庁のグリーンウッド・ナビで情報提供され、報告書（以下「H28 年度報告書」と呼ぶ。）が公開されている<sup>1</sup>。このため本事業では 2017 年以降に施行された法令と関連する情報を収集した。また 2017 年以前に施行されていた制度で H28 年度報告書では十分な記載がなされていなかったものについても情報収集を行った。

マレーシアは 1963 年にマラヤ連邦（1957 年にイギリスより独立）、イギリス領サラワク、イギリス保護国北ボルネオ（現サバ州）、シンガポールによって結成された連邦国家であり（その後シンガポールは 1965 年に独立）。マレー半島の 11 州とボルネオ島のサラワク州、サバ州、さらに 3 つの連邦直轄領で構成される。

マレーシア憲法 74 条 2 項に基づき、土地や森林など土地に関する事項は各州が所有権を有し、州法を制定して管理しているが、マレー半島部 11 州は各州林業局を傘下とする半島マレーシア林業局（Forestry Department Peninsular Malaysia: FDPM）によって一体的に管理されている一方、サラワク州はサラワク森林局（Forest Department Sarawak: FDS）、サバ州はサバ林業局（Sabah Forestry Department: SFD）によって独自の林業関連法を施行し、森林管理行政が行われている。また半島部、サバ州、サラワク州は独立した木材合法性保証システム（Timber Legality Assurance System: TLAS）を運用している。これらの背景からマレーシアについては 4-1.マレーシア（全般）、4-2.マレーシア（サバ州）、4-3.マレーシア（サラワク州）、4-4.マレーシア（半島部）の 4 節に分けて整理した。

<sup>1</sup> <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/mys/info.html#houkoku>

## 4-1 マレーシア（全般）

### 4-1-1 概要

マレーシアの国土は、マレー半島の中部から南部の半島部、ボルネオ島北部および周辺島嶼部から構成され、国土面積は33万km<sup>2</sup>で、2019年の森林被覆面積は17.7万km<sup>2</sup>、森林被覆率は53.7%である。

### 4-1-2 森林の伐採段階および木材の流通段階における法令等

#### 4-1-2-1 法的枠組

##### 2021年マレーシア林業政策 Malaysia Forestry Policy 2021

2021年マレーシア林業政策は、2020年11月11日に連邦内閣で承認され、2021年1月29日に国土審議会で承認された。この文書はマレーシア語で記述されており、オンライン公開されている<sup>2</sup>。この政策文書は、以前の1978年国家森林政策(National Forest Policy 1978)(1992年改正)に代わるものである。この文書は119ページで、マレーシア連邦全体の政策と、半島マレーシアの政策、そして以前発表されていたサバ州とサラワク州の政策が盛り込まれている。連邦全体の方針は、5つの目標が含まれており、その一つは国土の50%を森林と樹木の被覆として維持することである。ただし森林と樹木の被覆をどの程度の割合とするか、サバ州、サラワク州、半島マレーシアのそれぞれで森林や樹木の被覆として維持すべき割合はどれぐらいかなどの詳細は明記されていない。

##### 2021年国家空間計画 National Physical Plan 2021

2021年の国家空間計画審議会で承認された国家空間計画(National Physical Plan)<sup>3</sup>では、サバ州とサラワク州の森林被覆率を2019年のレベルに維持したまま、半島マレーシアの森林被覆率を現在の43%から2040年に50%まで回復させるという目標が掲げられている(表4-1.1)。

表 4-1.1 マレーシアの森林被覆率目標

	サラワク	サバ	半島マレーシア	合計
土地面積(ha)	12,397,311	7,431,050	13,181,197	33,009,558
2019年の森林面積(ha)	8,034,000	13,181,197	5,734,082	18,204,072
森林被覆率	64.8%	59.7%	43.5%	55.1%
2040年の森林面積目標(ha)	8,034,000	4,435,990	6,590,599	19,060,589
目標森林被覆率	64.8%	59.7%	50.0%	57.7%

出典：2021年国家空間計画

<sup>2</sup> <https://www.mybis.gov.my/pb/4413>

<sup>3</sup> PLANMalaysia (2021) National Physical Plan 4, October 2021 <myplan.planmalaysia.gov.my>

#### 4-1-2-2 法規制の実施

サバ州、サラワク州、半島部の特徴を表 4-1.2 にまとめた。サバ州と半島部では最大の木材供給源は、森林植生を維持することが目指されている永久森林区 (Forest Reserve/Permanent Forest Estates) における択伐だが、サラワク州では州有地 (State Land) も大きな役割を果たしている<sup>4</sup>。

なお森林としては管理されていない譲渡地 (Alienated Land) の一部にも森林植生は存在し、木材供給源となることもある。譲渡地とは、州政府が開発のために割り当てた州有地のことで、その土地の所有権が発行され、その土地は私的所有権に属するとみなされる。所有権は、借地権 (数年間) または自由保有権 (永続的) である。土地の所有者は、州政府に対して土地の「保険料」を支払い、さらに毎年「評価額」を支払う必要がある。

前述のようにサバ州、サラワク州、半島部は独自の土地・森林に関する制度、独立した木材合法性保証システム (Timber Legality Assurance System: TLAS) を持つ。合法性確認に使用できる書類や情報も異なる。

<sup>4</sup> サラワク州では土地利用カテゴリーごとの木材生産量データは公開されていないが、永久森林区と州有地内の天然林面積は同程度あり、また後者にも多くの伐採コンセッションが設定されている。

表 4-1.2 サバ州、サラワク州、半島部の特徴

	サバ州	サラワク州	半島部
主な木材供給源の土地利用カテゴリーとその供給割合	森林保全区 (Forest Reserve) 78%、譲渡地 (Alienated Land) 21% (2020 年)	永久森林区 (PFE)、州有地 (State Land)	永久森林区 (PFE) 85%、州有地 (State Land) 7%、譲渡地 (Alienated Land) 8% (2019 年)
伐採許可証の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 持続可能森林管理ライセンス協定 (SFMLA)</li> <li>● Form I ライセンス</li> <li>● Form IIB ライセンス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 森林伐採ライセンス (FTL)</li> <li>● 人工林ライセンス (LPF)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 森林産物採取ライセンス (Licence to Take Forest Product)</li> <li>● 移動許可 (Removal Licence)</li> </ul>
木材合法性保証システム	サバ木材合法性保証システム (Sabah TLAS) <ul style="list-style-type: none"> <li>● 持続可能森林管理ライセンス協定 (SFMLA) 事業者、木材加工事業者、輸出事業者は第三者監査を受けることが義務化されている</li> </ul>	サラワク木材合法性保証システム (STLVS) <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第三者監査を受けることは任意</li> </ul>	マレーシア木材合法性保証システム (MyTLAS) <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個別の事業者に対する第三者監査は実施されていない</li> </ul>
合法性確認に使用できる書類や情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 税関申告書 (Custom Declaration Form) (K2) の記載される輸出許可証 (Sabah Export Licence: SELC)</li> <li>● 丸太出荷許可証 (Log Shipment Clearance: LSC) : 丸太輸出についてのみ必須</li> <li>● Sabah TLAS の第三者監査証書: 個別の商品に関する合法性証明ではない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● サラワク木材産業開発公社 (STIDC) 発行の輸出ライセンス (Export Licence: K2)</li> <li>● サラワク丸太追跡・森林徴税システム (REVLOG) によってサプライチェーン情報が管理されており、サラワク森林局に問い合わせ可能</li> <li>● STLVS の第三者監査を受けた事業者からは、サラワク森林局またはサラワク木材産業開発公社からの認証書を取得可能: 個別の商品に関する合法性証明ではない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● マレーシア木材産業局 (MTIB) 発行の輸出ライセンス (Export Licence)</li> <li>● MyTLAS の合法性証明: 個別の商品に対して出される。2022 年より日本向け輸出についても発行可能となった (請求は任意)</li> </ul>

### 4-1-3 森林認証

マレーシアではFSC (Forest Stewardship Council) 認証とともに、1998年に設立されたマレーシア木材認証評議会 (MTCC) によるマレーシア木材認証制度 (MTCS) が存在する。MTCSは2009年にPEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes) の相互承認を受けた。MTCS/PEFCの認証林は全国で21、総面積521万haである一方、FSCの認証林は全国で4、総面積6万haに過ぎない (表4-1.3)。

2021年9月、マレーシア木材認証評議会は、PEFCの承認条件を満たすため、「マレーシア持続可能な森林管理に関する基準および指標 (MC&ISFM)」および「グループ森林管理認証規格」の修正を行い、それぞれ「MTCS ST 1002:2021」、「MTCS ST 1003:2021」として公表された更新された基準と指標では、以下の基準・指標の改定が行われた。

- 植林地の他の土地利用への転換を制限する指標を追加 (指標 6.10.2 FP)。
- 転換によって、炭素蓄積量が著しく高い地域に負の影響を与えないという要件を追加 (基準 6.10)。
- 油の流出による被害を最小限にするための緊急手順に関する要求事項を詳述 (基準 6.7 及び指標 6.7.1)。
- 天然林と植林の両方において、肥料の使用を最小限に抑えるという要求事項を策定 (指標 6.5.6)。
- PEFCの要求事項を完全に満たすために、「保全、経済、社会的利益」(基準 6.10、指標 6.10.1) や「サイトの条件によく適応した在来種」(指標 6.3.1、基準 6.9 FP)、「選択した種が生態系や在来種・地域産品の遺伝的整合性に与える影響は、科学的に評価されなければならない」(指標 6.9.3 FP) といった特定の語句や表現を追加。

表 4-1.3 地域別の MTCS 認証林

	MTCS/PEFC		FSC	
	認証数	認証面積 (ha)	認証数	認証面積 (ha)
半島マレーシア	7	4,053,956	1	10,000
サバ	3	152,815	3	46,057
サラワク	11	1,006,325	0	0
合計	21	5,213,096	4	56,057

出典：https://mtcc.com.my/certified-forests/ (2021年3月1日アクセス)

## 4-2 マレーシア（サバ州）

### 4-2-1 概要

サバ州は、ボルネオ島にあるマレーシアの州で、サラワク州の北に位置する。州の面積は 736 万 ha、2010 年時点の森林面積は 464 万 ha<sup>1</sup>で、州面積の 63%にあたる。

サバ州の森林植生は表 4-2.1 の 4 つの土地カテゴリーに存在する。サバ林業局（Sabah Forestry Department: SFD）の管轄する森林保全区（Forest Reserve）の面積は 2020 年時点で 357 万 ha であり、州の面積のほぼ半分を占め、主要な木材供給源である。森林保全区（Forest Reserve）は表 4-2.2 のように 7 つのカテゴリーに分けられて管理されている。2016 年～2020 年の各カテゴリーの面積推移を表 4-2.3 に示す。保護林（Protection Forest）面積は拡大され続け、2020 年の面積は 142 万 ha で、州内の森林保全区面積の 40%を占めた。商業林（Commercial Forest）の面積は 166 万 ha（2020 年時点）で、森林保全区面積の 46%を占めた。林業局は、州内の森林保全区を 27 の森林管理ユニット（FMU）に分け、各 FMU に営林署を配置して森林を管理している。

森林保全区以外では、国立公園等の保護地域、その他の州有地、譲渡地にも森林は存在し、後 2 者は木材供給源となっている（表 4-2.10）。また森林植生以外の土地では、樹液採取のために植栽されたゴムも老齢になると伐採され、木材として供給される。

表 4-2.1 サバ州の森林植生が存在する土地カテゴリー

土地カテゴリー	内容
森林保全区（Forest Reserve）	<ul style="list-style-type: none"><li>● サバ林業局の管轄する森林</li><li>● 2020 年時点で 357 万 ha</li></ul>
保護地域（Protected Area）	<ul style="list-style-type: none"><li>● サバ国立公園局が管轄する国立公園、野生動物サンクチュアリ等</li><li>● 27 万 ha</li></ul>
その他の州有地（State Land）	<ul style="list-style-type: none"><li>●</li></ul>
譲渡地（Alienated land）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 私有地</li><li>● 土地利用統計では「森林（forest）」ではないが、実際には森林も存在し、伐採の対象になりうる</li></ul>

<sup>1</sup> <https://www.globalforestwatch.org/dashboards/country/MYS/13>

表 4-2.2 サバ州の森林保全区 (Forest Reserves) の区分

森林区分	森林の種類	機能
Class I	保護林 Protection Forest	流域の保護、土壌の安定、水の保全、その他の重要な気候・環境要因の維持のために保全された森林。伐採は許可されていない。
Class II	商業林 Commercial Forest	木材やその他の林産物を供給するために伐採に割り当てられた森林で、州の経済に貢献している。伐採は持続可能な森林管理 (SFM) の原則に基づいて行われている。
Class III	地域林 Domestic Forest	この森林区分からの生産物 (少量の木材等) は、地元コミュニティのみが消費するものであり、商業的利用は推奨されていない。
Class IV	アメニティ林 Amenity Forest	森林は、主に地域住民に快適さとレクリエーションを提供するためのものである。レクリエーション施設は、これらの保護区内の魅力的な場所、特に道端に設置されることが多い。また、これらの地域のアメニティ価値を高めるために、外来種の樹木が植えられることもある。
Class V	マングローブ林 Mangrove Forest	一般的な需要や多目的利用に対応するために、マングローブ材やその他の林産物を供給するための森林。様々な種類があるが、ヤエヤマヒルギ属 (Rhizophora spp.) が最も一般的に伐採されている種で、製品は釣り用の杭から薪や木炭まで多岐に渡る。これらの場所は、レクリエーションやエコツーリズムの開発にも利用できる。
Class VI	バージンフォレスト Virgin Forest	生物多様性や遺伝子の保存を含む林業研究を目的として、森林がそのままの状態で作保存されている森林。伐採は厳しく禁止されている。
Class VII	野生生物保護林 Wildlife Reserve	主に野生動物 (スマトラサイ等) の保護、保全、研究のために保全されている森林。伐採は禁止されている。

表 4-2.3 森林保全区 (Forest Reserves) のカテゴリー別面積推移

森林区分	名称	面積 (ha)				
		2016	2017	2018	2019	2020
Class I	保護林	1,353,677.7	1,386,614.6	1,386,614.6	1,386,995.3	1,421,717.3
Class II	商業林	1,668,273.0	1,659,900.0	1,659,900.0	1,659,897.0	1,655,483.0
Class III	地域林	4,673.0	4,656.0	4,656.0	4,656.0	4,634.0
Class IV	アメニティ林	11,386.5	11,386.5	11,386.5	11,388.5	11,402.8
Class V	マングローブ林	256,009.3	232,039.3	232,039.3	231,778.3	234,680.3
Class VI	バージンフォレスト	107,013.9	106,911.6	106,911.6	107,047.9	107,047.9
Class VII	野生生物保護林	139,241.0	139,241.0	139,241.0	139,502.9	139,502.9
合計		3,540,274.4	3,540,748.9	3,540,748.9	3,541,265.7	3,574,468.0

## 4-2-2 森林の伐採段階および木材の流通段階における法令等

### 4-2-2-1 関連政府機関

サバ州においては、サバ州林業局 (Sabah Forestry Department) が、木材産業の川上から川下まで監督する主要な機関となっており、H28 年度報告書<sup>2</sup>から変更はない。

### 4-2-2-2 法的枠組

森林へのアクセス、伐採、輸送、加工、木材製品の取引に関する法的枠組みは、H28 年度報告書からほとんど変更されていないが、いくつかの政策、法律、規制が追加・改正された。

#### 2018 年サバ州森林政策 Sabah Forest Policy 2018

2018 年 8 月 1 日、サバ州内閣により改訂版のサバ州林業政策が承認された。この文書は、英語版とマレー語版があり、オンラインで入手できる<sup>3</sup>。この文書は、1954 年森林政策 (Forest Policy) に代わるもので、全 55 ページあり、21 の政策目標を含む 7 つの政策推進項目が記載されている。全体的なビジョンは、「持続可能な森林管理の実現」である。これによれば「サバ州は、環境保護、生物多様性の保全、社会経済的福利のために、サバ州の土地の少なくとも 50% が持続可能な森林利用と樹木被覆のために指定され、保護されることを約束する」。具体的な目標のひとつとして、2025 年までにサバ州の土地の少なくとも 30% を完全保護地域 (Totally Protected Areas) として保全することを掲げている。また、絶滅の危機に瀕している森林生態系を純減させないことも目標の一つである。

#### 2015 年森林 (木材) 法 Forest (Timber) Enactment 2015

2015 年、サバ州立法議会は 2015 年森林 (木材) 法 (2015 年サバ州法第 2 号) を承認した<sup>4</sup>。この法律は、「サバ州における木材産業に関連する活動の登録を規定し、それに関連する事項を規定する」もので、2017 年 6 月 1 日に施行された。

この法律では、輸出入のための木材製品のライセンス権限を連邦のマレーシア木材産業局 (Malaysian Timber Industry Board: MTIB) からサバ州林業局に移すことを定めている。これは 2012 年に行われた連邦内閣の決定に従ったものである。

サバ州林業局はまた、ワシントン条約に記載された木材 (沈香 (*Aquilaria* 属) とラミン (*Gonystylus* 属) を含む) に関するワシントン条約法の管理と施行のための管理機関の役割を担うことになった。これらの種の栽培者は、サバ州林業局への登録が義務付けられている。

<sup>2</sup> 平成 28 年度林野庁委託事業「グリーンウッド」利用推進事業のうち生産国情報収集事業報告書<<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/mys/29report-mys.pdf>>

<sup>3</sup> <http://forest.sabah.gov.my/publications/sabah-forest-policy-2018.html>

<sup>4</sup> <https://sagc.sabah.gov.my/?q=en/content/forest-timber-enactment-2015>



2017 年森林（木材）登録規則                      Forest (Timber) (Registration) Regulation 2017

2017 年森林（木材）（犯罪の複合化）                      Forest (Timber) (Compounding of Offences) 2017

2017 年森林（木材）登録規則と 017 年森林（木材）（犯罪の複合化）は 2015 年森林（木材）法に基づく補助的な規則である。これらの規則により、サバ州林業局による 2015 年森林（木材）法の実施が可能となった。

2017 年税関令（輸出禁止）                      Customs Order (Prohibition of Exports) 2017

2017 年税関令（輸入禁止）                      Customs Order (Prohibition of Imports) 2017

2017 年税関令（輸出禁止）と 2017 年税関令（輸入禁止）により、サバ州における木材の取引を規制する当局として、マレーシア木材産業局（MTIB）に代わってサバ州林業局が規定された。

#### 4-2-2-3 法規制の実施

サバ州では 2018 年 5 月と 2020 年 9 月に行われた州議会選挙の結果、政権交代が 2 度おき、林業に関する政策が大きく変化した。

2018 年 5 月以前、州政府の与党は国民戦線（Barisan Nasional）であったが、2018 年州議会選挙の結果、それまで野党であったサバ伝統党（Parti Warisan Sabah または WARISAN）および希望連盟（Pakatan Harapan）が政権を取った。2018/5/23 付けサバ州林業局主席森林保全官通達（Chief Conservator Circular）によって天然木丸太の輸出が禁止され、森林保全区（Forest Reserve）における Form I ライセンスのキャンセルが行われた。

しかし 2020 年州議会選挙の結果、国民戦線やサバ統一党（Parti Bersatu Sabah: PBS）によるサバ人民連合（Gabungan Rakyat Sabah: GRS）が政権を奪還した。2021/12/21 付けサバ州林業局主席森林保全官通達が出されて、2018/5/23 付けサバ州林業局主席森林保全官通達は取り消され、2022 年 1 月から天然木丸太の輸出が再び認められた。ただし 2020 年州議会選挙の結果は僅差での勝利であり、将来再び政権交代が生じ、林業政策が再度変更される可能性がある。

#### 4-2-2-3-1 商業的な木材生産が可能な土地カテゴリーとライセンス

前述のようにサバ州内の森林は表 4-2.4 に示す 4 つの土地カテゴリーの中に存在する。このうち森林保全区の商業林、森林保全区または保護地域以外の州有地、譲渡地において商業的な木材生産が可能である。

表 4-2.4 森林のタイプ

森林の種類	根拠となる法律	商業伐採の可否
森林保全区 (Forest Reserve)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1968 年森林法：Forest Enactment 1968</li> <li>● 森林（森林保護区の構成と改正）制定法：Forests (Constitution of Forest Reserves and Amendment) Enactment. 1984</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商業林（Commercial Forest）のみ伐採可能</li> <li>● 持続可能森林管理ライセンス協定（SFMLA）に基づく商業伐採、Form I ライセンス（※）による商業伐採が可能</li> </ul>
保護地域 (Protected Area)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1984 年サバ公園法：Sabah Parks Enactment 1984</li> <li>● 1997 年野生生物保護法：Wildlife Conservation Enactment 1997</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商業伐採はできない</li> </ul>
その他州有地 (State Land) 内の森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1956 土地条例：Land Ordinance</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Form I ライセンスによる商業伐採が可能</li> </ul>
譲渡地 (Alienated land) 内の森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1956 土地条例：Land Ordinance</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Form IIB ライセンスによる商業伐採が可能。輸出は不可。</li> </ul>

※ただし WARISAN 党政権期（2018-2020 年）には発行がキャンセルされていた。

#### 商業的な木材生産のためのライセンス

サバ州における商業的な木材生産のためのライセンスは、持続可能森林管理ライセンス協定（Sustainable Forest Management License Agreement: SFMLA）、Form I ライセンス、Form IIB ライセンスの 3 種類である。

持続可能森林管理ライセンス協定（SFMLA）は 99 年間の長期ライセンスであり、森林保全区（Forest Reserve）内にものみ発行される。SFMLA 所有事業者は森林管理計画（Forest Management Plan）を策定し、サバ林業局の承認を得る必要がある。

Form I ライセンスは短期の伐採ライセンスで、有効期間は対象地域によって 1 年から 5 年である。従来、州有林地に加えて譲渡地（Alienated Land, =私有地）内の森林にも発行されていたが、2021/12/21 付けサバ州林業局主席森林保全官通達によって政府関連機関（Government Linked Agencies）が管理する土地のみで許可されることになった。

Form IIB ライセンスは私有地に対して発行されるもので、森林をアブラヤシプランテーションやゴムプランテーション、その他の短収穫作物のための農地転換の際に使用される。SFMLA や Form I ライセンスで生産された天然木丸太と異なり、Form IIB ライセンスを用いて生産された天然木丸太は輸出が許可されていない。しかし合板など木材製品に加工されれば輸出可能である。

#### 4-2-2-3-2 サバ木材合法性保証システム (Sabah TLAS)

サバ州ではサバ木材合法性保証システム(Sabah Timber Legality Assurance System: Sabah TLAS)が導入されており、Sabah TLAS は以下の6つの基準 (principle) を持つ。その内容は H28 年度報告書で詳述されている。

- 基準 1 伐採権 (Right of Harvest)
- 基準 2 林内作業 (Forest Operation)
- 基準 3 徴税 (Statutory Charge)
- 基準 4 他者の権利 (Other User's Right)
- 基準 5 工場の操業 (Mill Operations)
- 基準 6 貿易と関税 (Trade and Customs)

Sabah TLAS は 2019 年に修正され、基準 1 と 4 で低インパクト伐採(Reduced Impact Logging: RIL)の実施が要件に入れられた。また基準 6 に含まれるサラワク州からの輸入材の規制について、従来は海上運送された木材のみを対象としていたが、陸路で運送されてくる木材まで対象が拡大された。

また Sabah TLAS スキームの実施に関連して、いくつかの新しい手続き方法が導入された。これらの手続きは、ePermit ウェブサイト ([epermit.dagangnet.com.my](http://epermit.dagangnet.com.my)) に基づくオンライン申請システムによって合理化され、促進されている。このウェブベースのサービスでは、一般市民がサバ州林業局を含む複数の政府機関に許可証を申請することができる。承認された許可証は税関情報システム (Sistem Maklumat Kastam) に送られ、税関申告書との照合が行われる。

サバ林業局は Sabah TLAS の監査のため独立監査機関：Global Forestry Services 社と契約をしており、全ての持続可能森林管理ライセンス協定 (SFMLA) 事業者、木材加工事業者、輸出事業者の Sabah TLAS の遵守状況に関する第三者監査を行っている。第三者監査用のチェックリストも、森林管理事業者用 (基準 1~4) と流通・加工事業者用 (基準 5 と 6) の 2 種類がサバ林業局から発効されている。第三者監査に合格した事業者にはサバ林業局から認証が発行される (付属資料 1)。認証の有効期間は 1 年間である。なおこの Sabah TLAS の証明書は事業者のシステムに対する証明であり、個別の商品に対するものではないことに注意が必要である。

Form I、Form IIB ライセンス事業者はこの第三者監査を受けることが義務化されていないが、Form I、Form IIB ライセンス事業者から丸太を調達する木材加工事業者はその合法性確認を Sabah TLAS に基づいて適切に行ったか、第三者監査で問われる。

また Sabah TLAS の制度は 2016 年 8 月、ビューローベリタス (Bureau Veritas) 社による ISO 9001:2018 認証を受けている。

#### 4-2-2-3-2 輸入許可証 (SILC)、輸出許可証 (SELC)

前述のように、2015 年森林 (木材) 法により、従来マレーシア木材産業局 (MTIB) によって行われていた木材・木材製品の輸出入許可はサバ林業局によって行われることになった。輸入許可証 (Sabah Import Licence: SILC)、輸出許可証 (Sabah Export Licence: SELC) は従来通り税関申告書 (Custom Declaration Form) (それぞれ K1、K2 フォーム) の裏への記載によってなされる。その取得のために必要なプロセスは H28 年度報告書の記載から変更はないが、輸入許可証、輸出許可証の控えのサンプルを取得したので付属資料 2、3 に示す。

#### 4-2-2-3-3 丸太輸出

2018/5/23 付けサバ州林業局主席森林保全官通達 (Chief Conservator Circular) に基づき、2018 年から 2022 年まで、サバ州政府は丸太の輸出許可を一切承認していなかった。その目的は国内の製造工場がより多くの木材供給を受けられるようにするためであった。

しかし 2021/12/21 付け主席森林保全官通達により、2022 年 1 月 3 日から丸太輸出の許可が再開された。輸出の要件は以下のとおりである。なお丸太出荷許可証 (Log Shipment Clearance: LSC) のサンプルは付属資料 4 に示す。

#### 天然林丸太

- SFMLA ライセンスで生産された丸太、または政府関連機関が関与する土地から Form I ライセンスで生産された丸太の輸出が認められる。Form IIB ライセンスを用いて生産された丸太の輸出はこれまで通り許可されていない。
- 生産された丸太のうち 20% について輸出することができる。
- 輸出する貨物船は、サバ財団 (Sabah Foundation) が指定する Innoprise Capital 社を通じて、天然資源局 (Natural Resources Office) に承認され、登録を受けなければならない
- 丸太出荷許可証 (Log Shipment Clearance: LSC) と輸出許可証 (SELC) が必要。
- 輸出が認められるのは Sandakan 港、Tawau 港のみ。

なおこの通達では樹種については特に制限がついていない。インドネシアで規制対象となっていたボルネオテツボク (Belian: *Eusideroxylon zwageri*) 丸太の輸出も認められている。

## 植林木丸太

- 私有地からの植林木は制限なく輸出許可。
- 森林保全区（Forest Reserve）からの植林木は、まず州内事業者に優先的に供給されることを条件に許可。
- 貨物船の登録、丸太出荷許可証（LSC）の取得は必要ない。
- 輸出が認められるのは、Sandakan、Tawau、Kota Marudu、Sipitang の 4 港のみ。

①天然木丸太輸出用の貨物船登録、②丸太出荷許可証（LSC）と③輸出許可証（SELC）発行のプロセスは以下に示す（2021/12/21 付け主席森林保全官通達の添付ファイル 3 より作成）。

### ① 天然木丸太輸出用の貨物船登録のプロセス

- (a) サバ財団（Sabah Foundation）は申請書を準備
- (b) 州首席大臣府自然資源局（Natural Resources Office, Chief Minister's Department: SUHB）は申請書を審査し、登録許可証を発行。サバ林業局、関税への写しも発行
- (c) サバ林業局林産業貿易部（Forest Industry and Trade Division: FIT）は登録許可証を受けとり、Innoprise Capital 社に登録料を確定するためのレターを発行
- (d) Innoprise Capital 社は事業者からの登録料を林業局に納付
- (e) サバ林業局財務部（Finance Division: KEW）は登録料を受け取る
- (f) サバ林業局林産業貿易部は領収書を発行。州首席大臣府自然資源局と税関への写しも発行。

### ② 丸太出荷許可証（Log Shipment Clearance: LSC）発行のプロセス

- (a) 申請者は丸太出荷許可証を申請。申請のために必要な書類は以下の通り。
  - 輸出事業者からの申請書
  - 州首席大臣府自然資源局（SUHB）からの船舶許可
  - 地元の 2 社からの提示価格
  - 地方林業官（District Forestry Officer）からの割当量許可
  - 売買契約書
  - 測定手順（Scaling Order）
  - ローヤリティ支払い証明書
  - 輸出調整報告
  - サバ林業局地方事務所(District Office)からの輸出許可（Export Declaration）
- (b) サバ財団は申請書を審査し、サバ林業局に送付。
- (c) サバ林業局財務部は申請書を審査し、丸太出荷許可証（LSC）を発行する。申請のために必要な書類は以下の通り。承認した申請書はサバ財団及び関連する林業局地方事務所に送られる
  - LSC 申請書

- 州首席大臣府自然資源局からの船舶許可
  - 地元の 2 社からの提示価格
  - 地方林業官からの割当量許可
  - 売買契約書
  - 測定手順
  - 輸出調整報告
  - サバ林業局地方事務所らの輸出許可
- (d) サバ財団は申請者に通知、申請者は LSC 許可証を得る

### ③ 輸出許可証 (SELC) 発行のプロセス

- (a) 申請者は以下の書類を準備し、サバ林業局に申請
- 森林産物販売 (JHP) フォーム 1&2
  - 販売契約
  - 税関申告書 (Custom Declaration Form) (K2)
  - LSC 許可証
  - 関税支払い領収書
- (b) 林業局地方事務所の林業・貿易部門 (Forest Industry and Trade Division) の責任者が書類を確認
- (c) 林業局地方事務所は現地確認、報告書作成
- (d) サバ輸出ライセンス担当官 (SELC Officer) は、情報を林産物販売システム (Forest Produce Sales System: SJHP)、サバ輸出ライセンスシステム (SELC System) に入力
- (e) 林業局地方事務所は輸出を承認し、サインする。
- (f) 申請者は輸出許可書類 (森林産物販売 (JHP) フォーム 1&2 と税関申告書 (K2)) を受けとる
- (g) 申請者は植物検疫証明書を取得し、K2 書類を税関に提出

### 4-2-3 森林認証

サバ州林業局は、森林管理者が独立した第三者機関による森林管理認証を取得することを奨励する方針、2025年までに州内の全ての森林が認証を受けるという目標を維持している。現在、州内には6ヶ所、合計20万haの認証林がある（表4-2.5）。

サバ林業局は従来、直接管理している多くの森林管理ユニットでFSC認証を取得していた（H28年度報告書では9ヶ所合計59万ha）が、2022年現在、これらの認証は一時停止されている。この停止の原因は、一部のFMUがFSCの原則と基準では認められない1994年以降に自然林を転換して造成された植林地を含んでいたこと、木材生産をしていない保護林も認証を受けていたことなどである。サバ林業局は再び認証取得をすることを目指しており、FSCとの対話を続けている。また木材生産に関与していないFMUについては、ユネスコのランドスケープ・ラベル・アプローチなど別の認証を取得することを目指している。

一方、サバ州林業局の直接管理下にはない森林管理ユニットのFSC認証は維持されている（表4-2.6）。また、サバ州では7事業者がFSC CoC認証を受けている<sup>5</sup>。

表 4-2.5 サバ州の認証林

森林認証の種類	認証数	認証面積 (ha)
FSC	3	46,057
PEFC/MTCS	3	152,815
合計	21	198,872

出典: <https://mtcc.com.my/certified-forests/>（2022年3月1日アクセス）

表 4-2.6 サバ州のFSC森林管理認証取得事業者

事業者名	発行日	有効期限	面積(ha)
Acacia Forest Industries Sdn Bhd	20-06-2016	19-06-2022	17,334
Sabah Softwoods Bhd	30-10-2017	29-10-2022	22,247
Gerak Saga Sdn Bhd	31-05-2021	30-05-2026	6,476

出典：Forest Stewardship Council <https://info.fsc.org/certificate.php#result>

<sup>5</sup> <https://info.fsc.org/certificate.php#result>

#### 4-2-4 リスク情報

##### 4-2-4-1 概要

サバ州林業局は、毎年の年次報告で摘発した違法伐採の数やその内訳を報告している<sup>6</sup>。2020年年度報告書によれば、2016年～2020年の間、年間122～233件の事件が報告され、2020年は180件であった。このうち2020年年度報告書で違反行為として確定していたのは78件であったが、その内訳は、ライセンス条件違反33件(42%)、違法所持21件(27%)、州有地での違法伐採15件(19%)、森林保全区での違法伐採9件(12%)であった。森林保全区内での違法耕作や違法な入林、ロイヤリティ脱税の犯罪はなかった。

一方、社会的企業であるNEPCon(現在のPreferred by Nature)は、サバ州産材の合法性に関するリスクの評価報告書を2017年に発表している<sup>7</sup>。その報告書では伐採に関する法的権利、伐採活動、税金と手数料、第三者の権利、取引と輸送に関して合法性リスクがあると報告しているが、特に主要なものは、事業者が伐採ライセンスを与えられた森林保全区や州有地の中に地域コミュニティが存在し、土地を巡る紛争が少なくないことである。

##### 4-2-4-2 先住民族の権利

上述のようにサバ州では、森林保全区(Forest Reserve)内の土地をめぐる紛争が存在する。2017年、サバ州林業局は、商業林であるSungai Pinangah森林保全区内にあるKampung Bobotong村の住民の住居16軒を不法占拠であるとして取り壊した。マレーシア人権委員会の予備報告書によると、村人の一部は1984年時点でこの土地の権利を申請していた(ただし受理はされていなかった)<sup>8</sup>。

##### 4-2-4-3 労働者の権利

木材産業の労働者の権利に関する紛争も存在する。2003年、州内の木材労働者はサバ木材産業従業員組合(STIEU)<sup>9</sup>を結成し、公式認定の申請を行った。STIEUはBWI(Building and Wood Workers' International)に加盟し、木材産業労働者の賃金と労働条件の改善を求めて労働協約を交渉している。会社経営陣は組合の承認を阻止しようとしたが、2017年10月、STIEUは連邦裁判所での訴訟に勝利した。

<sup>6</sup> <http://www.forest.sabah.gov.my/publications/annual-reports.html>

<sup>7</sup> <https://preferredbynature.org/sites/default/files/library/2017-11/NEPCon-TIMBER-Malaysia-Sarawak-Risk-Assessment-EN-V1.2.pdf>

<sup>8</sup> Chan, J. (2017). 'In bitter land dispute with state, Suhakam finding offers hope to Tongod settlers'. Malay Mail (Malaysia). <<https://www.malaymail.com/news/malaysia/2017/03/24/in-bitter-land-dispute-with-state-suhakam-finding-offers-hope-to-tongod-set/1342299>>.

<sup>9</sup> <https://www.facebook.com/stieus70/>



## 4-2-5 木材・木材製品の生産と取引に関する状況

### 4-2-5-1 国内生産

サバ州では 2016 年～2020 年の間に木材・木材製品の生産と取引が全体的に減少した。丸太の生産量は天然林と人工林の両方で減少し、木材の輸入量が少ないこともあり、木材製品の製造量も減少した。また新型コロナウイルス(COVID-19)パンデミックの対策として発動された移動規制令(MCO)も木材・木材製品の生産に大きな影響を与えた。

#### 4-2-5-1-1 丸太生産

前述のように、サバ州では持続可能森林管理ライセンス協定(Sustainable Forest Management License Agreement: SFMLA)に基づく伐採、Form I ライセンスに基づく伐採、Form IIB ライセンスに基づく伐採が可能だが、伐採面積、丸太生産量ともに SFMLA に基づく伐採が最も多い。州政府は 2018 年 5 月 28 日より丸太輸出禁止令を再導入したが、これは天然林と植林地の両方での丸太生産に影響を与えた。

2020 年、SFD は 49 区画(Coupe)、24,414 ha に対して持続可能な森林管理ライセンス協定(SFMLA)に基づく伐採許可証を発行した。前年は 13 区画 7,037 ha だったので、それに比べれば増加している(表 4-2.7)。2016～2020 年の間に、産業植林(Industrial Tree Plantation)での伐採許可区画数は増加(19→37)し、天然林管理(Natural Forest Management)での伐採許可区画数は減少(24→8)した。また天然林管理での伐採は低インパクト伐採(Reduced Impact Logging)と伐採後の育林作業(Silviculture tending)を行う事業者のみに発行されるようになった。

Form I ライセンスの発行数は年ごとに変動し、2016 年～2020 年では、年間 2～5 件、1,694 ha～21,873 ha に対して発行された(表 4-2.8)。

Form IIB ライセンスは、2016 年～2019 年には、年間 118～220 件、10,625ha～35,139 ha に対して発行された。新型コロナ(COVID-19)のパンデミックに伴い、2020 年の発行数は 35 件と少なかった。対象面積は不明だが、22,167.23 m<sup>3</sup>相当の 18,833 本の丸太が生産された<sup>10</sup>。

丸太生産量は 2016 年～2020 年の期間、減少を続けてきた。2017 年以降の木材生産量の減少の要因の一つは、植林木の最大の生産者であった Sabah Forest Industries 社の長期にわたるレイオフによる活動停止であった。2020 年の丸太生産量は 680,800 m<sup>3</sup>で、SFMLA に基づく伐採によるものが 78%、Form 1 ライセンスによるものが 16%、Form IIB ライセンスによるものが 6%であった(表 4-2.9)。土地の区分別では、森林保全区(Forest Reserve)からの生産量は 78%(表 4-2.10)で、SFMLA に

10 <http://www.forest.sabah.gov.my/docs/ar/SFD.AR2020.pdf>

基づく伐採による生産量とほぼ一致した。その他州有地からの生産量は 1%、その他・譲渡地 (Alienated Land) (=私有地等) からの生産量は 21%を占めた。

表 4-2.7 持続可能森林管理ライセンス協定 (SFMLA) に基づく伐採が許可された区画 (Coupe) 数、面積 (ha)

		2016		2017		2018		2019		2020	
		Coupe	面積	Coupe	面積	Coupe	面積	Coupe	面積	Coupe	面積
天然林	天然管理林 (NFM)	12	7,882	10	2,521						
	低インパクト伐採 (RIL)による NFM	12	9,009	16	4,301	5	2,608				
	NFM/RIL+育林作業 (Silviculture tending)					11	4,602	8	4,032	8	NA
人工林	産業用植林 (ITP)	19	17,005	26	121,662	20	27,412	3	2,349	37	NA
	ITP/RIL & 育林作業					7	1,648				
モザイク (Mosaic)		10	3,815	1	1,330						
ヘリコプター伐採						2	996				
試験区 (森林保全)						1	108				
アグロフォレストリー (アブラヤシプランテーション等)		3	3,292	1	5,179	2	2,292	2	656	4	NA
総計		56	41,002	55	134,995	48	39,665	13	7,037	49	24,414

出典：サバ州林業局年次報告書 (2016年～2020年)

表 4-2.8 Form 1 および Form IIB ライセンスの発行数と面積 (ha)

	2016		2017		2018		2019		2020	
	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積
Form 1	5	21,873	2	1,694	5	9,590	3	4,337	4	3,767
Form IIB	150	17,492	118	35,139	180	11,620	220	10,624	35	NA

出典：サバ州林業局年次報告書 (2016 年～2020 年)

表 4-2.9 ライセンスの種類別丸太生産量 (m<sup>3</sup>)

ライセンスの種類	2016	2017	2018	2019	2020
SFMLA	1,212,826	2,083,435	1,041,395	757,505	530,502
Form I	611,998	403,268	219,238	96,098	110,146
Form IIB	258,609	172,355	202,732	221,318	40,151
合計	2,083,435	1,546,509	1,463,365,38	1,074,922	680,800

出典：サバ州林業局年次報告書 (2016 年～2020 年)

表 4-2.10 土地のカテゴリー別原木生産量 (m<sup>3</sup>)

土地のカテゴリー	2016	2017	2018	2019	2020
森林保全区 (Forest Reserve)	1,305,129	972,779	990,650	752,731	529,226
州有地	95,592	160,284	146,997	81,591	6,591
その他・譲渡地 (Alienated Lands)	685,714	413,447	325,719	240,601	144,983
合計	2,086,435	1,546,509	1,463,365.	1,074,922	680,800

出典：サバ州林業局年次報告書 (2016 年～2020 年)

#### 4-2-5-1-2 木材製品生産

2016年～2020年のサバ州内の工場からの各種木材製品の生産量を表4-2.11に示す。生産量が最大の製品は合板、次いで製材品であった。木材製品の生産量は全般的に減少傾向にあった。

表 4-2.11 主な木材製品の生産量 (m<sup>3</sup>)

	2016	2017	2018	2019	2020
製材品	241,869	193,691	219,353	238,671	156,262
単板	119,036	94,455	106,480	59,082	31,366
合板	607,438	496,665	471,238	423,980	277,434
ブロックボード	27,548	27,505	22,861	18,169	7,619
ラミネートボード	14,928	13,186	7,493	3,219	919
LVL	-	1,792	2,416	2,529	1,670
モールディング	47,067	43,176	33,391	27,706	16,521
木質チップ	98,817	110,601	59,571	68,263	59,854
処理材 (Treated Timber)	39,958	40,770	47,614	35,995	23,355
人工乾燥材 (Kiln Dried Timber)	142,222	121,418	109,924	100,576	68,510
ブリケット、カーボンロッド、おがくずの木炭	5,987	5,944	4,540	4,668	3,677
木質ペレット	4,499	8,621	11,888	6,877	5636

出典：サバ州林業局年次報告書

#### 4-2-5-1-3 製造事業者数

2016年～2020年のサバ州のライセンス工場数は表4-2.12に示す。この間製材工場は大きく減少（140→99）したが、木質ボード類製造工場の減少（45→40）は少なかった。

表 4-2.12 ライセンスを受けた工場数

製品の種類	2016	2017	2018	2019	2020
製材品	140	127	120	117	99
木質ボード類※	45	42	43	44	40
モールディング	106	100	94	92	85
パーティクルボード	1	1	1	1	1
パルプ&紙	1	1	1	1	1
木質チップ	9	9	12	9	9
処理材 (Treated Timber)	25	27	28	28	27
人工乾燥材 (Kiln Dried Timber)	53	54	53	49	48
MDF	1	1	1	1	1
ブリケット、カーボンロッド、おがくずの木炭	3	3	3	4	4
竹製家具	1	1	1	1	0
木質ペレット	5	6	9	5	4
圧縮木材 (Densified Wood)	-	-	1	1	1

※：単板、合板、ポリプライ、ブロックボード、ラミネートボード、LVL

出典：サバ州林業局年次報告書

#### 4-2-5-1-3 雇用者数

様々な木材産業に従事する人の数を表4-2.13に示す。データはマレーシア国民と外国人の従業員に分けられている。工場数の減少傾向と同様、木材産業の事業者数も2016～2020年の間に大きく減少した。

ほとんどの木材産業では、マレーシア国民と外国人の雇用比率がほぼ同じか、マレーシア国民の方が多く雇用されている。例えば、製材所では、マレーシア国民と外国人の雇用者数はほぼ同じで、マレーシア国民の雇用者数は832人、外国人の雇用者数は813人であった。しかし木質ボード類（ベニヤ、プライウッド、ポリプライ、ブロックボード、ラミネートボード）製造工場では、外国人が多く働いている。2020年には、マレーシア国民が1,330人であるのに対し、外国人は3,299人であった。一方、パルプ・製紙工場ではほとんどマレーシア国民のみが雇用されている。2020年に製紙工場で雇用されたマレーシア国民は594人であったが、同年に雇用された外国人は1人だけであった。

表 4 - 2.13 サバ州の木材産業の雇用者数 (2016 年～2020 年)

工場の種類	2016		2017		2018		2019		2020	
	国民	外国人	国民	外国人	国民	外国人	国民	外国人	国民	外国人
製材	1629	1449	1556	1487	1331	1190	1268	1234	832	813
木質ボード類※	2981	7066	2503	5285	2442	4935	2105	4347	1330	3299
モールディング	1441	1033	1065	878	1346	1112	896	743	754	472
パーティクルボード	22	0	20	0	0	0	0	0	0	0
パルプ&紙	821	25	843	26	631	1	615	1	594	1
木質チップ	81	12	103	11	73	10	44	11	89	22
処理材 (Treated Timber)	482	487	473	471	629	560	318	408	25	20
人工乾燥材 (Kiln Dried Timber)	775	1965	674	1471	1075	1673	653	1332	105	179
ブリケット、カーボンロッド、おがくずの木炭	51	5	66	4	104	20	188	21	31	34
木質ペレット	0	0	65	7	83	41	40	33	14	10
圧縮木材 (Densified Wood)	73	4	0	0	14	13	12	14	0	0
合計	8355	12046	7368	9640	7728	9555	6139	8144	3774	4850

※：単板、合板、ポリプライ、ブロックボード、ラミネートボード、LVL

出典：サバ州林業局年次報告書

#### 4-2-5-2 木材貿易

##### 4-2-5-2-1 輸入

2016年～2020年のサバ州への丸太や木材製品の輸入量の推移を表4-2.14に示す。製材品、単板の輸入量は減少し、丸太、合板の輸入量は増加した。2017年と2020年にはサバ州に丸太は輸入されていない。またモールディング、パーティクルボード、繊維板のサバ州への輸入は全くなかった。

表 4-2.14 主要な木材製品の輸入量 (m<sup>3</sup>)

製品	2016	2017	2018	2019	2020
丸太	3,207	0	6,916	7,656	0
製材	23,803	18,070	12,554	16,567	10,886
合板	12,704	9,744	10,332	13,065	16,691
単板	55,911	50,973	32,722	41,781	17,168
モールディング	0	0	0	0	0
パーティクルボード	0	0	0	0	0
繊維板	0	0	0	0	0

出典：サバ州林業局年次報告書（2016年～2020年）



4-2-5-2-2 輸出

サバ州からの主要な輸出木材・木材製品は合板、丸太、製材品である（表 4-2.15）。合板は 2016 年～2020 年の期間一貫して輸出額が最も大きい木材製品であった。天然林からの丸太は、2018 年の途中から 2021 年まで輸出が禁止されていた。2016 年以降、木材、木材製品の輸出量は減少が続いている。

表 4-2.15 木材・木材製品の輸出量、FOB 価格（RM）

製品	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	価格	量	価格	量	価格	量	価格	量	価格
丸太 (m <sup>3</sup> )	328,367	193,199	295,313	175,040	130,413	74,259	0	0	0	0
植林木丸太 (m <sup>3</sup> )	67,353	29,127	57,915	28,785	71,587	24,044	55,734	17,060	25,344	7,311
製材品 (m <sup>3</sup> )	190,089	359,540	172,260	353,436	153,963	296,710	118,817	248,001	68,180	149,247
ベニヤ (m <sup>3</sup> )	66,982	118,536	61,043	100,877	63,420	101,596	34,267	53,139	21,180	30,107
合板 (m <sup>3</sup> )	563,456	1,017,304	524,761	946,574	459,336	976,318	361,107	714,263	277,245	500,638
モールディング (m <sup>3</sup> )	7,327	34,938	8,091	40,853	4,249	15,299	1,767	11,287	712	3,522
紙 (m/t)	26,544	75,819	9,238	27,400	0	0	0	0	0	0
ブロックボード (m <sup>3</sup> )	30,283	71,659	24,167	57,088	23,367	54,926	17,354	46,191	7,915	21,787
ラミネートボード (m <sup>3</sup> )	7,559	10,984	6,304	11,802	4,569	9,851	3,223	8,791	1,838	5,046
チップ (m <sup>3</sup> )	62,178	29,925	31,674	15,010	7,724	2,145	29,411	14,214	23,489	10,359
パーティクルボード (m <sup>3</sup> )	12,580	10,391	1,244	778	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
フィンガージョイント (m <sup>3</sup> )	7,279	19,385	8,875	25,038	8,728	24,463	8,821	26,305	8,077	25,843

出典：サバ州林業局年次報告書

サバ州の木材・木材製品の主な輸出先を、表 4-2.16 に示す。日本は 2016 年～2020 年の期間で一貫してサバ州の最大の輸出先であり、2016 年には最高の 4.16 億リングットの輸出額であった。2019 年と 2020 年に日本に輸出された木材製品の輸出額の合計は、ラブアン連邦直轄地やマレーシア半島部への国内貿易を含めた ASEAN 諸国の合計を上回り、2019 年は 21%、2020 年は 19%であった（表 4-2.17）。

表 4 - 2.16 木材・木材製品の主要輸出先別輸出額（FOB 価格、RM '000）

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位
日本	416,351	1	375,475	1	323,910	1	247,420	1	150,374	1
マレーシア半島部	273,327	2	196,390	3	153,383	4	93,019	5	55,100	5
韓国	207,055	3	216,815	2	178,614	3	145,475	3	114,326	2
台湾	153,212	4	138,407	6	141,032	5	107,396	4	81,043	4
米国	141,808	5	145,032	5	255,445	2	151,396	2	104,462	3
中国	124,993	6	154,584	4	123,567	6	80,067	6	46,732	6
フィリピン	119,423	7	84,532	7	45,887	9	29,243	10	17,665	9
メキシコ	105,004	8	61,508	10	45,572	10	41,159	8	35,341	8
タイ	86,186	9	84,370	8	86,963	7	75,207	7	40,281	7
インド	65,166	10	65,967	9	46,866	8	26,857	11	10,532	13
その他	342,905		1,461,573		238,752		186,764		126,703	
合計	2,035,429		1,846,586		1,639,993		1,184,004		782,561	

出典：サバ州林業局年次報告書

表 4-2.17 木材・木材製品の国別輸出額割合 (%)

輸出先	総輸出額に占める割合				
	2016	2017	2018	2019	2020
ASEAN (サラワク州/ラブアン/マレーシア半島への国内貿易を含む)	27.42	23.89	20.67	19.67	15.73
日本	20.46	20.33	19.75	20.89	19.39
中国	6.14	8.37	7.53	6.77	6.01
欧州連合(EU)	2.82	2.42	3.46	3.23	1.71
米国	6.97	7.85	15.58	12.79	13.48
オーストラリア	0.77	0.72	0.62	0.66	0.69
韓国	10.17	11.74	10.89	12.29	14.75
その他	10.17	24.68	21.5	23.7	28.23

出典：サバ州林業局年次報告書

#### 天然木丸太

2018 年中途に輸出が禁止される前は、日本が最大の輸出先で、2017 年には 81,438m<sup>3</sup>が輸出されていた (表 4-2.18)。次いでインド (61,519m<sup>3</sup>)、中国 (45,181m<sup>3</sup>) 向けが多かった。なお中国への輸出が減少したのは、米中貿易戦争の影響もあると指摘されている<sup>11)</sup>。

表 4-2.18 天然木丸太の上位輸出先輸出量 (m<sup>3</sup>)、輸出額 (FOB 価格、RM '000)

輸出先	2016		2017		2018	
	量	金額	量	金額	量	金額
日本	110,500.15	66,561	81,438.45	51,693	34,763.10	17,642
インド	64,286.27	41,945	61,519.17	37,656	27,907.03	21,017
中国	48,474.68	30,146	45,181.41	28,096	23,185.14	14,589
フィリピン	44,676.71	21,455	42,658.22	21,256	14,730.30	6,669
ベトナム	26,147.76	13,526	44,651.37	22,288	12,433.68	4,901
その他	34,281.82	19,566	19,864.43	14,052	17,394.07	9,442
合計	328,367.39	193,199	295,313.05	175,040	130,413.32	74,259

注) 2019 年と 2020 年には丸太輸出が禁止されていた

出典：サバ州林業局年次報告書

植林木丸太

丸太生産量の減少に伴い、輸出量が減少した（表 4-2.19）。 2016年から2019年の間、一貫してインドネシアが最大の輸出先であり、この期間に最も多く輸出された2018年には48,053m<sup>3</sup>が輸出された。新型コロナのパンデミック以降輸出量、輸出先は減少し、2019年にはインドネシア、ベトナム、国内ではサラワク州にのみ、2020年にはサラワク州にのみ輸出された。

表 4 - 2.19 植林木丸太の輸出先上位輸出量（m<sup>3</sup>）、輸出額（FOB 価格、RM '000）

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額
インドネシア	33,900	13,775	28,815	11,867	48,053	13,664	35,898	10,667	-	-
ベトナム	29,858	12,416	21,717	10,231	14,487	6,988	4,791	1,954	-	-
インド	1,229	1,025	3,666	3,221	833	692	-	-	-	-
中国	1,126	736	3,423	3,183	4,662	2,112	-	-	-	-
バングラデシュ	450	238	-	-	-	-	-	-	-	-
台湾	-	-	118	127	-	-	-	-	-	-
サラワク州	-	-	-	-	2,620	202	15,044	4,439	25,343	7,311
その他	788	936	177	156	933	386	-	-	-	-
合計	67,353	29,127	57,915	28,785	71,587	24,044	55,734	17,060	25,343	7,311

出典：サバ州林業局年次報告書

製材品

輸出は全体的に減少傾向にあった（表 4-2.20）。2016 年～2020 年の期間中、中国が最大の輸出先で、2018 年には 55,930m<sup>3</sup>の最高輸出量を記録した。台湾は一貫して 2 番目に高い輸出先であり、2016 年に 34,313m<sup>3</sup>の輸出量で最高を記録した。日本への輸出量は、2019 年が 7,066m<sup>3</sup>、2020 年が 5,157m<sup>3</sup>と 3 番目に多く取引されていたが、2016 年の輸出量 14,010m<sup>3</sup>と比較すると減少している。

表 4 - 2.20 製材品の輸出先上位輸出量 (m<sup>3</sup>)、輸出額 (FOB 価格、RM '000)

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額
中国	48,633	79,540	55,806	98,821	55,930	85,239	44,044	65,589	21,634	35,755
台湾	34,313	63,136	29,131	59,552	31,390	63,126	27,881	56,946	21,563	44,160
タイ	25,751	30,087	18,530	26,165	13,132	20,082	5,916	12,370	-	-
フィリピン	18,318	29,555	12,066	20,217	8,63	9,192	-	-	-	-
日本	14,010	43,519	-	-	10,251	29,193	7,066	23,421	5,157	15,801
南アフリカ	-	-	12,914	23,643	-	-	-	-	3,273	6,424
インド	-	-	-	-	-	-	4,644	7,199	-	-
韓国	-	-	-	-	-	-	-	-	3,458	7,427
その他	49,062	113,703	43,814	125,037	34,623	89,876	29,174	82,195	13,095	6,424
合計	190,089	359,540	172,261	353,436	153,964	296,710	118,725	247,720	68,180	149,247

出典：サバ州林業局年次報告書

単板

2016年～2018年は韓国が最大の輸出先であったが、2019年～2020年は台湾であった（表4-2.21）。日本への単板輸出は2016年から2020年にかけて変動し、2018年が最高（7,154m<sup>3</sup>）であった。

表 4 - 2.21 単板の輸出先上位輸出货量（m<sup>3</sup>）、輸出額（FOB 価格、RM '000）

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額
韓国	30,956	47,774	19,738	29,651	21,785	32,186	7,451	10,475	5,679	8,073
台湾	21,975	37,557	15,086	27,665	14,631	25,834	10,907	17,404	7,471	12,513
日本	6,491	21,005	3,982	17,444	7,154	20,797	4,279	13,369	1,575	4,604
フィリピン	2,655	3,210	8,521	10,019	9,772	11,917	7,286	9,112	2,633	2,667
中国	2,522	3,703	12,700	13,367	9,592	9,512	3,898	2,018	3,636	1,869
その他	2,383	5,286	1,016	2,732	486	1,350	561	1,331	184	382
合計	66,983	118,536	61,043	100,878	63,420	101,596	34,383	53,710	21,180	30,107

出典：サバ州林業局年次報告書

合板

2016年から2020年にかけて、輸出量が全般的に減少した（表4-2.22）。最大の輸出先はマレー半島部（2016年）、日本（2017年）、米国（2018-2019年）、韓国（2020年）と年によって異なった。日本への合板の輸出量は、2016年から2020年にかけて大きく変動し2020年の輸出量は39,311m<sup>3</sup>であった。

表 4 - 2.22 合板の輸出先上位輸出量（m<sup>3</sup>）、輸出額（FOB 価格、RM '000）

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額
マレー半島部	110,905	196,962	92,180	167,340	69,667	147,691	46,677	87,731	30,660	52,584
日本	83,846	160,445	96,061	173,524	76,302	147,238	63,730	134,476	39,311	80,455
韓国	83,824	132,358	95,554	156,523	65,618	122,449	66,167	117,140	55,441	92,708
米国	62,257	137,189	62,925	140,709	93,784	249,338	67,378	145,216	53,750	103,555
メキシコ	56,722	105,004	-	-	-	-	-	-	-	-
タイ	-	-	36,006	57,717	34,992	66,809	32,298	62,598	20,416	34,705
その他	165,902	285,347	142,034	250,761	118,973	242,792	84,858	167,103	77,667	136,630
合計	563,456	1,017,305	524,761	946,574	459,336	976,318	361,107	714,263	277,245	500,638

出典：サバ州林業局年次報告書

#### 4-2-6 付属資料

##### 付属資料1 サバ州木材合法性システム (Sabah TLAS) 認証



事業者の Sabah TLAS の要求事項の遵守を、第三者監査 (Global Forestry Service 社) の評価に基づいてサバ州林業局長が認証した証明書。すべての持続可能森林管理ライセンス協定 (SFMLA) 事業者、木材加工事業者、輸出事業者はこの認証を取得することが義務化されている。なお個別の木材・木材製品に対する合法性証明ではないことに注意



付属資料2 輸入許可証 (Sabah Import Licence: SILC) の控え

Date Of Registration

23-Apr-2021

Serial No



SABAH FORESTRY DEPARTMENT  
IMPORT LICENCE

PART A [ IMPORT INFORMATION ]			
Import License Approval No	[REDACTED]	Validity Of Import License	14-May-2021
Date Of Import	23-Apr-2021	Validity Of Registration Certificate	10-Nov-2020 To 09-Nov-2021
Port Of Unloading	SANDAKAN	Name of Seller	[REDACTED] SODOR
Importer Name	[REDACTED]	Name Of Vessel	[REDACTED] NEPTUNE VENESS
FD Import Registration No	[REDACTED]		
PART B [ PRODUCT INFORMATION ]			
Product	BLOCKBOARD	Product Code (FTRR)	A5B
Product Code (SJHP)	E01	Product Code (HCS)	4412
No Of Crates/Bundles/Pieces /Batang	19 CRATES	Volume	56.6783 M3
FOB Value (RM)	54427.9500	Country Of Origin	INDONESIA
Inspection Fee	0.0000	Inspection Fee Exempted	Yes
Inspection Fee Receipt	Nil		
Name of Data Entry Officer	[REDACTED] KONTREKSI	Name of Verifier	[REDACTED]

Conditions :

- 1) No unloading is allowed between 7:00 pm - 7:00 am unless allowed or within the approved bonded area.
- 2) Any change of estimated arrival of vessel must be notified to the Sabah Forestry Department at least 3 days in advance.
- 3) All timber Product must be accompanied with a Removal Pass/Transit Pass prior to the final destination/Inspection Area.
- 4) Declaration of Import is NOT ALLOWED if the Registration Certificate as an Importer is less than 3 weeks.

Date Approved : 23-Apr-2021  
District : Sandakan

RAYMUND WONG

PEN. PEMELIHARA  
HUTAN G29


for Director General of Customs

Section 10 and Section 31 Customs Act 1967 [Act 235]

インドネシアからサバ州に輸入されたブロックボードに対する輸入許可証  
輸入許可証はサバ林業局が発行し、税関申告書 (Custom Declaration Form) (K1 フォーム) の裏  
への記載によってなされるが、これは記載内容の詳細を示す控えである。

付属資料 3 輸出許可証 (Sabah Export Licence: SELC) の控え

Date Of Registration 01-Dec-2021 Serial No [REDACTED]

 **SABAH FORESTRY DEPARTMENT**  
DISTRICT FORESTRY OFFICE  
EXPORT LICENSE

PART A [EXPORT INFORMATION]			
Export License Approval No	[REDACTED]	Validity Of License	15-Dec-2021
Date Of Export	08-Dec-2021	LSC No (For logs only)	
Port Of Loading	SANDAKAN	Validity Of SFD's License	01-Jan-2021 To 31-Dec-2021
ExporterName	[REDACTED]	ED-Export Registration No	[REDACTED]
Name Of Vessel	[REDACTED]	Name Of Buyer	[REDACTED]
PART B [PRODUCT INFORMATION]			
Product	PLAIN/ORDINARY PLYWOOD		
Product Code (SJHP)	C01	Product Code (HCS)	4412
No Of Crates/Bundles/Pieces/Batang	48 Crates	Volume	81.4850 M3
FOB Value (RM)	226504.6600	Destination	JAPAN
Export Royalty (RM)	814.8500	Royalty Payment Exempted	No
Export Royalty Payment Receipt	AM323215		
Remarks			
Name of Data Entry Officer	[REDACTED]	Name of Verifier	[REDACTED]

Conditions :

- 1) No loading is allowed between 7:00 pm - 7:00 am unless allowed or within the approved bonded area.
- 2) Short shipped / shut out cargo / change of vessel must be declared within 24 hours.
- 3) All timber Product to be exported must be accompanied with a Removal Pass.
- 4) Declaration of Export NOT ALLOWED if Registration Certificate as an Exporter is less than 3 weeks.

Date Of Approval : 01-Dec-2021  
District : Sandakan

RAYMUND WONG  
PEN. PEMELIHARA HUTAN G29  
for Director General of Customs  
Section 10 and Section 31 Customs Act 1967 [Act 235]

サバ州から日本向けの合板に対する輸出許可証

輸出許可証はサバ林業局が発行し、税関申告書 (Custom Declaration Form) (K2 フォーム) の裏への記載によってなされるが、これは記載内容の詳細を示す控えである。



## 4-3 マレーシア（サラワク州）

### 4-3-1 概要

サラワク州は、ボルネオ島の北西部から北中部に位置する。サラワク州の総面積は1,240万haで、2018年に撮影された衛星画像によると、州の陸地の約72%にあたる897万haが森林植生に覆われている<sup>1</sup>。森林は主に丘陵林（hill forest）、湿地林（swamp forest）、マングローブ（mangrove）に大別される。

サラワク州の森林植生は、完全保護地域（Totally Protected Areas）、永久森林区（Permanent Forest Estates: PFE）、州有地（Stateland）、譲渡地（Alienated land）の4つの土地利用ゾーニングカテゴリの中に存在する（表4-3.1、図4-3.1）。2015年から2018年の間、完全保護地域の面積は49万haから80万haへと65%増加し、永久森林区は432万haから421万haへと2.6%減少した。

土地利用ゾーニングカテゴリ別の森林面積は完全保護地域74万ha（8%）、永久森林区398万ha（44%）、州有地325万ha（36%）、譲渡地100万ha（11%）であり（表4-3.2）、永久森林区とともに州有地内の森林面積が広く、また木材の主要な供給源となっている。

表 4-3.1 サラワク州の森林植生が存在する土地カテゴリー

完全保護地域（Totally Protected Areas: TPA）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 国立公園（National Parks）、野生生物保護区（Wildlife Sanctuaries）、自然保護区（Nature Reserves）で構成</li><li>● 生物多様性の保護のために指定されており、これらの森林からの木材生産は禁止されている。</li></ul>
永久森林区（Permanent Forest Estates: PFE）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 保護林（Protected Forests）、保安林（Forest Reserves）、共同体林（Communal Forests）で構成</li><li>● 木材生産のために指定されている。</li></ul>
州有地（Stateland）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 農業、居住地、都市部、その他の土地利用の転換に利用することができる。</li><li>● 先住民慣習的権利（NCR）の土地を含む。</li></ul>
譲渡地（Alienated land）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 開発のために民間に譲渡された土地</li></ul>

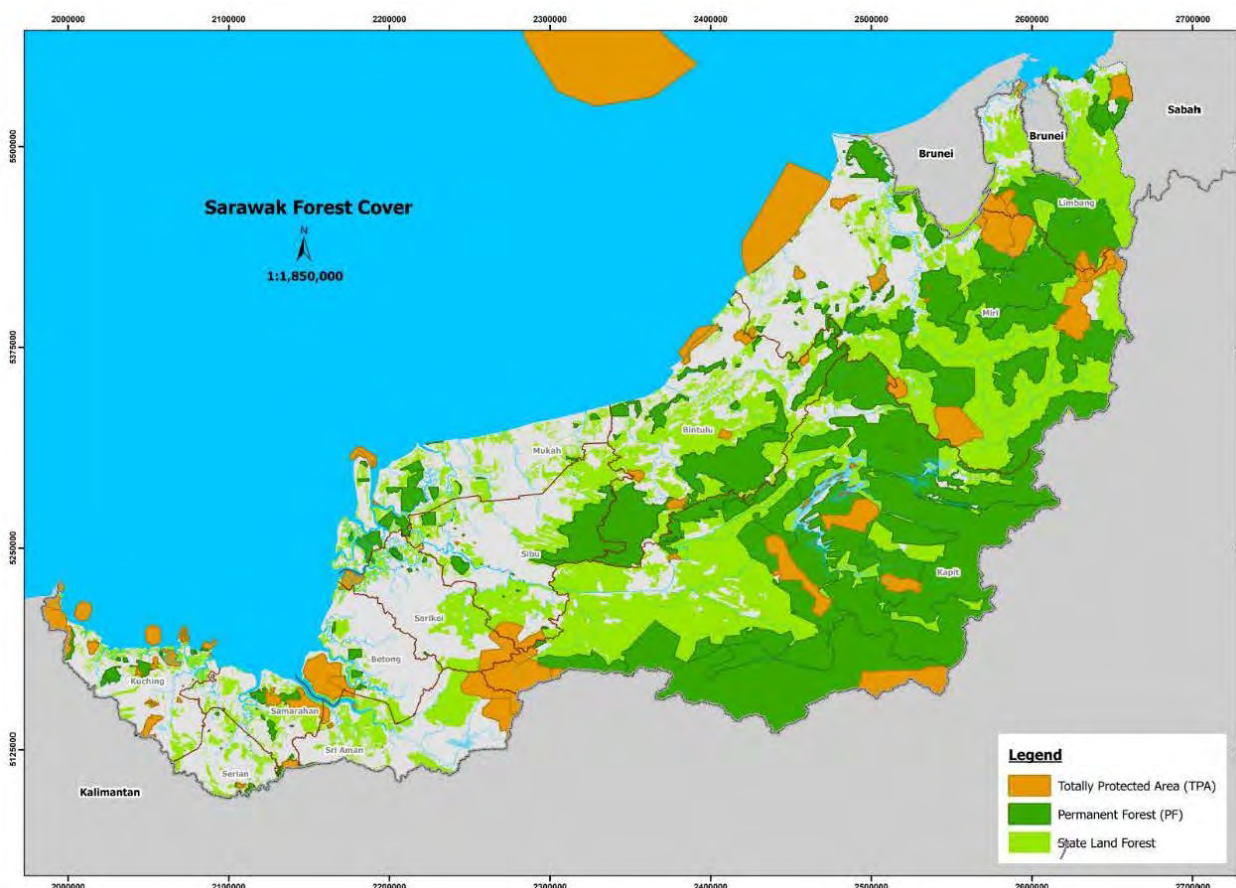
1 <https://forestry.sarawak.gov.my/page-0-461-1170-FACTS-FIGURES.html>

表 4-3.2 土地利用ゾーニングカテゴリー別面積 (ha)

土地利用	森林				非森林 Non-forest	合計
	丘陵林 Hill	湿地林 Swamp	マングローブ Mangrove	合計		
完全保護地域	641,955	86,182	12,950	741,087	61,955	803,042
永久森林区	3,913,820	55,139	11,084	3,980,043	229,010	4,209,053
州有地	3,017,845	185,450	47,552	3,250,847	1,364,574	4,615,421
譲渡地	887,417	104,196	7,151	998,764	1,755,399	2,754,163
合計	7,573,620	326,771	78,737	8,970,741	3,410,928	12,381,679

出典：2018年サラワク森林局年次報告書

図 4-3.1 サラワク州の土地カテゴリー地図



オレンジ：完全保護地域 (TPA)、緑：永久森林区 (PFE)、薄緑：州有地、灰色：譲渡地  
出典：サラワク森林局

サラワク州では、天然林からの木材生産を補うために、人工林の重要性が高まっている。これにより、地元の製材所や輸出市場への木材供給の持続性が確保される。植林に適した種としては、*Acacia mangium*、*Paraserianthes falcataria*、*Eucalyptus* spp.などの成長の早い種や、ゴム、*Neolamarckia cadamba*、*Dipterocarp* spp.などの固有種が挙げられる。植林面積は1985年には

1,770 ha と小さかったが、1996年に州森林法が改正され、人工林ライセンス (Licence for Planted Forest: LPF) の発行が可能になり、天然林資源の枯渇とともに拡大が堅調になってきた。2018年時点の人工林総面積は60万 ha に達している。

#### 4-3-2 森林の伐採段階および木材の流通段階における法令等

##### 4-3-2-1 関連政府機関

サラワク州の森林管理および林業に係る政府機関は自然資源と都市開発省 (Ministry of Natural Resources and Urban Development) のサラワク森林局 (Forest Department Sarawak: FDS) である (表 4-3.3)。一方、木材流通・貿易の管理についてはサラワク木材産業開発公社 (Sarawak Timber Industry Development Corporation: STIDC または PUSAKA) が責任を担っている。その一部業務は STIDC の子会社のハーウッド・ティンバー社 (Harwood Timber Sdn. Bhd) によって行われている。

なお H28 年度報告書<sup>2</sup>にあるように、従来はサラワク林業公社 (Sarawak Forestry Corporation: SFC) も森林管理について責任を担っていた。しかし 2019 年にそれらの権限はサラワク森林局に移管された (2020 年 1 月 2 日から施行)。サラワク林業公社は現在、国立公園や自然保護区などの完全保護地域 (TPE) の管理と野生生物保護のみを所管している。

<sup>2</sup> 平成 28 年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国情報収集事業報告書 <<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/mys/29report-mys.pdf>>

表 4-3.3 森林管理、伐採、流通、貿易に係る政府機関

名称	所管業務
サラワク森林局 (Forest Department Sarawak: FDS)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 森林資源、永久森林区 (PEF) の管理、法執行</li> </ul>
サラワク木材産業開発公社 (Sarawak Timber Industry Development Corporation, STIDC または PUSAKA)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 木材の流通、貿易の管理</li> <li>● 輸出ライセンス (K2) を発行</li> <li>● 自社のコンセッションも持つ</li> </ul>
ハーウッド・ティンバー社 (Harwood Timber Sdn. Bhd)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● サラワク木材産業開発公社 (STIDC) の子会社</li> <li>● STIDC の業務の一部 (丸太の流通のモニタリング) を担う</li> </ul>
自然資源環境審議会 (Natural Resources and Environment Board: NREB)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 天然林の 2 回目以降の伐採 (re-entry logging) の際に求められる環境影響アセスメント (EIA) を所管</li> </ul>
マレーシア王国税関 (Royal Malaysia Customs Department)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通関措置を所管</li> </ul>

#### 4-3-2-2 法的枠組

##### 4-3-2-2-1 政策

2018 年、サラワク州政府は、7 つの政策を公表した<sup>3</sup>。これらの政策は、「サラワク木材産業の改革と変革」、「森林管理認証」、「人工林」、「下流の木材産業と付加価値製品のための原材料」、「ゴムの木の抽出」である。

サラワク木材産業の改革と変革に関する政策では、2030 年までに サラワク木材産業開発公社 (STIDC) の手元資金を 1 億リンギットから 7 億リンギットに増資することで、STIDC の財務基盤を確保することに重点が置かれている。

森林管理認証政策では、2022 年までに全ての森林木材ライセンス (FTL) 保持事業者に森林認証の取得を求め、450 万 ha の森林が認証取得されることを目標としている (進捗状況の詳細は 4-3-3 節参照)。

人工林政策は、人工林ライセンス (LPF) の発行による木材プランテーションの開発を奨励している。政府は、LPF 保有者が協力するためのワーキンググループの形成をすすめており、このグループには、以下の企業が含まれている。

- Ta Ann Holdings Berhad
- RH Forest Corporation Sdn Bhd
- Polima Forest Bintulu Sdn Bhd
- Billion Venture Sdn Bhd
- Shin Yang Forestry Sdn Bhd

<sup>3</sup> <https://www.newsarawaktribune.com.my/new-sustainable-policies-in-pipeline/>

- Limba Jaya Timber Sdn Bhd
- Bigwood Sdn Bhd
- Immense Fleet Sdn Bhd
- Subur Tiasa Forestry Sdn Bhd
- Tanjong Manis Resources Sdn Bhd
- Samling Reforestation (Bintulu) Sdn Bhd
- Daiken Sarawak Sdn Bhd
- Sarawak Planted Forest Sdn Bhd

### 2019年サラワク林業政策 Sarawak Forestry Policy 2019

2019年12月12日に新しいサラワク林業政策がサラワク州内閣によって承認された。この文書は英語でオンライン公開されている<sup>4</sup>。この文書は、従来の「1954年森林方針 (Statement of Forest Policy 1954)」に代わるもので、57ページあり、13の政策目標と12の政策推進項目が含まれている。全体的なビジョンは「持続可能な森林管理」で、政策方針は以下のとおりである。

1. サラワクの現在および将来の世代のために、十分な森林面積と海洋生態系を提供
  - i. 国の健全な環境と気候を確保する。土壌の肥沃度を守る。家庭用・工業用・灌漑用・一般農業用の水を継続的に供給。河川や農地の洪水・浸食による被害を防ぐ。
  - ii. 経済、農業、内水面漁業、国内およびその他の産業の利益のために、すべての森林資源を永続的に供給。
  - iii. 経済、漁業、国内、林業関連産業のために、海洋生態系を維持・保全。
2. 持続可能な森林経営(SFM)の原則に基づき、経済、社会、環境に利益をもたらす永久森林区(PFE)の経営
3. 国有地および疎外された土地内の森林地域の良好な管理に重点を置く
4. 国内市場と輸出市場のニーズに合わせた森林資源の持続的生産

この文書では、州の総面積1,240万haのうち、600万haを永久森林区(PFE)とし、100万haを完全保護地域(TPA)とすることが言及されている。これにより、森林面積が州の土地面積の56.45%に維持されることになる。

### 輸出クォーター制度

サラワク州では森林木材ライセンス (FTL) 保持者／伐採事業者に対し、天然林から生産した丸太について、生産量のうちの一定の割合 (クォーター、quota) 以上を国内加工業者に提供することが求められている。この制度は1988年に導入され、当初求められていた国内向け割合は1割であったが、徐々に高められ、2018年までに輸出向け割合が2割 (国内向けが8割) となった<sup>5</sup>。なお近年、申請すれば4割まで輸出できるように緩和された。

4 <https://forestry.sarawak.gov.my/page-0-0-1105-SARAWAK-FOREST-POLICY-2019.html>

5 <https://www.ngajatsarawak.net/sarawak-cuts-log-export-quota-to-20pc/#.Yh5bnOhByUk>



## 新型コロナウイルス後の発展戦略 2030 Post Covid-19 Development Strategy (PCDS) 2030

サラワク首相は 2021 年 7 月に「新型コロナウイルス後の発展戦略 2030 (PCDS 2030)」を発表した。それによれば 390-450 万 ha の天然林および 17.8 万 ha の人工林が森林認証を受けることが目標として掲げられている。

## 森林景観回復プログラム 2022-2025 (Forest Landscape Restoration Programme 2022-2025)

サラワク州政府は 2021 年に、劣化した森林地域を回復させるための「森林景観回復プログラム 2022-2025」を開始し、6,200 万リングットが割り当てられた<sup>6</sup>。

### 4-3-2-2-2 法制度

2017 年度以降、以下のようにいくつかの法令等の制定または修正が行われた。

- 2017 年森林 (苗床) 規則 Forests (Nursery) Rules 2017<sup>7</sup>

人工林のための苗を生産するための苗床の設置に関し、苗床で使用する種子の種類と供給元に関する規制。

- 2018 年森林 (第 1 表の修正) 通達 The Forests (Amendment to the First Schedule) Notification 2018

2015 年森林法 (Forests Ordinance) <sup>8</sup>の第 1 表を改正し、現地加工用の人工林丸太のロイヤルティーを 5 リングット/立米に、輸出用の人工林丸太のロイヤルティーを 10 リングット/立米とした。

- 2018 年森林 (第 2 表の修正) 規則 The Forests (Amendment to the Second Schedule) Rules 2018<sup>9</sup>

2015 年森林 (訓練された作業員) 規則 (Forests (Trained Workmen) Rules 2015) を改正。木の伐倒、丸太の搬出、丸太の積載、皆伐サイト準備、重機による植林サイト準備における検査員の資格を規定した。

- 2019 年権限と職務の委譲通知 Delegation of Powers and Duties Notification 2019

2019 年 1 月 2 日から、製材工場に関する事項の権限と職務を、森林局長からサラワク木材産業開発公社 (STIDC) のゼネラルマネージャーに委譲することを通知した。

### 4-3-2-3 法規制の実施

#### 4-3-2-3-1 森林の権利

前述のサラワク州内の森林が存在する 4 つの土地利用ゾーニングカテゴリーのうち、伐採が可能な森林は、永久森林区の一部と州有地、譲渡地内の森林である (表 4-3.4)。

6 <https://www.newsarawaktribune.com.my/new-sustainable-policies-in-pipeline/>

7 [https://forestry.sarawak.gov.my/modules/web/pages.php?mod=download&sub=download\\_show&id=132](https://forestry.sarawak.gov.my/modules/web/pages.php?mod=download&sub=download_show&id=132)

8 [https://lawnet.sarawak.gov.my/lawnet\\_file/Ordinance/ORD\\_Cap.%2071%20Forest%20LawNet.pdf](https://lawnet.sarawak.gov.my/lawnet_file/Ordinance/ORD_Cap.%2071%20Forest%20LawNet.pdf)

9 [https://lawnet.sarawak.gov.my/lawnet\\_file/Subsidiary/SUB\\_Issue%20No.%2046\\_L.N.%20156.pdf](https://lawnet.sarawak.gov.my/lawnet_file/Subsidiary/SUB_Issue%20No.%2046_L.N.%20156.pdf)

州有地の一部は地域住民の先住民慣習権（Native Customary Rights: NCR）が認められた土地である。1958年サラワク土地法（Sarawak Land Code）では、1958年1月1日以前に先住民の伝統的耕作地であった地域をNCRと認定している。1976年の航空調査によると、サラワク州面積の約26%がこの形態で耕作されていた。2020年、サラワク州政府はNCR新イニシアティブ調査プログラム（NCR New Initiative Survey Program）を実施し、サラワク土地法を改正して先住民領土（Native Territorial Domain）に対する用益権（usufructuary rights）を認めることになった。NCR調査プログラムの下、NCRの土地の境界は測量され、個々のサイトは公示されつつある。

しかしながらプラウ（pulau）と呼ばれる、地域住民が非木材森林産物の採取などに利用していた残存林（商業樹種が多い原生林も含む）の大部分は、地域住民によってNCRと認識されていても、NCR調査や権利の承認の対象外となっている。また1958年以降、新規に伝統耕作が行われた場所、村（ロングハウス）が移転してきた場所も少なくないが、これらも地域住民にとってはNCRと認識されていても、用益権の承認の対象外となっている。伐採事業者の中には、地域住民との話し合いの結果、これらの森林の伐採を避けたり、補償金を支払ったりしている事業者も存在する。

一方、永久森林区（PFE）または完全保護地域（TPA）の中にはNCRは存在せず、ある場所の土地利用ゾーニングカテゴリーが州有地から永久森林区または完全保護地域に変更された場合、NCRは消滅すると見做される。

表 4-3.4 土地利用ゾーニングカテゴリー別の森林

永久森林区（Permanent Forest Estates: PFE）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護林（Protected Forests, and）、保安林（Forest Reserves）、共同体林（Communal Forests）で構成</li> <li>● 木材生産のために指定されている。</li> <li>● 2015年森林法（Forests Ordinance）に基づいて管理される。</li> </ul>
州有地内の森林（Stateland Forests）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業、居住地、都市部、その他の土地利用の転換に利用することができる。</li> <li>● 1958年土地法（Sarawak Land Code）に基づいて管理される。ただし州有地内の森林伐採ライセンス（FTL）エリアは2015年森林法（Forests Ordinance）に基づいて管理される。</li> <li>● 先住民慣習的権利（NCR）の土地を含む。</li> </ul>
譲渡地（Alienated land）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 開発のために民間に譲渡された土地</li> <li>● 森林を農地に転換する際に伐採する木材を販売する場合は森林伐採ライセンス（FTL）が必要だが、販売を行わない場合は必要ない。</li> </ul>

#### 4-3-2-3-2 伐採許可

サラワク州では、永久森林区（PEF）、州有地（Stateland）、譲渡地（Alienated land）を問わず、天然林の伐採は森林伐採ライセンス（Forest Timber Licence: FTL）、人工林の伐採は人工林ライセンス（Licence for Planted Forest: LPF）に基づいて行われる。

FTL はいくつかのタイプがあるが、長期のものは 5-10 年のコンセッションとして与えられる。森林認証を取得した場合には最長 60 年まで権利を維持できるインセンティブが与えている。LPF 事業地については、1997 年森林（人工林）規則（Forests (Planted Forests) Rules 1997）により、州有地（Stateland）のみならず永久森林区（PFE）の中であっても、25 年 1 サイクルの間、ライセンス面積の 20% までアブラヤシを植えることが認められている。この結果事業地内で森林の転換が生じている。

#### 4-3-2-3-3 サラワク木材合法性保証システム（STLVS）

##### STLVS の内容とプロセス

サラワク木材合法性保証システム（Sarawak Timber Legality Verification System: STLVS）は以下の範囲の合法性を確保するシステムである。H28 年度報告書ではその詳細について報告されている。

- 森林資源の管理
- コミュニティの認知と利益
- 環境保全
- 森林から木材製品へのトレーサビリティ

現在の STLVS は第 5 版（2021 年 9 月版）で、6 原則（Principle）18 基準（Criteria）94 指標（Indicator）からなる（表 4-3.5）。ただしその指標は 2022 年 2 月現在時点では公表されていない。

表 4-3.5 STLVS 第 5 版の構成

原則	内容	基準と指標	所管政府機関
原則 1	伐採の権利（Right to harvest）	3 基準 15 指標	サラワク森林局 (FDS)
原則 2	林内作業（Forest operations）	5 基準 38 指標	
原則 3	徴税（Statutory charges）	1 基準 3 指標	
原則 4	その他の権利（Other user's right）	1 基準 3 指標	
原則 5	工場の操業（Mill operation）	3 基準 17 指標	サラワク木材産業開発 公社（STIDC）
原則 6	貿易・関税（Trade and customs）	5 基準 18 指標	

出典：サラワク森林局

①天然林および②人工林からの木材について、伐採権の認可から輸出許可までのプロセスの中でこれらの合法性を達成するための STLVS の規制枠組みを以下に示す。

##### ①天然林丸太

<サラワク森林局>

#### ■許認可事務所でのプロセス

- (a) 森林伐採ライセンス (Forest Timber Licence: FTL) の申請の受理と発行
- (b) ライセンス事業者が提出してきた総合伐採計画 (General Harvesting Plan: GP) の審査と承認
- (c) 詳細伐採計画 (Detailed Harvesting Plan) の審査と承認
- (d) 林班立入許可証 (Permit to Enter Coupe: PEC 1-5) の発行

#### ■操業エリアや貯木場でのプロセス

- (e) 伐採と個々の丸太につけられた丸太生産 ID タグ (Log Production Identity (LPI) tagging) の確認やモニタリング
- (f) マーキングや寸法の確認
- (g) ロイヤルティーの評価

FTL について、現在全く伐採されたことのない天然林はほとんど残っておらず、多くの FTL 事業地では再入林伐採 (re-entry logging) と呼ばれる 2 回目以降の伐採が行われている。1997 年自然資源環境 (規定活動) 修正法 (Natural Resources and Environment (Prescribed Activities) (Amendment) Order, 1997) に基づき、再入林伐採のうち、伐採面積が 500ha 以上で、過去に伐採を受けた場所または、森林法に従って森林局長が林班 (Coupe) の閉鎖を宣言した場所で行うものは、(a) の FTL の申請の前に、自然資源環境審議会 (Natural Resources and Environment Board: NREB) による環境影響アセスメント (EIA) を受けることが要求される。個々の FTL 事業者が特定の伐採サイクル (25 年が一般的) を設定していることもあるが、特定の林班に対して前回の伐採から再入林までどれぐらいの期間置かなければならないかという規則は存在せず、伐採の制限 (最小伐採可能胸高直径および年間伐採許容量 (AAC)) さえ守られていればよい<sup>10</sup>。

## ②人工林丸太

#### ■許認可事務所でのプロセス

<サラワク森林局>

- (a) 人工林ライセンス (Licence for Planted Forest) の申請の受理と発行
- (b) 植林計画 (Tree Planting Plan: TPP) の審査と承認
- (c) 伐採計画 (Harvesting Plan) の審査と承認
- (d) 林班伐採許可 (Permit to harvesting Coupe) の審査と発行

#### ■操業エリアや貯木場でのプロセス

- (e) 現地調査と伐採木の確認。伐採された植林木は小径木も含むため、天然木のように個々の木にタグがつけられるのではなく、量単位で管理される。
- (f) ロイヤルティーの評価

天然木の(c)~(g)、人工林の(c)~(f)のプロセスは、2019年以前はサラワク林業公社 (SFC) によって担われてきた (H28 年度報告書参照) が、前述のように 2020 年以降、サラワク森林局に権限が移管されている。

以下は①、②で共通するプロセス

<sup>10</sup> これは、半島マレーシアの選択的管理システム (SMS) が 20~30 年のサイクルを基本としているのとは対照的である。半島マレーシアでは、特定の森林区画の再入林許可は、立木の伐採前インベントリー結果に基づく。

<ハーウッド・ティンバー社>

- (g) 現場検査 (Physical Inspection) と裏書譲渡証明書 (Endorsement Clearance Certificate: ECC) の発行
- (h) 検数調査 (Physical Tallying) と輸送許可証 (Shipping/Land Transportation Pass: SP/LTP) の発行

<サラワク森林局>

- (i) 移動許可証 (Removal Pass) を発行 (このプロセスも従来はサラワク林業公社が担った)

また、丸太、木材製品の輸入については以下のプロセスを経る

<サラワク木材産業開発公社 (STIDC) >

- (a) 輸入事業者の登録
- (b) 輸入ライセンス (Import Licence) の発行
- (c) 輸入材の検査
- (d) 輸入材への移動許可証 (Removal Pass) の発行

この後のプロセスは、①丸太のまま輸出される場合と、②木材製品に加工された後に輸出される場合で異なる。

#### ①丸太のまま輸出される場合

##### ■丸太が輸出港に運送された後のプロセス

<ハーウッド・ティンバー社>

- (a) 現場検査 (Physical Inspection) : 送られてきた丸太の移動許可証 (Removal Pass) や輸送許可証 (Shipping/Land Transportation Pass: SP/LTP) の確認、データベースとの照合
- (b) 輸出許可証明書 (Export Clearance Certificate : ExCC) の発行

<サラワク森林局>

- (c) 確認と丸太輸出の承認
- (d) 移動許可証 (Removal Pass) の発行

<サラワク木材産業開発公社 (STIDC) >

- (e) 事業者からの申請を受けて輸出ライセンス (Export Licens: K2) を発行
- <マレーシア王国税関 (Royal Malaysia Customs Department) >
- (f) 通関措置を行い、輸出許可 (Clearance for Export) を発行

#### ②製品に加工されて輸出される場合

<サラワク木材産業開発公社 (STIDC) >

- (a) 加工工場に対し、加工ライセンス (Mill Licence) を発行
- (b) 事業内容(輸出業、輸入業、流通業、加工業)を登録

##### ■丸太が加工工場に運送された後のプロセス

<ハーウッド・ティンバー社>

- (c) 検査と承認

##### ■工場での製品の製造後のプロセス

<サラワク木材産業開発公社 (STIDC) >

- (d) 検査

## ■製品の輸出の際のプロセス

<サラワク木材産業開発公社 (STIDC) >

(e) 事業内容(輸出業)を登録

(f) 輸出ライセンス (Export Licence: K2) を発行

<マレーシア王国税関 (Royal Malaysia Customs Department) >

(g) 通関措置を行い、輸出許可 (Clearance for Export) を発行

## STLVS の第三者監査

サラワク木材合法性保証システム (STLVS) が作られた目的の一つは、ライセンス事業者が木材の合法性を確保しているかについての第三者監査を可能にすることである。ただし第三者監査を受けることは義務ではなく市場からの需要に応じてまたは自主的に事業者が受けることになっている。

第三者監査のための規格 (Standard) とガイドラインが 2018 年にサラワク森林局によって公開された。これはサラワク州の林業および木材産業に対して、国際的な貿易規則に沿ったデューデリジェンスプロセスを提供するものである。

- Standard for Verification of Forest Management, Mill Operations, Trade & Customs STLVS Principle 1-6. 第一版：2018 年 1 月に公表
- Guidelines for Implementing Sarawak Timber Legality Verification System Audit, 2018：2018 年 4 月に公表

STLVS の第三者認証を受けた森林木材ライセンス (FTL) コンセッションからの丸太は、貯木場でロイヤルティーの支払い、マーキングを行って以降は、そうでないものと分別管理を行わなければならない。

STLVS の第三者監査機関はマレーシア国内に拠点を置く 2 つの認証機関が登録されている。

- Global Forestry Service (GFS) Sdn Bhd
- SIRIM QAS International Sdn Bhd

それぞれの監査機関は監査結果に基づいて遵守証明書 (付属資料 1、2) を発行し、サラワク森林局とサラワク木材産業開発公社 (STIDC) はそれに基づいて認証 (付属資料 3、5) を発行する。2022 年時点で、STLVS の基準 1~4 についての第三者認証を受けた天然林コンセッションライセンス事業者は 8 社合計 89 万 ha である (表 4-3.6)。また STLVS の基準 5~6 についての第三者認証を受けた木材加工事業者は 14 社で、その内訳は製材 2、合板製造 9、単板製造 1 である (表 4-3.7)。

表 4 - 3.6 STLVS の第三者認証を取得した森林木材ライセンス (FTL) 所持者/天然林コンセッションライセンス事業者表

**List of Certified Company under STLVS Principle 1-4  
Year 2020-2022**

No	Company	FTL #	Area Ha	Statement of Compliance (Auditor)
1	Samling Plywood (Baramas) Sdn. Bhd.	T/0411	68,365	GFS 084 LVS(1/4/2020-31/3/2021-2nd surveillance audit)
2	Samling Plywood (Lawas) Sdn. Bhd.	T/0404	132,333	GFS 087 LVS (1/10/2020-30/9/2021 1st surveillance audit)
3	Samling Plywood (Lawas) Sdn. Bhd.	T/0405	158,661	GFS 086 LVS (1/9/2020-31/8/2021-2nd surveillance audit)
4	Samling Plywood Miri Sdn Bhd	T/0413	142,790	SIRIM – STLVS 0002 (23/7/2020 – 22/7/2021)
5	Shin Yang Industries (Bintulu) Sdn. Bhd.	T/3342	219,380	GFS 073 LVS (1/8/2020-31/7/2021-3rd surveillance audit)
6	Sara Tourism & Leisure Sdn Bhd (408289-X) Shin Yang Sdn Bhd	T/9155	59,790	GFS 159 LVS(1/1/2021-31/12/2021-1st surveillance audit)
7	Shin Yang Trading Sdn. Bhd.	T/3228	72,710	GFS 058 LVS (20/1/2021-19/1/2022 -2nd surveillance audit)
8	Suasana Pertiwi Sdn Bhd	T/3670	35,379	GFS 088 LVS (1/01/2022-31/12/2022-2nd surveillance audit)
		<b>TOTAL</b>	<b>894,923</b>	

出典：サラワク森林局

表 4 - 3.7 STLVS の第三者認証を取得した木材加工事業者

**List of Certified Company under STLVS Principle 5-6  
Year 2020-2022**

No.	Company	Mill Type	Statement of Compliance (Auditor)
1	Cairnfield Sdn. Bhd.	Plywood	GFS 184 WTP (1/9/2020-31/8/2021-4th surveillance audit)
2	Forescom Plywood Sdn Bhd	Plywood	GFS 077 WTP (1/4/2020-31/3/2021-3rd surveillance audit)
3	Linshanhao Plywood (Sarawak) Sdn Bhd	Plywood	GFS 181 WTP (1/9/2020-31/8/2021-2nd surveillance audit)
4	Menawan Wood Sdn Bhd	Plywood	GFS 187 WTP (15/7/2020-14/7/2021-2nd surveillance audit)
5	Muliamas Resources Sdn. Bhd.	Sawmill	GFS 077 WTP (16/11/2020-15/11/2024-New)
6	Samling Plywood (Miri) Sdn. Bhd.	Plywood	GFS 074 WTP (1/8/2020-31/7/2021-3rd surveillance audit)
7	Shin Yang Plywood (Bintulu) Sdn. Bhd.	Plywood	GFS 078 WTP (1/4/2020-31/3/2021-3rd surveillance audit)
8	Shin Yang Plywood Sdn. Bhd./Shin Yang Laminated Board Sdn. Bhd.	Plywood	GFS 075 WTP (1/4/2020-31/3/2021-3rd surveillance audit)
9	Shin Yang Wood System Sdn. Bhd.	Veneer	GFS 163 WTP(1/2 2021-31/1/2022-2nd surveillance audit)
10	Subur Tiasa Particleboard Sdn. Bhd.	Particleboard	GFS 183 WTP(1/12/2020-30/11/2021-2nd surveillance audit)
11	Ta Ann Plywood Sdn. Bhd.	Plywood	GFS 040 WTP(18/5/2020-17/5/2021-3rd surveillance audit)
12	Zedtee Plywood Sdn. Bhd.	Plywood	GFS 076 WTP (1/4/2020-31/3/2021- 3rd surveillance audit)
13	Lik Shen Sawmill Sdn. Bhd.	Sawmill	GFS 041 WTP (1/12/2021-30/1/2022)

出典：サラワク森林局

#### 4-3-2-3-4 その他の政府のシステム

##### サラワク丸太追跡・森林徴税システム Sarawak Logs Tracking & Forest Revenue System (REVLOG)

サラワク森林局は 2016 年に天然木の丸太を対象とするサラワク丸太追跡・森林徴税システム (Sarawak Logs Tracking & Forest Revenue System: REVLOG version 1.0) を導入した。これは従来の丸太追跡システム (Log Tracking System: LOTS)、森林ライセンスシステム (Forest Licensing System: FLS)、ロイヤリティ請求システム (Royalty Billing System: RBS) の 3 つを統合したもので、スマートフォン (Android または iPhone) 上でも使用可能なアプリケーションである。REVLOG と州金融予算会計統合システム (State Integrate Finance, Budgeting, Accounting System: SIFBAS、現在は version 2) によって税の請求書の発行が行える。REVLOG は Sarawak Information System 社によって開発され、サラワク木材産業開発公社 (STIDC) とその子会社のハーウッド・ティンバー社、州首相府の国家安全保障執行ユニット (UKPN)<sup>11</sup> もアクセス権限を持つ。

REVLOG のマニュアル<sup>12</sup>によれば、丸太生産 ID タグの照会 (Log Production Identity: LPI Enquiry) モード、移動許可証の照会 (Transit Removal Pass Enquiry) モード、丸太の照会 (Log Enquiry) モードがあり、サプライチェーン上で入力された以下のようなデータが確認できるシステムになっている。このアプリを用いれば検査官が現場で丸太の検査を行う際に、川上で入力されたデータと容易に照合できることが理解できる。

- 伐採されたコンセッションの ID、森林伐採ライセンス (FTL) 所有事業者名
- 林班番号、ブロック
- 林班立入許可証 (PEC) の ID
- 丸太生産 ID (Log Production Identity: LPI)
- 伐採日
- 丸太の ID
- 丸太のサイズ
- 樹種
- 移動許可証 (Transit Removal Pass) の ID ※
- 輸送事業者名 ※
- 輸送元、輸送先／輸出先 ※
- 検査官の検査を受けたポイント名
- 現在の状態 (移動中／到着等)

※国内の移動、海外への輸出の場合等のように、一つの丸太が複数の移動許可 (Transit Removal Pass) を持つ場合はそれぞれの Removal Pass ごとの情報が全て入る。

2020 年には第二世代の REVLOG version 2.0 が導入された。REVLOG v2 はサラワク州財務省 (Jabatan Perbendaharaan Negeri Sarawak または State Treasury) の請求システムと接続され、

<sup>11</sup> 2002 年に国家治安部隊 (Unit Keselamatan Negeri: UKN) として設立され、2017 年に国家安全保障執行ユニット (UKPN) として再編された。< <https://jkm.sarawak.gov.my/UKPN> >

<sup>12</sup> [https://forestry.sarawak.gov.my/modules/web/pages.php?mod=download&sub=download\\_show&id=146](https://forestry.sarawak.gov.my/modules/web/pages.php?mod=download&sub=download_show&id=146)



デジタルによる請求書の発行を可能にした。さらにオフラインモード携帯版も導入し、携帯電話電波接続圏外での使用も可能にした。

REVLOG によって入力されたデータは一般公開されていないが、サラワク森林局へのヒアリング（2022 年 2 月）によれば、サラワクからの木材輸入事業者が、購入先の木材加工事業者がどこから原料の丸太を調達しているか確認したい場合、サラワク森林局にメールで問い合わせれば情報を提供できるということであった。

#### 事業者森林管理情報システム Enterprise Forest Management Information System (EFIMS)

サラワク森林局は森林管理のため、事業者森林管理情報システム Enterprise Forest Management Information System: EFIMS) という GIS システムを 2020 年に導入した。EFIMS ではサラワク州内の土地利用図データ、コンセッション境界データ、林班立入許可証 (Permit to Enter Coupe) データ、リモートセンシングデータなどが重ね合わせられており、森林局による各事業者の伐採活動のモニタリング等に用いられている。

#### 継続的モニタリング監査 Continuous Monitoring Surveillance (COMOS)

サラワク森林局は、2019 年に、継続的モニタリング監査 (Continuous Monitoring Surveillance: COMOS) を導入した。これは衛星画像やドローンなどを使って違法伐採活動の取り締まりを行う。その拠点はクチン及びミリに所在する。

なお違法伐採活動の取り締まり自体はそれ以前より実施されており、2014 年には有人ヘリコプターも導入されていた。

### 4-3-3 森林認証

前述のようにサラワク州政府は、すべての長期森林木材ライセンス保持者に 2022 年までに国際的に認められた森林認証を取得することを求めている。森林認証の種類としては PEFC と相互承認を受けている MTCS (Malaysian Timber Certification Scheme) 認証、FSC 認証、または森林局長の承認を受けた他の森林管理スキームとなっている。

MTCS では、認証を受ける森林は、森林管理区 (Forest Management Unit: FMU) または FPMU (Forest Plantation Management Unit: FPMU) を形成し、それぞれ森林管理計画 (Forest Management Plan: FMP) を持つことが要求される。FMP は第三者監査を受ける。

現在サラワク州内には 11 の天然林の森林管理区 (Forest Management Unit: FMU) と 6 つの人工林管理区 (Forest Plantation Management Unit: FPMU) がマレーシア木材認証審議会: Malaysian Timber Certification Council: MTCC) の MTCS 認証を取得している (表 4-3.8、表 4-3.9)。MTCS 認証は PEFC と相互認証を受けている。サラワク州には FSC 認証林は存在しない。

2018 年 2 月 5~6 日、サラワク木材協会 (STA) とマレーシア木材認証協議会 (MTCC) は共同で、サラワク州で森林管理認証を実施するためのギャップと機会を確認するためのワークショップ

プを開催した。このワークショップで明らかになった主なギャップは、(i)森林管理認証（FMC）規格の要件を満たすための専門知識と能力の不足、(ii)森林管理区（FMU）内の土地や資源の利用に関する先住民の慣習的権利についての異なる利害関係者による矛盾した解釈、(iii)異なる機関が策定したガイドラインで同様の側面をカバーする要件が異なっていること、であった。

FSC 認証に関しては、サラワクには 7 事業者が CoC 認証を受けているが、うち 1 事業者の認証はすでに終了している<sup>13</sup>。

表 4-3.8 サラワク州の PEFC&MTCS 認証林

森林管理証明書	数	認証面積 (ha)
天然林の森林管理区：FMU	11	1,006,325
人工林管理区：FPMU	6	94,966
合計	18	1,101,291

出典： <https://mtcc.com.my/certified-forests/> (2022 年 3 月 1 日アクセス) および Forest Stewardship Council Malaysia

表 4-3.9 PEFC&MTCS 認証を受けた天然林の森林管理区

伐採ライセンス ID	FMU	事業者グループ名	面積 (ha)
T/4317	Anap-Muput	Shin Yang	83,5352
T/0294	Ravenscourt	Samling	117,941
T/3491	Kapit	Ta Ann	149,756
T/3228	Linau	Shin Yang	72,685
T/0280 & T/9115	Ulu Trusan	Samling	92,751
T/0560	Raplex	Ta Ann	63,993
T/3433	Melatai Para	STIDC	49,524
T/3135	Pasin	Ta Ann	132,151
T/0413	Gerenai	Samling	148,305
T/3400	Gaat-Mengiong	STIDC	66,190
T/3476	Entulu-Melatai	Interglobal Empire	55,112
T/3342	Danum	Shin Yang	200,383
T/3361	Mujong-Melinau	Subur Tiasa Holding	41,696

出典： <https://forestry.sarawak.gov.my/page-0-0-1242-Forest-Management-Certification.html> (2020 年 5 月 1 日時点)

<sup>13</sup> <https://info.fsc.org/certificate.php#result>

#### 4-3-4 リスク情報

##### 4-3-4-1 概要

サラワク州では、政府による違法伐採の取り締まりが何度か行われている。2015年、マレーシア汚職防止委員会はコードネーム「Ops Gergaji」作戦を開始し、375社の銀行口座を凍結し、500本以上の丸太を押収した<sup>14</sup>。また同年、サラワク州森林局は15,655本の違法に伐採された丸太を押収した。サラワク森林局は2022年にも一連の取り締まりを開始し、1月には50本の丸太<sup>15</sup>、2月にも717本の丸太を押収した<sup>16</sup>。

また社会的企業である NEPCon（現在の Preferred by Nature）は、サラワク州産材の合法性に関するリスク評価報告書を2017年11月に公表している<sup>17</sup>。その報告書では以下のようなリスクが指摘されている。

- 伐採許可証の取得に汚職が影響
- 土地保有に関連する先住民の慣習的権利の侵害
- 地元の先住民コミュニティからの自由な事前・情報提供による同意（FPIC）が得られていない
- 伐採計画の要件が守られず
- 不正なワシントン条約許可証の使用

##### 4-3-4-2 先住民族の権利

サラワク州ミリ省の Ulu Baram 地域では1980年代より伐採反対運動が盛んであるが、現在でも地域住民によって伐採の影響が訴えられている FTL コンセッションが複数存在する。2021年には、Long Ajeng と Long Pakan の先住民コミュニティが、自分たちの生活領域で伐採を行っている FTL コンセッション内の伐採道路の封鎖を行った<sup>18</sup>。また別の FTL コンセッションでも、PEFC & MTCS コンセッションであるにも関わらず、Long Moh、Long Tungan、Tanjung Tepalit といった地域先住民コミュニティのグループから伐採の中止を求められている<sup>19</sup>。

##### 4-3-4-3 労働者の権利

サラワク州では木材産業に従事する労働者の権利、特に組合結成の権利が侵害されているという主張も存在する。2019年、サラワク木材産業従業員組合（Timber Industry Employees Union of Sarawak: TIEUS）は、Shin Yang グループが、労働者の利益を代表するための組合結成に関する無記名投票に参加しないよう従業員に指示したと告発した<sup>20</sup>。

14 <https://cleanmalaysia.com/2015/09/12/sarawak-raids-240-companies-linked-to-illegal-logging-in-malaysia/>

15 <https://www.malaymail.com/news/malaysia/2022/01/30/gof-arrests-two-malaysians-for-alleged-involvement-in-illegal-logging-activ/2038509>

16 <https://www.nst.com.my/news/crime-courts/2022/02/768013/sarawak-cracks-down-illegal-logging>

17 <https://preferredbynature.org/sites/default/files/library/2017-11/NEPCon-TIMBER-Malaysia-Sarawak-Risk-Assessment-EN-V1.2.pdf>

18 Donald, R. (2021). 'Malaysia's Indigenous Penan block roads to stop logging in Borneo'. Mongabay, 14 October. <<https://news.mongabay.com/2021/10/malaysias-indigenous-penan-block-roads-to-stop-logging-in-borneo/>>.

19 Stephen Then (2021). Baram community launches anti-logging campaign in forests of northern Sarawak. The Vibes (Malaysia), 22 December. <<https://www.thevibes.com/articles/news/50290>>.

20 <https://www.borneotoday.net/embattled-sarawak-timber-company-violates-workers-rights/>

#### 4-3-5 木材・木材製品の生産と取引に関する状況

##### 4-3-5-1 国内生産

##### 4-3-5-1-1 丸太生産

サラワク州の丸太生産量は2016年から2020年の期間に871万m<sup>3</sup>から410万m<sup>3</sup>と半減した(表4-3.10)。特に天然林からの丸太の総生産量は2016年の741万m<sup>3</sup>から2020年の242万m<sup>3</sup>と67%減少した。天然林のうち丘陵林丸太の生産量は、2016年の7,240,854m<sup>3</sup>から2020年の2,331,878m<sup>3</sup>に減少、湿地林丸太の生産量も、2016年の172,879m<sup>3</sup>から2020年の85,222m<sup>3</sup>に減少した。天然林における森林伐採ライセンス(FTL)所持事業者は2015年に440事業者あったのが、2019年には169事業者と削減されており<sup>21</sup>、生産量の減少に反映されたと考えられる。

一方、人工林丸太の生産量は、2016年の1,304,234m<sup>3</sup>から2020年の1,679,246m<sup>3</sup>へと増加した。2020年には、サラワクで生産された丸太のうち、人工林からの丸太が41%を占めた。

表 4-3.10 丸太の生産量(m<sup>3</sup>)

年	天然林			人工林丸太	合計
	丘陵林丸太	湿地林丸太	合計		
2016	7,240,854	172,879	7,413,733	1,304,234	8,717,760
2017	5,351,745	137,879	5,489,624	1,635,022	7,142,646
2018	4,624,688	72,033	4,696,721	1,723,674	6,420,395
2019	4,014,214	60,039	4,074,253	1,664,305	5,738,558
2020	2,331,878	85,222	2,417,100	1,679,246	4,096,346

出典：<https://forestry.sarawak.gov.my/page-0-287-1264-Total-Log-Production-And-Forest-Revenue-2020-2021-Jan.html>

<sup>21</sup> <https://www.ngajatsarawak.net/sarawak-cuts-log-export-quota-to-20pc/#.Yh5bnOhByUk>

#### 4-3-5-1-2 木材製品生産

2016年～2020年の期間、製材品の生産量も減少した（表4-3.11）。2016年には675,531m<sup>3</sup>が生産されたのに対し、2020年には341,290m<sup>3</sup>と49%も減少した。合板の生産量も、2016年には1,818,148m<sup>3</sup>の合板が生産されていたが、2020年には1,109,291m<sup>3</sup>に減少し、39%の減少となった。単板の生産量は、2016年～2018年は約330,000m<sup>3</sup>で安定していたが、2020年には198,516m<sup>3</sup>まで減少した。モールディングの生産量は、2016年～2020年の期間数千立米程度であった。

表 4-3.11 木材製品生産量(m<sup>3</sup>)

製品	2016	2017	2018	2019	2020
製材品	675,531	623,864	506,754	466,483	341,290
合板	1,818,148	1,698,912	1,588,560	1,360,566	1,109,291
単板	339,549	339,686	335,061	319,661	198,516
モールディング	3,209	4,560	9,296	12,094	7,365

出典：サラワク森林局およびサラワク木材産業開発公社（STIDC）

#### 4-3-5-2 木材貿易

##### 4-3-5-2-1 輸入

2016年～2020年の期間、サラワク州の主な輸入木材・木材製品は丸太、単板、合板であった（表4-3.12）。このうち丸太と単板は合板などに加工され、日本などへ再輸出されているものもある<sup>22</sup>。

丸太の輸入量は2016年と2017年は、それぞれ442m<sup>3</sup>と423m<sup>3</sup>のみであったが、2018年には244,717m<sup>3</sup>に上昇し、2020年は299,056m<sup>3</sup>であった。これは国内の天然林からの丸太生産量の12%に相当する。合板も2016年、2017年には輸入がなかったが、2018年には19,804 m<sup>3</sup> 輸入された。その後減少傾向にある。単板の輸入量は2016-2019年の期間、年間10万 m<sup>3</sup> 以上であった。2020年は75,954m<sup>3</sup>まで減少した。製材品およびモーディングの輸入量は少なかった。

<sup>22</sup> 例えばサラワク州中部のT社の合板工場では、州内の自社プランテーションで生産した植林木丸太からの単板を心材とし、州内の自社FMU（MTCS/PEFC認証林）で生産した天然木丸太からの単板およびオーストラリアのタスマニア州から輸入した単板をフェース・バックとする合板を製造し、日本へ輸出していた（2019年現地調査でのヒアリング）。

表 4 - 3.12 主要な木材・木材製品の輸入量(m<sup>3</sup>)と金額 (RM'000)

種類	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格
丸太	442	579	423	529	244,717	142,403	160,465	85,153	299,056	126,054
製材品	764	920	534	601	510	1,228	2,216	2696	737	1,069
合板	-	-	-	-	19,804	28,293	16,741	25,147	10,579	16,319
単板	111,810	143,575	160,517	210,092	189,817	237,764	133,626	170,595	75,954	92,539
モールディング	19	84	5,228	3,348	38	81	7	22	44	76

出典：サラワク木材産業開発公社 (STIDC)

丸太

丸太の主な輸入先はオーストラリア（2020年は総輸入量の76%）と、パプアニューギニア（24%）であった（表4-3.13）。南米のスリナムからも2018年には1万m<sup>3</sup>以上輸入していたが、その後減少した。これらの国ではサラワクの事業者が進出して商業伐採が行われていることが知られている。2020年には日本からも115m<sup>3</sup>輸入されていた。

表 4 - 3.13 丸太の輸入量(m<sup>3</sup>)と金額 (RM'000)

輸入先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格
オーストラリア	387	505	423	529	209,411	116,859	154,084	79,897	227,692	96,236
パプアニューギニア	-	-	-	-	20,001	13,680	822	477	70,601	29,429
スリナム	-	-	-	-	14,362	11,292	4,428	3,918	544	281
ベルギー	-	-	-	-	59	35	-	-	-	-
チリ	-	-	-	-	143	77	-	-	-	-
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	115	73
ニュージーランド	55	74	-	-	227	88	-	-	104	34
ウルグアイ	-	-	-	-	515	372	1,131	861	-	-
総輸入量	442	579	423	529	244,717	142,403	160,465	85,153	299,056	126,054

出典：サラワク木材産業開発公社（STIDC）



単板

単板の主要な輸入先はブラジル（2020年は総輸入量の48%）と、オーストラリア（35%）であった（表4-3.14）。ニュージーランドからも2017-2018年には1万m<sup>3</sup>以上輸入していたが、その後減少した。

表 4 - 3.14 単板の輸入量(m<sup>3</sup>)と金額 (RM'000)

輸入先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格
ブラジル	25,448	29,207	34,215	38,439	83,889	95,109	67,291	78,121	36,570	37,
オーストラリア	65,794	97,113	93,310	143,325	72,169	105,100	52,587	73,650	26,742	34,266
ニュージーランド	9,301	7,033	17,960	15,021	14,162	13,443	4,725	4,047	3,143	2,233
ガボン	-	-	-	-	275	756	2,217	5,867	3,056	7,028
ロシア	3,864	2,772	3,252	2,366	2,686	2,012	3,807	3,010	1,978	2,020
中国	4,817	5,275	770	1,594	5,270	11,475	1,921	4,201	1,916	6,823
ベトナム	2,502	1,904	10,998	9,222	9,177	7,360	313	262	1,667	1,381
台湾	-	-	-	-	-	-	139	209	563	1,143
赤道ギニア	-	-	-	-	77	220	458	1,005	250	524
カメルーン	-	-	-	-	43	38	40	35	42	59
総輸入量	111,80	143,575	160,517	210,092	189,817	237,764	133,626	170,595	75,954	92,539

出典：Sarawak Timber Industry Development Corporation (STIDC)

2020年輸入量上位10ヶ国のみを示す

#### 4-3-5-2-2 輸出

サラワク州の木材・木材製品の輸出のうち、最も重要なものは合板であり、2020年の輸出総額374万リンギットの52%を占め、丸太（13%）、製材品（12%）が続いた（表4-3.15）。

サラワク州の丸太や各種木材製品の輸出量は、2016年から2020年にかけて全般的に減少した。丸太の輸出量は、2016年の2,455,790m<sup>3</sup>から2020年には925,162m<sup>3</sup>と62%も減少した。また、製材品の輸出量も2016年の522,088m<sup>3</sup>から2020年の258,090m<sup>3</sup>まで、51%減少した（表3.6.2.2 & 表3.6.2.3）。合板の輸出量も2016年の1,706,701 m<sup>3</sup>から2020年の1,037,090 m<sup>3</sup>へ、単板の輸出量も2016年の104,405 m<sup>3</sup>から2020年の34,912 m<sup>3</sup>に減少した。

表 4-3.15 サラワク州からの木材および木材製品の輸出量（木質チップはトン、それ以外は m<sup>3</sup>）および金額（FOB 価格、RM'000）

製品	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格
丸太	2,455,790	1,401,065	2,238,278	1,208,083	1,418,743	773,448	1,290,133	722,217	925,162	492,845
製材	522,088	786,146	510,514	803,329	375,106	672,958	317,106	582,900	258,090	436,687
合板	1,706,701	2,936,305	1,742,251	3,283,950	1,426,010	3,034,467	1,122,641	2,263,861	1,037,090	1,964,658
単板	140,405	205,329	116,181	175,224	92,151	154,230	68,668	93,655	34,913	48,630
ラミネートボード/フ ローリング	9,834	36,031	10,049	38,192	10,747	40,027	10,277	42,269	5,828	21,038
モールディング	4,513	10,909	5,756	12,580	11,278	20,814	7,291	16,636	5,569	10,894
ダウエル	388	1,720	280	1,096	141	535	95	401	-	-
繊維板	167,505	297,827	173,624	308,220	186,641	322,454	188,169	350,524	175,184	306,361
ブロックボード	2,240	2,672	3,067	4,083	2,355	3,095	1,325	1,738	-	-
パーティクルボード	78,514	46,247	66,308	43,779	55,871	36,624	48,463	31,573	27,635	19,115
その他	84,793	100,855	111,054	144,588	176,001	201,802	161,636	200,485	36,542	46,185
木質チップ	202,955	77,072	182,840	72,074	317,215	138,025	353,174	174,059	456,438	234,202
合計 (RM)		5,945,801		6,141,826		5,441,401		4,524,856		3,742,528

注：その他の木材製品：ブリケット、家具及び家具部品、木製フェンス、コアプラグ、化粧梁、木製門扉、集成材、化粧柱、木質ペレット、ドア及びドアフレーム、LVL、フィンガージョイント、鉄道用枕木

出典：STIDC 年次報告書および月次輸出統計

## 丸太

サラワクからの丸太輸出はインドとインドネシアが主な輸出先となっている（表 4-3.16）。2020 年の総輸出量 93 万 m<sup>3</sup>のうち、インド向けが 43%、インドネシア向けが 45%を占めた。ただし FOB 価格ではインド向けが 77%、インドネシア向けが 20%であった。インドネシア向け丸太の輸出量あたりの FOB 価格はインドを含めた他国向け丸太に比べ 1/3 程度の価格であり、紙パルプ用材丸太の輸出が多いためと考えられる。日本はかつてサラワクからの最大の丸太輸出先であったが、2020 年時点では全輸出量の 3%を占めるに過ぎない。前述のように丸太輸出量は 2016 年から 2020 年に間に大きく減少したが、特にインド向けは 66%減少し、インドネシア向けは 53%の減少だった。

表 4 - 3.16 輸出先別丸太輸出量 (m<sup>3</sup>) と金額(RM'000)

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格
インド	1,184,670	932,913	858,665	799,850	541,615	487,292	570,944	467,255	400,737	307,316
インドネシア	875,141	166,864	1,128,392	203,075	695,654	133,312	558,490	123,706	413,805	98,785
台湾	173,371	142,845	93,946	84,201	98,650	89,523	72,824	63,681	62,406	50,654
ベトナム	135,251	87,675	81,273	56,727	36,163	21,591	27,572	18,435	17,181	12,412
日本	53,499	47,147	40,543	40,456	33,970	31,928	38,784	33,550	23,353	18,057
中国	18,228	12,715	24,958	17,192	11,439	7,951	17,320	12,499	4,234	2,735
韓国	15,629	10,906	10,474	6,535	1,253	1,851	4,200	3,091	3,445	2,886
合計	2,455,790	1,401,065	2,238,278	1,208,083	1,418,743	773,448	1,290,133	722,217	925,162	492,845

出典：STIDC 年次報告書および月次輸出統計

製材品

サラワク州からの製材品輸出量はフィリピン（2020年の総輸出量26万m<sup>3</sup>の26%）、中東／イエメン（23%）、タイ（13%）、台湾（13%）向けが多い（表4-3.17）。2020年の日本向け輸出量のシェアは3%に過ぎない。2016年は19,346m<sup>3</sup>であったが、2020年は8,748m<sup>3</sup>（3%）まで減少した。

表 4 - 3.17 輸出先別製材品輸出量（m<sup>3</sup>）と金額(RM'000)

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格
フィリピン	170,261	226,898	172,502	254,785	122,642	220,442	76,483	145,924	66,840	97,042
中東	135,939	257,104	114,350	217,254	92,009	182,077	98,297	189,789	-	-
タイ	72,276	87,272	84,221	108,609	49,451	66,951	49,392	70,517	32,318	42,493
台湾	54,183	59,896	53,980	69,768	44,144	76,518	37,691	67,386	34,318	59,792
韓国	25,273	41,189	20,689	35,820	17,325	30,228	15,357	24,898	10,808	17,538
日本	19,346	41,539	17,086	39,564	14,573	34,071	11,761	29,742	8,748	22,061
スリランカ	10,949	19,813	5,813	12,527	5,059	10,677	2,505	4,626	3,138	6,855
中国	10,172	11,577	16,366	19,995	12,463	14,681	11,871	17,240	7,197	16,812
シンガポール	7,377	9,284	-	-	-	-	-	-	484	653
南アフリカ	4,424	8,983	-	-	3,759	7,054	3,763	7,841	1,284	2,133
インド	-	-	9,559	17,197	4,678	8,211	-	-	1,579	3,612
モルディブ	-	-	3,724	9,047	-	-	3,497	13,100	399	978
イエメン	-	-	-	-	-	-	-	-	60,291	123,718
その他	11,890	22,591	12,222	18,764	9,003	22,047	6,489	11,838	-	-
合計	522,088	786,146	510,514	803,329	375,106	672,958	317,106	582,900	258,090	436,688

出典：STIDC 年次報告書および月次輸出統計

合板

前述のようにサラワク州からの木材・木材製品の中で輸出金額がもっとも多いものは合板であるが、その最大の輸出先は一貫して日本であり、2020年においても総輸出量の65%、総輸出金額の69%は日本向けであった（表4-3.18）。その輸出量は2016年の967,167m<sup>3</sup>から2020年の676,037m<sup>3</sup>まで30%減少したが、総輸出量の減少（40%）よりは少なく、日本向けの輸出割合は増加している。日本以外では、中東／イエメン（2020年総輸出量の11%）、台湾（8%）、韓国（7%）などが主要な輸出先となっている。

表 4 - 3.18 輸出先別合板輸出量（m<sup>3</sup>）と金額(RM'000)

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格
日本	967,167	1,761,111	1,051,262	2,096,187	990,413	2,171,796	733,051	1,590,420	676,037	1,364,538
中東	221,314	316,954	181,172	280,340	124,944	199,965	138,137	220,416	-	-
韓国	210,137	318,457	231,437	391,219	123,168	260,769	86,451	144,391	69,636	114,896
台湾	142,019	217,715	128,191	207,497	75,487	134,167	85,072	134,567	87,063	130,937
香港	33,209	59,685	25,406	47,412	9,204	19,954	11,339	21,182	12,311	22,859
中国	24,635	44,933	26,193	48,509	15,058	31,495	7,216	14,081	4,736	9,168
フィリピン	17,889	36,322	-	-	-	-	-	-	3,428	7,554
オーストラリア	17,736	42,863	14,440	36,107	12,309	31,484	11,527	29,320	11,972	29,489
ブルネイ	11,831	19,199	9,444	15,640	-	-	9,956	15,977	7,260	10,450
タイ	10,393	19,777	-	-	-	-	7,426	16,302	6,517	13,112
米国	-	-	22,578	46,355	27,690	77,013	-	-	10,246	24,124
インド	-	-	14,724	35,946	11,407	29,728	10,694	26,786	7,316	15,627
イエメン	-	-	-	-	-	-	-	-	111,564	170,916
その他	50,371	99,289	37,401	78,739	36,329	67,094	21,774	50,421	3,307	7,043
合計	1,706,701	2,936,305	1,742,251	3,283,950	1,426,010	3,034,467	1,122,641	2,263,861	1,037,089	1,964,658

出典：STIDC 年次報告書および月次輸出統計

単板

単板の主要な輸出先は韓国と台湾であり、2020年の総輸出量3万m<sup>3</sup>のうち、韓国向けは32%、台湾向けは31%を占めた（表4-3.19）。ただしこの両国向け輸出量は2006年～2020年の期間で大きく減少した。一方日本向け輸出量はほとんど変化がなく、2020年の輸出量は総輸出量の14%を占めた。

表 4 - 3.19 輸出先別単板輸出量（m<sup>3</sup>）と金額(RM'000)

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格
台湾	65,784	84,379	48,448	62,629	30,592	45,928	36,718	44,314	10,947	13,473
韓国	62,526	97,484	53,854	87,076	42,597	75,201	13,344	21,785	11,057	16,096
日本	4,997	11,141	4,414	10,069	5,181	12,343	3,908	9,081	5,009	9,997
中国	4,699	5,695	6,020	7,773	9,835	14,612	6,418	8,804	3,449	4,242
オーストラリア	1,746	5,351	1,465	5,495	-	-	641	2,186	252	719
フィリピン	620	1,234	1,711	2,106	3,218	3,500	7,541	7,301	4,177	4,055
その他	33	45	269	77	728	2646	97	183	21	47
合計	140,405	205,329	116,181	175,224	92,151	154,230	68,668	93,655	34,913	48,630

出典：STIDC 年次報告書および月次輸出統計

ラミネートボードおよびフローリング

サラワク州からのラミネートボードおよびフローリングの最大の輸出先は米国で、2020年には総輸出量 5,828m<sup>3</sup> の 42%を占めた（表 4-3.20）。他の主な輸出先はベトナム（22%）、台湾（19%）であった。

表 4 - 3.20 輸出先別ラミネートボードおよびフローリング輸出量（m<sup>3</sup>）と金額(RM'000)

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格
米国	4,377	19,777	4,201	18,624	4,938	20,696	6,816	30,900	2,459	10,739
ベトナム	2,596	9,195	2,809	10,925	3,387	11,748	1,565	5,349	1,256	4,567
台湾	1,231	3,081	1,315	3,350	976	2,847	1,096	3,283	1,099	2,688
韓国	822	1,639	354	857	127	306	120	277	360	921
インドネシア	416	982	667	1,951	371	1,203	174	635	115	400
ブルネイ	163	652	255	845	172	668	82	354	14	54
中東	91	226	115	235	143	361	140	446	-	-
カナダ	56	230	-	-	-	-	-	-	-	-
日本	52	195	-	-	-	-	-	-	25	46
その他	29	54	334	1405	634	2199	284	1024	410.85	1362
合計	9,834	36,031	10,049	38,192	10,747	40,027	10,277	42,269	5,828	21,037

出典：STIDC 年次報告書および月次輸出統計



モールディング

サラワク州からのモールディングの主要な輸出先は日本で、2020年には総輸出量 5,828m<sup>3</sup> の 38%を占めた（表 4-3.21）。しかしその割合は 2016 年の 76%よりは大きく減少しており、中国、韓国向け輸出量が大きくなった。

表 4-3. 21 輸出先別モールディング輸出量（m<sup>3</sup>）と金額(RM'000)

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格
日本	3,435	8,025	3,432	8,354	3,512	7,884	2,752	6,241	2118	5,069
韓国	601	1,472	435	1,085	4,089	7,548	2,844	6,425	1,849	4,124
オーストラリア	146	599	101	408	-	-	120	510	94	343
米国	122	159	305	869	117	278	-	-	-	-
台湾	89	334	52	94	361	555	178	294	274	453
南アフリカ	44	138	120	388	206	795	109	427	49	228
シンガポール	43	77	-	-	-	-	-	-	22	58
モルディブ	20	37	-	-	120	542	35	155	15	56
セーシェル	5	17	-	-	-	-	-	-	36	113
ブルネイ	5	23	-	-	-	-	-	-	907	10
中国	-	-	1,286	1,282	2,733	2,687	920	1,269	163	283
その他	3	28	25	99	140	525	333	1315	43	157
合計	4,513	10,909	5,756	12,580	11,278	20,814	7,291	16,636	5,568	10,894

出典：STIDC 年次報告書および月次輸出統計

繊維板

サラワク州からの繊維板の主要な輸出先は日本で、2020年には総輸出量18万m<sup>3</sup>の78%を占めた(表4-3.22)。その量も年間13~15万m<sup>3</sup>で変動が少なかった。他の主要な輸出先はフィリピン(11%)、インドネシア(4%)、ベトナム(4%)などであった。

表4-3.22 輸出先別繊維板輸出量(m<sup>3</sup>)と金額(RM'000)

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格
日本	130,690	240,097	135,985	244,796	145,601	250,370	150,316	285,254	135,558	239,322
フィリピン	12,470	16,698	12,418	18,945	20,555	37,717	16,431	29,239	18,840	32,740
インドネシア	6,804	10,635	7,857	12,364	8,382	11,840	9,890	14,104	7,279	10,143
ベトナム	6,787	13,152	6,395	12,418	6,047	12,148	5,324	11,356	6,410	11,952
韓国	3,888	7,270	4,596	8,382	2,633	4,565	2,313	4,504	2,403	3,947
台湾	3,802	7,276	2,649	4,762	2,590	4,827	2,965	5,148	3,973	6,521
インド	2,114	1,172	1,734	2,159	592	793	929	918	136	168
ブルネイ	395	271	97	96	-	-	-	-	271	286
EU	324	904	-	-	-	-	-	-	-	-
中国	166	252	-	-	-	-	-	-	1,309	1,280
パキスタン	-	-	1,291	2,763	-	-	-	-	-	-
その他	65	100	601	1,533	242	194	1	1	3	9
合計	167,505	297,827	173,624	308,220	186,641	322,454	188,169	350,524	175,183	306,360

出典：STIDC 年次報告書および月次輸出統計

パーティクルボード

サラワク州からのパーティクルボードの主要な輸出先はインドネシア（2020年輸出量は総輸出量の34%）、ベトナム（26%）、韓国（16%）、フィリピン（15%）などであった（表4-3.23）。2020年の日本向け輸出量は2,511m<sup>3</sup>で、全輸出量の9%を占め、2016年～2020年の期間に大きな変動はなかった。

表 4-3. 23 輸出先別パーティクルボード輸出量（m<sup>3</sup>）と金額(RM'000)

輸出先	2016		2017		2018		2019		2020	
	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格	量	FOB 価格
ベトナム	26,693	16,190	22,494	14,877	16,506	10,217	11,458	7,332	7,093	4,509
インドネシア	16,497	9,661	20,047	13,111	16,014	9,877	16,376	9,643	9,373	6,622
フィリピン	9,902	5,557	7,223	4,515	13,076	9,471	12,896	9,375	4,164	3,230
韓国	9,046	5,634	10,143	7,225	5,486	3,750	3,786	2,524	4,345	2,792
バングラデシュ	5,947	3,410	2,507	1,510	1,006	588	-	-		
インド	5,615	3,062	217	141	-	-	536	231		
日本	1,736	1,040	2,036	1,355	3,711	2,669	3,397	2,454	2,511	1,863
中国	1,132	636	900	598	-	-	-	-	36	28
スリランカ	862	491	-	-	-	-	-	-		
ブルネイ	653	327	343	207	-	-	-	-		
その他	430	239	396	242	72	52	15	15	110	70
合計	78,514	46,247	66,308	43,779	55,871	36,624	48,463	31,573	27,635	19,115

出典：STIDC 年次報告書および月次輸出統計

#### 4-3-6 付属資料

付属資料1 サラワク森林局からのサラワク木材合法性保証システム (STLVS) 原則 1~4 遵守の  
の認証



独立した監査機関（Global Forestry Service 社）による第三者監査に基づいて発行されたもの。  
この証明書は事業者のシステムが STLVS に則っていることを示すもので、個々の商品の合法性  
を示すものではないことに注意が必要。

付属資料 2 サラワク木材産業開発公社（STIDC）からのサラワク木材合法性保証システム（STLVS）原則 5～6 遵守の認証

The image shows a 'STLVS Certificate of Compliance' form. The form is titled 'STLVS Certificate of Compliance For Principle 5 (Mill Operations) & Principle 6 (Trade & Customs)'. It features the logos of the Sarawak Government and PUSAKA. The text on the form includes: 'This is to certify that', 'Sarawak, Malaysia', 'Has been audited and demonstrated compliance to the standard requirements of the Sarawak Timber Legality Verification System (STLVS), based on the assessment conducted by', 'on \_\_\_\_\_ reported in Document \_\_\_\_\_', and a list of fields: 'Certificate No. : STIDC/STLVS/P5P6/', 'Mill License (where applicable) :', 'Date Issued :', 'Expiry of Certificate :', and 'Location :'. At the bottom, it says 'Serial No. : 0001' and 'GENERAL MANAGER SARAWAK TIMBER INDUSTRY DEVELOPMENT CORPORATION'. Three red arrows point from text boxes on the right to specific parts of the form: the first points to the 'Sarawak, Malaysia' line, the second points to the 'on \_\_\_\_\_ reported in Document \_\_\_\_\_' line, and the third points to the 'Certificate No.' field.

認証事業者名、住所

第三者監査機関の名称、監査報告番号

木材加工工場ライセンス番号

第三者監査機関の監査報告

この証明書は事業者のシステムが STLVS に則っていることを示すもので、個々の商品の合法性を示すものではないことに注意が必要。

付属資料3 第三者監査機関である Global Foresry Service 社からの STLVS 原則 1-6 の遵守証明書

**STATEMENT OF COMPLIANCE**

for

[REDACTED]


[REDACTED] has demonstrated compliance with the STLVS Principles 5-6 Chain of Custody requirements of Sarawak Legality Standard (STLVS Pt-6 v02 Jan 2019) based on the desk assessment conducted in August 2021 reported in document GFS 074-008. This statement serves to define the due diligence requirements for legal compliance with Sarawak regulations related to timber processing trade and export of wood products. The timber products identified as part of the Sarawak Timber Legality Verification System are classified as STLVS Verified Legal (VL). The GFS Wood Tracking Program supports the due diligence requirements of international legal regulations regarding the trade of timber and wood products such as the EUTR, USA Lacey Act, Australian Bill on Illegal Logging and Japan Green Purchasing Act (Goho wood).

Product Schedule: Plywood  
 Species: Plantation logs – Acacia spp. & Eucalyptus spp.  
 Legal Status: Verified Legal (VL) - STLVS Verified  
 Origin of Material: Sarawak – Malaysia

The validity of this Statement of Compliance will be dependent upon the ability of **Saming Plywood (Miri)** to demonstrate continual compliance with the Sarawak Timber Legality Standard as monitored by Global Forestry Services. Summary legal verification reports and audit statement shall be posted on the client database ([www.gfsinc.biz](http://www.gfsinc.biz)).

**GLOBAL FORESTRY SERVICES  
WOOD TRACKING PROGRAM**

Statement Number : GFS 074 WTP  
 Issuance Date : 01 September 2021  
 Expiration Date : 31 August 2022

Global Forestry Services  
  
 Kevin T. Gracie PhD  
 Director

**GFS**

The assessment, or audit the statement is based, was made in good faith by evaluating representative samples of the organization's operations and activities in relation to the STLVS Pt-6 of the Sarawak Legality Standard. This document does not constitute any approval or guarantee of the quality of any products sold by the named organization and Global Forestry Services accepts no liability in respect thereof. This statement remains the property of Global Forestry Services and must be returned upon request.

Document Control			
GFS-FG064-006-STLVS-3.5	Title: STLVS Audit Statement P5-01	Issue: 08	Date: 01 Feb 2020
<small>Intellectual property of Global Forestry Services (USA) Inc. - GFS</small>			

この証明書は事業者のシステムが STLVS に則っていることを示すもので、個々の商品の合法性を示すものではないことに注意が必要。



この証明書は事業者のシステムが STLVS に則っていることを示すもので、個々の商品の合法性を示すものではないことに注意が必要。

#### 4-4 マレーシア（半島部）

##### 4-4-1 概要

半島マレーシアの面積は 1,322 万 ha で、日本の国土面積のほぼ 1/3 である。2020 年の森林被覆面積は 569 万 ha<sup>1</sup>で、森林被覆率は 43%であった。森林は半島中央部に広く分布し、中央部の Kelantan 州、Pahang 州、Perak 州及び Terengganu 州は半島全体の森林面積の 79%を占めている（表 4-4.1）。森林面積は 2016 年から 2020 年の間に約 7%（37 万 ha）増加した。

表 4-4.1 各州の森林被覆面積（ha）

州	2016	2017	2018	2019	2020
Johor	449,212Z	447,753	447,753	442,884	442,884
Kedah	342,431	342,431	342,431	344,945	344,945
Kelantan	812,196	810,415	810,415	767,203	767,203
Melaka	5,385	5,366	5,448	5,448	5,448
Negeri Sembilan	158,089	158,089	157,964	157,907	157,907
Pahang	2,056,678	2,056,696	2,056,695	2,052,682	2,015,936
Perak	1,021,780	1,020,178	1,013,479	1,092,035	1,010,570
Perlis	11,532	11,532	11,538	11,545	11,546
Pulau Pinang	7,761	7,761	7,752	7,752	7,752
Selangor	250,860	250,860	251,489	251,689	251,721
Terengganu	655,390	652,918	651,248	676,823	676,823
Kuala Lumpur（連邦直轄領）	2,049	2,049	2,049	2,049	2,049
合計	5,324,151	5,766,048	5,758,261	5,812,962	5,694,784

出典：半島マレーシア林業省年次報告

2020 年現在、半島マレーシアでは 570 万 ha が「森林」として管理されている。これには 481 万 ha の永久林（Permanent Reserved Forest: PRF）、9 万 ha の永久林予定地（Proposed Reserved Forest）が含まれる。永久林（PRF）はさらに 4 つのカテゴリー、内陸林（Inland Forests, 434 万 ha）、泥炭湿地林（Peat Swamp Forests, 25 万 ha）、マングローブ林（Mangrove Forests, 9 万 ha）、プランテーション林（Plantation Forests, 12 万 ha）に分類されている<sup>2</sup>。機能面では、永久林（PRF）のうち、297 万 ha が伐採許可証の発給が可能な生産林（Production Forest）に、184 万 ha が保護林（Protection Forest）に指定されている。保護林の内訳は水源林（Water Catchment Forest, 105 万 ha）、土壌保護林（Soil Protection Forest, 54 万 ha）、森林国立公園（Forest State Park, 33 万 ha）などである。

また 28 万 ha は開発が可能な州有林（State Land Forest）になっており、51 万 ha は野生生物保護林公園（Wildlife Forest Parks）として保護されている。

<sup>1</sup> <https://www.forestry.gov.my/my/pusat-sumber/2016-06-07-03-12-29>

<sup>2</sup> 1984 年国家林業法（National Forestry Act 1984）に基づく



## 天然林の皆伐

半島マレーシアにおいては、林業以外の経済活動を目的とした天然林の皆伐が続いている。大部分は州有地（State Land）内の森林が対象となっているが、永久林（PRF）の一部が解除されて州有地となり、開発される場合もある。最近の例は以下の通りである。

- Bukit Ibam 永久林内の 8,499 ha が、オイルパーム農園開発のために解除された。
- Kuala Langat North 永久林内の 931 ha の森林が、複合開発プロジェクトのために解除された。
- クランタン州の Balah 永久林の 108 ha は解除されて「スルタン所有地」となり、その後、オイルパーム農園造成のために伐採された。

また以下のように、永久林の解除が行われていないにも関わらず開発されたケースも存在する。

- ジョホール州の Sungai Pulai 永久林内に、800 ha のゴルフリゾートが建設された。
- セランゴール州の Bukit Cherakah 永久林の中に住宅地が造成された。
- ジョホール州の Ulu Sedili 永久林内の 35,223 ha が人工林造成のために伐採された。

## 4-4-2 森林の伐採段階および木材の流通段階における法令

### 4-4-2-1 関連政府機関

森林へのアクセス、伐採、輸送、加工、木材製品の取引に関する法的権限を持つ主要な機関はマレーシア木材産業局 (Malaysian Timber Industry Board: MTIB) と半島マレーシア林業局 (Forestry Department Peninsular Malaysia: FDPM) であり、半島部各州の林業局 (State Forestry Departments: SFD) は FDPM の一部となっている。

また以下の機関がマレーシア木材合法性保証システム (Malaysian Timber Legality Assurance System: MyTLAS) の実施・ライセンス発行機関となっている。

- マレーシア木材産業局 (MTIB)
- 州林業局 (SFD)
- 環境局 (Department of Environment: DoE)
- 労働安全衛生局 (Department of Occupational Safety and Health: DOSH)
- 労働局 (Department of Labor: DoL)
- 社会保障機構 (Social Security Organization: SOCSO)
- マレーシア王立税関 (Royal Malaysian Custom: RMC)
- 農業局 (Department of Agriculture: DoA)

### MyTALS 実施機関調整委員会 MyTLAS Implementing Agency Coordination Committee (IACC)

マレーシア木材合法性保証システム (MyTLAS) の執行のため、関連する全ての実施機関で構成する MyTALS 実施機関調整委員会 (IACC) が 2013 年に設立された。IACC は定期的な会合を持ち、実施機関の活動の調整、監視、報告の検討、違反行為に対する是正措置やその他必要な措置の提案を行っている。

### TLAS アドバイザリーグループ TLAS Advisory Group (TAG)

また MyTLAS の透明性やガバナンスの向上のため、TLAS アドバイザリーグループ (TAG) が 2013 年に設立された。市民社会、事業者、専門家、MyTLAS への主要な政府機関の代表がメンバ

ーとなっている。TAGは6カ月ごと、必要に応じてはそれ以上の頻度で会合を行い、IACCからの報告に対する議論を実施している。その報告はMyTLASの全体的な実施状況（違反行為、是正措置の必要などを含む）、ステークホルダーからの懸念やフィードバックへの対応、第三者監査人による年次報告書、実施機関の執行活動などを含む。

#### 4-4-2-2 法的枠組

##### 4-4-2-2-1 政策

#### 2021年半島マレーシア林業政策 Peninsular Malaysia Forestry Policy 2021

2021年に公開されたマレーシア林業政策（Dasar Perhutan Malaysia）<sup>3</sup>のうち、15～66ページが半島マレーシアの林業政策となっている。この政策には、10の目的、9の方針、27の戦略が含まれている。政策の根拠としては、国家の持続可能な開発の一部として、持続可能な森林管理の必要性が言及されている。政策には、国土の50%を森林（forest）と樹木の被覆（tree cover）として維持するという国家目標に沿って、半島マレーシアにおいても森林と樹木の被覆を維持・増加させる戦略が含まれている。ただし森林と樹木の被覆をどの程度の割合とするか、半島マレーシアの国土のうち森林や樹木の被覆として維持すべき割合はどれぐらいかなどの詳細は明記されていない。

#### 2021年国家空間計画 National Physical Plan 2021

2021年の国家空間計画審議会で承認された国家空間計画（National Physical Plan）<sup>4</sup>では、半島マレーシアの森林被覆率を現在の43%から2040年に50%まで回復させるという目標が掲げられている。

##### 4-4-2-2-2 法令等

2017年以降、半島マレーシア林業局長官が発行する以下のような通達（circular）によって木材の合法性に関連する行政手続きの変更が行われた<sup>5</sup>。しかし合法性の確認に影響するような制度変更はなかった。

- 半島マレーシアの州のための泥炭湿地林管理計画準備のためのガイドライン KPPSM Circular No. 1 Year 2018 - Guidelines for Preparation of Peat Swamp Forest Management Plans for States in Peninsular Malaysia
- 半島マレーシア林業局における森林監視員サービススキームのための特別試験シラバス KPPSM Circular No. 2 Year 2018 - Special Examination Syllabus for Operations Assistants and Civil Assistants to Enter Forest Invigilator Service Scheme Grade G19 in Forestry Department of Peninsular Malaysia
- 半島マレーシア林業局の地理空間データ情報共有と普及に関する方針 KPPSM Circular No 3 of 2018 - Geospatial Data Information Sharing and Dissemination Policy of Forestry Department of Peninsular Malaysia

<sup>3</sup> <https://www.mybis.gov.my/pd/403>

<sup>4</sup> PLANMalaysia (2021) National Physical Plan 4, October 2021 <[myplan.planmalaysia.gov.my](http://myplan.planmalaysia.gov.my)>

<sup>5</sup><https://www.forestry.gov.my/my/pusat-sumber/pekeliling> [http://trgforestry.terengganu.gov.my/index.php?option=com\\_content&view=article&id=65&Itemid=297&lang=my](http://trgforestry.terengganu.gov.my/index.php?option=com_content&view=article&id=65&Itemid=297&lang=my)

- 半島マレーシアの州林業局による押収品処分のガイドライン KPPSM Circular No 1 of 2019 - Guidelines for Forfeiture and Disposal of Seized Goods [Transport Equipment (Land)] by State Forestry Departments in Peninsular Malaysia.
- DNA による木材同定分析のための森林犯罪現場での木材サンプル採取の手順について KPPSM Circular No.1 of 2020 - Procedure for Collection of Wood Samples at Forest Offense Scenes for Analysis of Wood Identification by the Deoxyribonucleic Acid (DNA) Method
- 調査手順 KPPSM Circular No.2 of 2020 - Investigation Procedures
- 訴訟ハンドリング手順 KPPSM Circular No.3 of 2020 - Case-handling Procedures。
- 木材の積み込みと輸送に関するガイドライン KPPSM Circular No.4 of 2020 - Guidelines for Loading and Transporting Timber
- 半島マレーシア林業局が主催する研修運営計画の実施に関するガイドライン KPPSM Circular No.5 of 2020 - Guidelines for the Implementation of the Training Operational Plan Organized by the Forestry Department of Peninsular Malaysia<sup>6</sup>
- 半島マレーシア林業局における試験実施に関するガイドライン KPPSM Circular No.6 of 2020 - Guidelines for Implement Examinations in Forestry Department of Peninsular Malaysia<sup>7</sup>。
- 半島マレーシア林業局のフォレストレンジャー林業証明書 (SPRH) およびフォレストレンジャー林業証明書 (SPPH) コースの管理ガイドライン KPPSM Circular No.7 of 2020 - Management Guidelines for the Forest Ranger Forestry Certificate (SPRH) and Forest Ranger Forestry Certificate (SPPH) Course of the Forestry Department of Peninsular Malaysia<sup>8</sup>
- 年間許容伐採量 (CTT) の決定とモニタリング作業プロセス KPPSM Circular No.8 of 2020 - Determination of Annual Allowable Cut (CTT) and Monitoring Work Process<sup>9</sup>
- 永久保留林および国有地からのマイナー森林生産物の申請手続き KPPSM Circular No.9 of 2020 - Procedures for Applying for Minor Forest Produce from Permanent Reserved Forest and Government Land
- 譲渡地 (Alienated Land) からの主要な森林生産物の譲渡申請手続き KPPSM Circular No.10 of 2020 - Procedures for Applying for the Transfer of Major Forest Produce from Alienated Land
- 永久保留林と国有地からの主要な森林生産物の申請手続き KPPSM Circular No. 11 of 2020 - Procedures for Applying for Major Forest Produce from Permanent Reserved Forest and State Land
- 林業局による境界標示の手続き KPPSM Circular No. 12 of 2020 - Boundary Marking Procedures by the Forestry Department
- 契約作業又はライセンス所有の調査者が境界をマーキングするための手順 KPPSM Circular No. 13 of 2020 - Procedures for Marking the Boundaries of Contract Work or Licensed Surveyors
- 林業局による樹木のマーキングの手順 KPPSM Circular No. 14 of 2020 - Procedures for Tree Marking by the Forestry Department

<sup>6</sup> [http://trgforestry.terengganu.gov.my/images/pekeliling/pekeliling\\_2020\\_23.pdf](http://trgforestry.terengganu.gov.my/images/pekeliling/pekeliling_2020_23.pdf)

<sup>7</sup> [http://trgforestry.terengganu.gov.my/images/pekeliling/pekeliling\\_2020\\_22.pdf](http://trgforestry.terengganu.gov.my/images/pekeliling/pekeliling_2020_22.pdf)

<sup>8</sup> [http://trgforestry.terengganu.gov.my/images/pekeliling/pekeliling\\_2020\\_21.pdf](http://trgforestry.terengganu.gov.my/images/pekeliling/pekeliling_2020_21.pdf)

<sup>9</sup> [http://trgforestry.terengganu.gov.my/images/pekeliling/pekeliling\\_2020\\_20.pdf](http://trgforestry.terengganu.gov.my/images/pekeliling/pekeliling_2020_20.pdf)

- ライセンシーによる契約による樹木のマーキングの手順 KPPSM Circular No. 15 of 2020 - Procedures for Tree Marking by Licensee by Contract
- 契約による樹木マーキングに関する手続き（見積書） KPPSM Circular No. 16 of 2020 - Procedures for Tree Marking by Contract (Quotation)
- 林業局による伐採前インベントリーおよび伐採制限の決定に関する手順 KPPSM Circular No. 17 of 2020 - Procedures for Pre-Felling Inventory by the Forestry Department and Determination of Felling Limits
- 契約によるライセンシーによる伐採前のインベントリー作成と伐採制限の決定手順 KPPSM Circular No. 18 of 2020 - Procedures for Pre-Felling Inventory by Licensees by Contract and Determination of Felling Limits
- 契約（見積もり）による伐採前インベントリーの手順と伐採制限の決定 KPPSM Circular No. 19 of 2020 - Procedures for Pre-Felling Inventory by Contract (Quotation) and Determination of Felling Limits
- 永久保留林、国有地、譲渡地からの収入監視の手順 KPPSM Circular No. 20 of 2020 - Procedures for Monitoring Revenue from Permanent Reserved Forest, State Land and Alienated Land<sup>10</sup>
- PRF、国有地、譲渡地に関する閉鎖報告手続き KPPSM Circular No. 21 of 2020 - Closing Report Procedures on PRF, State Land and Alienated Land
- 森林検査所における税額査定のための手続き KPPSM Circular No. 22 of 2020 - Procedures for Tax Assessment at Forest Inspection Stations
- 林業局による伐採後のインベントリーおよび育林処理の決定に関する手順 KPPSM Circular No. 23 of 2020 - Procedures for Post-Felling Inventory by the Forestry Department and the Determination of Silviculture Treatment
- コントラクターによる伐採後のインベントリーに関する手順 KPPSM Circular No. 24 of 2020 - Procedures for Post-Felling Inventory by Contract
- 林野庁による農作物充実のための手続き KPPSM Circular No. 25 Year 2020 - PKP No. 25 2020 Procedures for Crop Enrichment by the Forestry Department
- 契約による作物肥育の手順 KPPSM Circular No. 26 of 2020 - PKP No. 26 2020 Procedures for Crop Enrichment by Contract
- 部門別作物間伐の手続き KPPSM Circular No. 27 of 2020 - PKP No. 27 2020 Procedures for Crop Thinning by Department<sup>11</sup>
- 半島マレーシア林業局林業研修部（BLP）林業研修所（FORTRAIN）への研修生の受け入れに関するガイドライン 対面式教育・学習（PdP）の実施 KPPSM Circular No. 2 of 2021 - Guidelines for Admission of Trainees to the Forestry Training Institute (FORTRAIN), Forestry Training Division (BLP), Peninsular Malaysia Forestry Department for Face-to-Face Teaching and Learning (PdP)
- 半島マレーシア林業局森林検査所（BPH）の管理・運営に関する指針 KPPSM Circular No. 1 of 2022 - Guidelines for the Management and Operation of Forest Inspection Stations (BPH) of the Forestry Department of Peninsular Malaysia

<sup>10</sup>[http://trgforestry.terengganu.gov.my/images/pekeiling/pekeiling\\_2020\\_8.pdf](http://trgforestry.terengganu.gov.my/images/pekeiling/pekeiling_2020_8.pdf)

<sup>11</sup> [http://trgforestry.terengganu.gov.my/images/pekeiling/pekeiling\\_2020\\_1.pdf](http://trgforestry.terengganu.gov.my/images/pekeiling/pekeiling_2020_1.pdf)

#### 4-4-2-3 法規制の実施

##### 4-4-2-3-1 伐採許可

半島マレーシアにおける商業的な木材生産の許可は 1984 年国家林業法 (National Forestry Act 1984) <sup>12</sup>で規定されている。永久林 (PRF) および州有地 (State land) の森林での森林伐採には、1984 年国家林業法の Form 1 による森林産物採取ライセンス (Licence to take Forest Product) の取得が要求され、譲渡地 (Allinated land) の森林からの木材生産には、伐採許可は必要とせず、Form 5 による移動ライセンス (Removal Licence) の取得が必要となる。

##### 4-4-2-3-2 マレーシア木材合法性保証システム (MyTLAS)

マレーシア木材合法性保証システム (Malaysian Timber Legality Assurance System: MyTLAS) は、EU との森林法施行・ガバナンス・貿易行動計画 (Forest Law Enforcement, Governance and Trade: FLEGT) における自主的・二国間合意 (VPA) のための交渉に基づいて 2006 年に構築が始められた。VPA 交渉自体は 2010 年に保留となったが、マレーシア政府は独力で合法性保証システムの構築を継続し、2013 年に MyTLAS としてスタートした。EU 向け輸出事業者は MyTLAS の認証を受けることが義務化されているが、他の事業者は任意である。

MyTLAS では合法性を証明するための適用法が以下の 6 つの原則 (Principle) に整理されている。各原則はそれぞれ 1 ないし複数の基準 (Criterion) を持ち、責任省庁も特定されている。一つの基準には監査用の検証表 (verification tables) が 1 つ設定され、指標 (indicator) がリストされている。各プロセスの詳細は H28 年度報告書 <sup>13</sup>で報告されている。

- 原則 1 伐採権 (Right of Harvest)
- 原則 2 林内作業 (Forest Operation)
- 原則 3 徴税 (Statutory Charge)
- 原則 4 他者の権利 (Other User's Right)
- 原則 5 工場の操業 (Mill Operations)
- 原則 6 貿易と関税 (Trade and Customs)

基準 (Criterion) / 検証表 (verification tables) の数は元々 28 だったが、現在 24 となっている (表 4-4.2)。H28 年度報告書と比較すると、現在の体系では、以下のように修正された。これらは何らかの法令の修正を伴うものではない。

- 2 つの基準に分かれていた木材生産管理 (Control of Timber Production) を 1 つに統合
- コミュニティの利益 (Community benefits)、二次加工工場の工場ライセンスの発行および操業条件 (Issulance of mill licence/approval and conditions for operation (secondary processing mills)) の基準を追加
- サラワク州産材の基準を撤廃

<sup>12</sup> [https://www.forestry.gov.my/images/JPSM/wargaperhutanan/AktaAPN\\_en.pdf](https://www.forestry.gov.my/images/JPSM/wargaperhutanan/AktaAPN_en.pdf)

<sup>13</sup> 平成 28 年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国情報収集事業報告書<<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/mys/29report-mys.pdf>>

表 4-4. 2 MyTLAS の原則と基準の詳細

PRINCIPLE	CRITERION	RESPONSIBLE AUTHORITIES
P1 Right to harvest	C1: Approval of harvesting area by State Authority	State Authority/ State FD
	C2: Issuance of harvesting licence	State Forestry Department
	C3: Consent by owner to remove logs and wood residues from rubber smallholding/estate	
	C4: EIA requirements	Department of Environmental
	C5: EIA requirements (rubber estate)	
	C6: Plan preparation and registration of classification mark	State Forestry Department
P2 Forest operations	C7: Area demarcation	
	C8: Pre-F inventory	
	C9: Pre-removal assessment	
	C10: Tree marking	
	C11: Control of timber production	
	C12: Log transportation	
	C13: Worker safety and health	DOSH / DoL / SOCSO
P3 Statutory charges	C14: Royalty and fees	State Forestry Department
P4 Other users' rights	C15: User rights by Aborigines	
	C16: Community benefits	
P5 Mill operations	C17: Issuance of mill licence and conditions for operation	
	C18: Issuance of mill licence/approvals and conditions for operation (secondary processing mills)	
	C19: Issuance of mobile sawmill/chipper licence	
	C20: Worker safety and health	DOSH/ DoL/ SOCSO
P6 Trade and customs	C21: Registration of company/person for export	MTIB
	C22: Export regulations	MTIB / Customs
	C23: Import regulations	MTIB/ Customs / DoA
	C24: Transportation of imported logs	State Forestry Department

出典：マレーシア木材産業局（MTIB）

### コミュニティの利益

コミュニティの利益（Community benefits）は、1984年国家林業法に基づく以下のプロセスが満たされているか検証するものである。

- (a) 州林業局は通常、ライセンス／許可証と使用料の支払いにより、永久林内で非木材森林産物を収集するコミュニティの参入を許可している。
- (b) 州林業局は商業目的の非木材林産物伐採の申請を評価し、該当する場合、州当局の検討のため推薦書を提出する。
- (c) 州林業局は申請者に承認を通知し、その写しを地方森林事務所（District Forest Office: DFO）に送る。
- (d) 州林業局は、関係当局が認定した先住民の取水地点が伐採活動中に攪乱されないようにする。

### サラワク材の輸入手続き

サラワク木材の合法性検証スキーム（STLVS）の実施に伴い、2019年からサラワク産の木材はMyTLASスキームの下で合法的な供給源と見なされることになった。この結果前述のように、MyTLASの基準（Criterion）／検証表（verification tables）が1つ削除された。税関はサラワク産材とサバ産材、半島マレーシア産材を分別しないので、マレーシア木材産業局（MTIB）が管理するのが難しいというのもその理由の一つであるとのことであった（2022年MTIBヒアリング）。なおサラワクから半島マレーシアへの輸入は少量の合板で、ほとんど国内消費されているとのことであった。

### MyTLASの対象物品の拡大

2021年10月より、MyTLASの対象が拡張され、パーティクルボードと繊維板も加えられた。この結果、MyTLASが対象とする品目は以下の通りとなった。また対象は永久林（PRF）、州有地、

譲渡地 (Alienated Land) で生産された天然木、植林木、ゴム廃材<sup>14</sup>、また輸入された木材・木材製品を含む。

- HS4401 木質ペレット
- HS4403 丸太
- HS4406 枕木
- HS4407 製材品
- HS4408 単板
- HS4409 モールディング
- HS4410 パーティクルボード
- HS4411 繊維板
- HS4412 合板
- HS4414 木製枠
- HS4418 建具
- HS9403/30/40/50/60/90 木質家具

### MyTLAS の監査

MyTLAS の実施の監査のためのガイドラインとチェックリストが独立コンサルタントによって作成された。このガイドラインとチェックリストは MyTLAS の遵守状況に関する第三者機関による毎年の監査で活用されている。

MyTLAS 全体およびその実施機関は毎年のように内部監査を行っているが、MyTALS の執行体制に対する第三者監査が 2013 年に第 1 回、2021 年に第 2 回実施された (SIRIM が実施)。その報告を基に各実施機関が是正措置を取っている。

なお MyTLAS には個別の事業者の遵守状況に対する第三者監査制度は存在しない。

### EU 以外への MyTLAS 証書の発行

2013 年の MyTLAS 導入以来、EU 向け木材・木材製品については MyTLAS 証書 (Certificate) を取得することが義務化されており、無料で発行されている。MyTLAS が導入された 2013 年 2 月から 2021 年 12 月までの約 9 年間で、94,758 通の MyTLAS 証書 (付属資料 2～5) が発行された。一方他国へは輸出ライセンス (Export Licence、付属資料 1) のみで輸出がなされていた。

しかし米国、韓国、インドネシアなど輸入材に関するデューデリジェンスを求める国々からの要求があり、2022 年 1 月 1 日から、EU 以外の国向けの木材・木材製品についても、請求があれば有料 (1 枚 10 リンギット) で MyTLAS 証書を発行することに制度変更された。この結果日本の事業者も半島マレーシアからの木材輸入の際に MyTLAS 証書を請求することが可能になった。なお新しい MyTLAS の申請手順は 2020 年 3 月末にマレーシア木材産業局のウェブサイトで公開予定とのことであった。

<sup>14</sup> マレーシア国内で製造される家具の 8 割はゴム廃材で製造されるので重要とのことであった (2022 年 2 月 MTIB ヒアリング)

#### 4-4-2-3-3 輸入ライセンス

以前は丸太 (HS コード 4403)、製材 (4407)、合板 (4412) についてのみ、マレーシア木材産業局 (MTIB) から輸入ライセンス (Import Licence) を取得することが求められていた。しかし 2021 年 10 月 1 日からパーティクルボード (4410)、繊維板 (4411) についても輸入ライセンスが要求されるようになった。これはマレーシア木材産業局 (MTIB) の「パネル製品からのホルムアルデヒド放出量に関する規則 (Rules of Formaldehyde Release Level from Panel - Based Products)」に基づくもので、2022 年中葉から完全に執行される。

2017 年から、輸入ライセンスを取得する際に輸入先の事業者からの合法性に関する書類の提出も要求されるようになった。合法性の証拠として使用が可能な書類は、以下の 6 種類が指定されている。

- FLEGT ライセンス (現在はインドネシア材のみ)
- 森林認証 (PEFC、MTCS 等)
- 自主的な合法性スキームの認証
- 関連する公認の機関／団体／協会が発行する合法性文書
- 権限ある第三者によって認められた自己宣言書
- 輸出国の税関申告書のコピー

また 2008 年絶滅危惧種の国際取引に関する法律 (International Trade in Endangered Species Act 2008)<sup>15</sup> の第 3 条に記載されている絶滅危惧樹木種を輸入する場合は、輸出国からのワシントン条約 (CITES) 輸出許可証も合法性の証拠書類として認められる。

<sup>15</sup> [https://cites.org/sites/default/files/projects/NLP/Malaysia\\_wildlife\\_Act686-5\\_8\\_2014.pdf](https://cites.org/sites/default/files/projects/NLP/Malaysia_wildlife_Act686-5_8_2014.pdf)



#### 4-4-3 森林認証

半島マレーシアでは現在、9つの認証林がある。7つは PEFC/MTCS 認証<sup>16</sup>によるもので、半島マレーシアの11州のうち、7州の森林管理区（Forest Management Unit: FMU）が取得している（表4-4.3）。これらは全て永久林（PRF）である。各州のFMUのうち、クランタン州とジョホール州のFMUは2016年に認証が停止され、クランタン州FMUは現在でも認証を回復できていない<sup>17</sup>が、ジョホール州FMUは2020年7月3日に認証を回復した<sup>18</sup>。なお半島マレーシアに人工林管理区（Forest Plantation Management Unit: FPMU）の認証林は存在しない。また2つの認証林はFSC認証によるものである（表4-4.4）。これらの認証林は森林管理計画（Forest Management Plan: FMP）を持ち、認証機関からの監査を受けている。

また半島マレーシアでは、37事業者がPEFC/MTCS CoC認証を、197事業者がFSC CoC認証を取得している。

表 4-4.3 半島マレーシアの PEFC/MTCS 認証林

森林管理区	認証の期限	面積 (ha)
Johor FMU	2-Jul-2025	285,292.87
Negeri Sembilan FMU	28-Dec-2023	155,548.68
Pahang FMU	31-May-2024	1,504,407.35
Perak FMU	31-May-2024	987,675.83
Selangor FMU	31-May-2024	238,747.00
Terengganu FMU	31-Mar-2024	540,308.80
Kedah FMU	30-Sep-2026	314,976.00
合計		4,053,956.53

出典：MTCC<<https://mtcc.com.my/certified-forests/>>

表 4-4.4 半島マレーシアの FSC 認証林

事業者名	面積(ha)
Kumpulan Pengurusan Kayu Kayan Terengganu Sdn. Bhd. (KPKKT)	124,071
Asrama Raya Sdn Bhd	10,000

出典：FSC<<https://info.fsc.org/certificate.php#result>>

<sup>16</sup> PEFC と相互承認を受けている MTCS (Malaysian Timber Certification Scheme) 認証

<sup>17</sup> <https://mtcc.com.my/suspension-of-forest-management-certificate-for-kelantan-state-fmu/>

<sup>18</sup> <https://mtcc.com.my/johor-fmu-and-sapulut-fpmu-awarded-mtcs-certification/>

#### 4-4-4 リスク情報

##### 4-4-4-1 概要

半島マレーシアの各州政府は違法伐採に関する取り締まりを強化している。2017年、マレーシア汚職防止委員会はトレンガヌ州で違法伐採の取り締まりに乗り出し、4人を逮捕した<sup>19</sup>。2021年、パハン州林業局は取締りを行い、2件の違法伐採で計59本の丸太を押収した<sup>20</sup>。クランタン州林業局は、2015年から2020年にかけて、州内の37の永久林のうち15で違法伐採が行われたと報告した（2020年だけで27件報告されている）<sup>21</sup>。2019年には、ジョホール州の州議会議員が、同州が違法伐採により「数億リングット」の損失を被っているとの疑惑を表明した<sup>22</sup>。2020年に発表された調査では、半島マレーシアにおける違法伐採の一因は「取締施設・設備の不足」とされた<sup>23</sup>。

また社会的企業であるNEPCon（現在のPreferred by Nature）は、半島マレーシアからの木材の合法性に関するリスクについて、2017年8月に報告書を出している<sup>24</sup>。その報告書では以下のようリスクが指摘されている。

- 土地交付が不正に授与されている
- 慣習地が慣習地として公示されていないため、保有権紛争が発生している
- コンセッションライセンスが不正に授与されている
- 譲渡地のゴムプランテーションからの木材が正しいライセンスを持っていない

##### 4-4-4-2 先住民族の権利

半島マレーシアのオラン・アスリ（先住民）に関連するいくつかの訴訟がある。著名な3つの事件は、ペラ州とクランタン州のオラン・アスリの Temiar グループに関連するものである。2019年、ペラ州の Kampung Cunex の人々は、自分たちの村の近くで伐採を止めるために伐採道路の封鎖を行った。2020年、ペラ州の Kampung Ong Jangking の村は、伐採の影響について裁判に訴えた<sup>25</sup>。2021年、クランタン州の Kampung Kelaik の村人が伐採を止めるために裁判を起こした<sup>26</sup>。これらの争議はMTCS/PEFC認証林の中でも発生している。

##### 4-4-4-3 労働者の権利

前述のNEPConの報告書では、半島マレーシアの木材産業において、労働者の権利が侵害されているリスクが指摘されている。特に、安全衛生要件（保護具など）の違反、法定最低賃金より低い賃金、基準以下の生活条件、長時間労働、保険未加入、不当解雇などにより移民労働者の権利が侵害されるリスクが指摘されている。

19 <https://www.nst.com.my/news/crime-courts/2017/09/278894/four-arrested-macc-crackdown-illegal-logging>

20 <https://www.malaymail.com/news/malaysia/2021/02/13/report-pahang-forestry-dept-foils-illegal-logging-worth-rm400k-in-temerloh/1949396>

21 [malaymail.com/news/malaysia/2020/12/07/illegal-logging-detected-in-16-kelantan-forest-reserves/1929666](https://www.malaymail.com/news/malaysia/2020/12/07/illegal-logging-detected-in-16-kelantan-forest-reserves/1929666)

22 <https://www.thestar.com.my/metro/metro-news/2019/05/16/stop-the-logging/>

23 Journal of Nusantara Studies 2020, Vol 5(2) 86-102 [https://ijafp.com/wp-content/uploads/2018/06/IJAFP6\\_13.pdf](https://ijafp.com/wp-content/uploads/2018/06/IJAFP6_13.pdf)

24 [https://preferredbynature.org/sites/default/files/library/2017-08/NEPCon-TIMBER-Malaysia-Peninsular-Risk-Assessment-EN-V1.1\\_0.pdf](https://preferredbynature.org/sites/default/files/library/2017-08/NEPCon-TIMBER-Malaysia-Peninsular-Risk-Assessment-EN-V1.1_0.pdf)

25 Elroi Yee, 'Logging has destroyed our land, say Orang Asli', The Star (Malaysia), 14 December. <<https://www.thestar.com.my/news/nation/2020/12/14/logging-has-destroyed-our-land-say-orang-asli>>.

26 Suaram (2021), Human Rights Report Malaysia 2021 Overview, Petaling Jaya: Suara Inisiatif Sdn Bhd. <[www.suaram.net](http://www.suaram.net)>.

#### 4-4-5 木材・木材製品の生産と取引に関する状況

##### 4-4-5-1 国内生産

##### 4-4-5-1-1 丸太生産

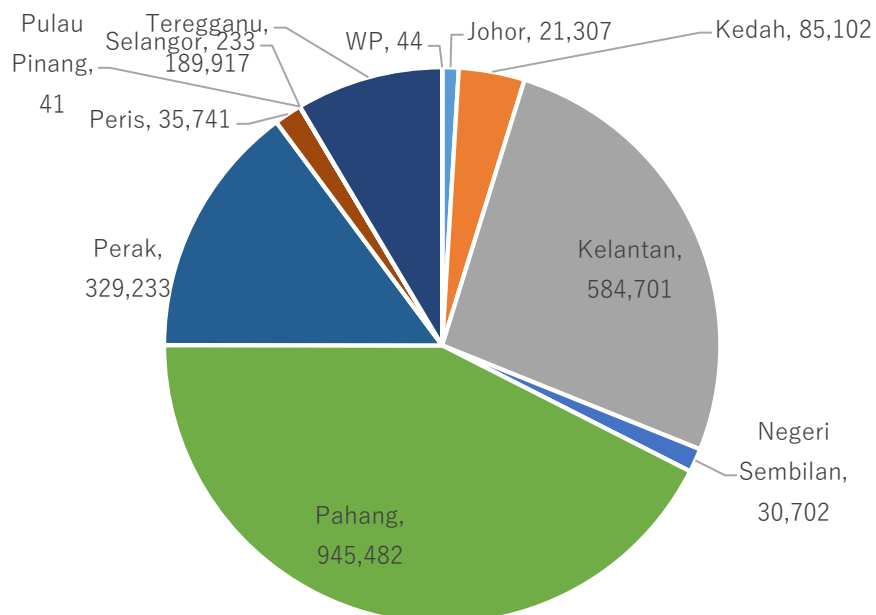
2020年の半島マレーシアの丸太生産量は222万m<sup>3</sup>で、2016年の445万m<sup>3</sup>から50%減少した(表4-4.5)。森林面積が広いKelantan、Pahang、Perak、Terengganuの4州で半島全体の木材生産量の92%を占めた(図4-4.1)。

表4-4.5 半島マレーシアの丸太生産量

	2016	2017	2018	2019	2020
生産量(m <sup>3</sup> )	4,450,784	3,809,185	4,191,245	3,913,306	2,222,503

出典：半島マレーシア林業局. 林業統計 2019年

図4-4.1 2020年半島マレーシアの州別の丸太生産量 (m<sup>3</sup>)



出典：FDPM. Forestry Statistics Peninsular Malaysia Book 2020

土地利用カテゴリーごとに伐採ライセンスが発行された森林面積をみると、2019年は永久林が76%を占めたが、州有地も11%、譲渡地も13%を占めた（表4-4.6）。また天然木丸太生産量で見ると、2019年は85%が永久林から生産されたが、州有地からも7%、譲渡地からも8%生産された（表4-4.8）。

また州別の伐採ライセンス発行面積では Pahang 州（2019年の発行面積の41%）、Kelantan 州（28%）が大部分を占めた（表4-4.7）。Pahang 州では天然林永久林での発行面積が34%を占め、次いで人工林、州有地からの生産量が多かった。Kelantan 州では人工林が70%を占め、譲渡地が続いた。2019年の天然木丸太生産量では Pahang 州が43%、Kelantan 州が30%を占めた。

表 4-4. 6 土地カテゴリーごとの伐採ライセンスが発行された森林面積 (ha)

年	永久林 (PRF)				州有地	譲渡地	合計
	天然林	人工林	その他※	合計			
2016	36,572	28,831	3,784	69,187	15,061	10,683	94,931
2017	35,263	19,938	9,325	64,526	10,627	4,206	79,359
2018	34,833	31,783	3,262	69,878	23,821	12,902	106,601
2019	30,444	21,399	3,660	55,503	8,125	9,555	73,183

※ダム、高圧送電線、ティンバーラテックスクローン (TLC)、鉱業、採石場、ハーバルパーク、植物園、エコツーリズムなどの開発

出典：半島マレーシア林業省 2019 年林業統計

表 4-4. 7 2019 年に伐採ライセンスが発行された土地カテゴリーごとの州別の森林面積 (ha)

州	永久林 (PRF)				州有地	譲渡地	合計
	天然林	人工林	その他※	合計			
Johor	1,036	-	-	1,036	119	373	1,528
Kedah	1,458	311	-	1,769	-	43	1,182
Kelantan	1,858	12,336	-	14,194	257	5,745	20,196
Melaka	-	-	-	-	-	326	326
Negeri Sembilan	1,385	-	-	1,385	-	234	1,619
Pahang	10,314	8,752	2,464	21,530	7,123	1,590	30,243
Perak	8,058	-	-	8,058	395	385	8,838
Perlis	-	-	136	136	-	15	151
Pulau Pinang	-	-	-	-	-	-	-
Selangor	-	-	580	580	89	2	671
Terengganu	6,335	-	480	6,815	142	842	7,799
WPKL	-	-	-	-	-	-	-
合計	30,444	21,399	3,660	55,503	8,125	9,555	73,183

※ダム、高圧送電線、ティンバーラテックスクローン (TLC)、鉱業、採石場、ハーバルパーク、植物園、エコツーリズムなどの開発

出典：半島マレーシア林業省 2019 年林業統計

表 4-4. 8 伐採ライセンスが発行された土地カテゴリーごとの州別の天然木丸太生産量 (m<sup>3</sup>)

州	土地カテゴリー	2016	2017	2018	2019
Johor	PRF	46,790	32,664	48,821	32,576
	SLF	293	1,851	251	2,431
	AL	389	224	42	-
	合計	47,472	34,739	49,114	35,007
Kedah	PRF	431,855	424,905	230,774	156,743
	SLF	56	-	-	-
	AL	25,880	24,350	22,194	5,475
	合計	457,791	449,255	252,968	162,218
Kelantan	PRF	664,145	629,179	769,480	983,308
	SLF	14,299	2,119	6,877	11,446
	AL	152,123	39,111	139,724	186,457
	合計	830,567	670,409	916,081	1,181,211
Melaka	PRF	2,508	99	21	-
	SLF	-	-	-	-
	AL	-	-	64	28
	合計	2,508	99	85	28
Negeri Sembilan	PRF	41,604	53,107	40,099	41,807
	SLF	1,415	-	51	-
	AL	771	701	839	768
	合計	43,790	53,808	40,989	42,575
Pahang	PRF	1,656,772	1,477,820	1,505,506	1,360,384
	SLF	566,791	317,099	241,597	243,451
	AL	47,085	17,304	40,509	73,199
	合計	2,270,648	1,812,223	1,787,612	1,677,034
Perak	PRF	368,733	323,635	393,492	409,832
	SLF	152,624	77,446	39,895	921
	AL	8,263	3,431	4,100	7,179
	合計	529,620	404,512	437,487	417,932
Perlis	PRF	-	-	82	-
	SLF	-	-	5	-
	AL	496	19	-	211
	合計	496	19	87	211
Pulau Pinang	PRF	-	-	-	-
	SLF	-	-	-	-
	AL	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-
Selangor	PRF	3,640	3,577	28,978	853
	SLF	-	-	-	-
	AL	646	-	-	-
	合計	4,286	3,577	28,978	853
Terengganu	PRF	212,015	299,902	514,830	353,636
	SLF	4,908	20,878	28,483	16,032
	AL	46,683	59,764	134,531	26,569

	合計	263,606	380,544	677,844	396,237
合計	PRF	3,428,062	3,244,888	3,532,083	3,339,139
	SLF	740,386	419,393	317,159	274,281
	AL	282,336	144,904	342,003	299,886
	合計	4,450,784	3,809,185	4,191,245	3,912,306

※ PRF：永久林、SLF：州有林、AL：譲渡地

出典：半島マレーシア林業省 2019 年林業統計

#### 4-4-5-1-2 木材製品生産

半島マレーシアの主な木材製品は製材品である（表 4-4.9）。次いで合板、モールディングが多い。2020 年の製材品生産量は 178 万 m<sup>3</sup>であった。2016 年には 248 万 m<sup>3</sup>であったが、28%減少した。

表 4-4.9 主要木材製品生産量（m<sup>3</sup>）

製品	2016	2017	2018	2019	2020
製材品	2,484,569	2,446,411	2,714,200	2,666,296	1,776,543
合板	364,247	439,698	441,355	365,298	285,661
単板	93,854	142,692	135,115	93,876	80,484
モールディング	71,900	86,264	84,443	191,612	163,692

出典：半島マレーシア林業省 2019 年林業統計

#### 4-4-5-1-3 製造事業者数

2020 年の時点で半島マレーシアの木材製品工場数で最も多いのは製材工場であった（表 4-4.10）。2016 年時点では家具／木工／大工・建具の工場が多かったが、2020 年までに約半減した。

表 4-4.10 主要な木材製品工場数

	2016	2017	2018	2019	2020
製材	652	661	633	634	643
合板・単板	46	52	45	53	53
モールディング	105	106	101	99	105
家具／木工／大工・建具	1,060	1,685	528	690	560
ブロックボード	1	35	15	17	11
チップボード・パーティクルボード	8	37	34	35	31
中密度ファイバーボード（MDF）	1	49	48	47	44

出典：半島マレーシア林業省年次報告

#### 4-4-5-1-4 雇用者数

半島マレーシアの林業・木材産業における直接雇用者数は、2016年～2020年の間に顕著な変動はなかった（表4-4.11）。

表4-4.11 半島マレーシアの林業・木材産業における直接雇用者数

	2016	2017	2018	2019	2020
森林伐採	7,524	6,417	7,031	n/a	n/a
製材所	15,618	16,252	16,296	16,147	14,598
合板/単板	5,325	5,129	5,156	4,629	4,178
モールディング	2,463	2,754	2,108	2,493	2,292
公共サービス	5,028	5,130	4,531	n/a	n/a

出典：半島マレーシア林業省年次報告

#### 4-4-5-2 木材貿易

##### 4-4-5-2-1 輸入

半島マレーシアの最も輸入量が多い木材製品は合板で（表 4-4.12）、2019 年にはインドネシア、ベトナム、中国が主な輸入先であった（表 4-4.13）。次いで製材品が多く、米国、ニュージーランド、ブラジルが主な輸入先であった。

表 4-4. 12 主要な木材・木材製品輸入量

	2016	2017	2018	2019	2020
丸太(m <sup>3</sup> )	14,392	10,074	6,081	9,746	10,547
製材品(m <sup>3</sup> )	227,784	296,393	375,085	528,946	375,343
合板(m <sup>3</sup> )	1,002,881	590,196	884,055	774,026	823,430
単板(m <sup>3</sup> )	103,478	111,827	98,408	201,462	103,052
モールディング (m <sup>3</sup> )	46,118	68,681	97,680	107,433	67,123
パーティクルボード (RM '000)	294,093	358,722	258,850	247,827	348,161
繊維板(RM '000)	112,903	136,451	142,024	145,123	235,981

出典：半島マレーシア林業省 2019 年林業統計



表 4-4. 13 2019 年輸入国先別の主要木材製品輸入量 (m<sup>3</sup>)

輸入先	丸太	製材品	合板	単板	モールディング	チップボード/ パーティクルボード	繊維板
インドネシア	3,694	29,382	375,413	206	3,480	-	13,302
ミャンマー	-	1,339	-	-	1,082	-	-
シンガポール	112	885	487	85	51	1,507	147
タイ	-	11,930	4,600	-	4,680	424,789	122,646
ベトナム	-	520	205,364	2,054	1,270	1,640	1,363
中国	396	5,371	185,094	75,466	92,588	14,989	118,230
日本	247	22	67	4	-	-	105
台湾	96	86	26	672	-	312	1,233
フィンランド	-	12,538	-	7,161	2	-	-
フランス	-	7,400	-	32	66	1,025	224
ドイツ	845	10,813	350	1,281	187	881	-
イギリス	-	16,250	3	302	-	1,481	324
ロシア	-	5,228	656	-	-	-	-
ウクライナ	-	9,482	2	1,871	76	-	-
ブラジル	-	81,337	220	6,266	2,354	-	7
チリ	-	8,884	-	-	172	-	-
米国	3,290	99,106	160	58,399	3	-	-
NZ	-	80,821	198	5,186	48	-	5,744

出典：半島マレーシア林業省 2019 年林業統計

#### 4-4-5-2-2 輸出

半島マレーシアの最大の輸出品は製材品である。2020年の輸出量は99万m<sup>3</sup>(表4-4.14)で、生産された製材品の56%が海外へ輸出された。2019年はタイ、中国、インドが主な輸出先であった(表4-4.15)。新型コロナウイルスの影響で2020年の輸出量は減少した。また合板は米国、イギリスが最大の輸出先であり、日本は3位となっている。日本はチップボード/パーティクルボードについては最大の輸出先である。

表4-4.14 主要な木材・木材製品輸出量(m<sup>3</sup>)

製品	2016	2017	2018	2019	2020
丸太	3,994	0	0	0	0
製材品	1,254,920	1,491,764	1,411,052	1,370,806	994,844
合板	289,352	288,094	304,217	302,395	313,995
単板	15,057	36,782	32,325	22,896	16,381
モールディング	209,670	208,230	212,060	211,577	166,550
パーティクルボード	492,382	512,682	621,841	747,824	324,535
繊維板	864,157	744,985	775,503	596,978	298,316

出典：半島マレーシア林業省 2019年林業統計

表 4-4. 15 2019 年の主要な木材製品輸出先別輸出量(m<sup>3</sup>)

輸出先	製材品	合板	単板	モールディング	チップボード/ パーティクルボード	繊維板
インドネシア	2,476	-	-	604	29,044	28,741
フィリピン	83,491	316	135	129	34,775	13,130
シンガポール	85,369	19,162	70	11,119	3,100	1,178
タイ	222,700	11,881	-	1,632	7,752	3,784
ベトナム	20,905	129	11	8,420	60,880	45,653
中国	234,219	698	13,863	2,212	170,123	5,312
インド	181,136	1,918	4,373	3,340	38,292	51,890
日本	36,613	28,467	86	14,297	298,427	4,456
韓国	17,329	568	100	11,048	73,678	1,564
台湾	12,273	10,906	1,042	826	438	3,163
UAE	70,606	4,150	-	368	4,846	115,535
フランス	7,919	152	-	11,158	-	18
ドイツ	10,244	83	159	7,573	140	2
イタリア	4,647	329	95	194	-	2
オランダ	35,968	1,008	22	48,332	-	-
イギリス	15,747	52,585	138	6,346	259	2,670
トルコ	569	-	-	193	2,288	110
南アフリカ	37,487	1,686	363	2,297	168	7,373
カナダ	3,193	1,726	146	98	432	5,530
米国	18,002	79,713	520	27,501	156	27,920
オーストラリア	7,045	19,402	1,042	37,264	2,837	30,188
NZ	198	486	-	190	175	1,007

出典：半島マレーシア林業省 2019 年林業統計



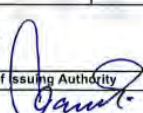

SAMPLE



No:MTIB 89366  
ORIGINAL

MYTLAS LICENCE

MALAYSIAN TIMBER LEGALITY ASSURANCE SYSTEM  
(PENINSULAR MALAYSIA)

<b>1. Issuing Authority (name and address)</b> MALAYSIAN TIMBER INDUSTRY BOARD LEVEL 13-17, MENARA PGRM NO 8 JLN. PUDU ULU CHERAS 56100 KUALA LUMPUR MALAYSIA  TEL : 603-92822235 FAX : 603-92003769		<b>2. For the Purposes of the Issuing Country K2 No (where applicable)</b> Destination : UNITED STATES OF AMERICA Importer (Name and Address):	
<b>3. MYTLAS Certificate Number</b> MTI141201004252022		<b>4. Date of Expiry</b> 28 April 2022	
<b>5. Country of Export</b> MALAYSIA (PENINSULAR MALAYSIA)		<b>7. Means of Transport</b> BY SEA	
<b>6. ISO Code</b> MY			
<b>8. Licensee (Name and Address)</b>			
<b>9. Commercial Description of the Timber Products</b> WOODEN FRAME - WOODEN FRAMES FOR PAINTING, PHOTOGRAPHS, MIRRORS OR SIMILAR OBJECTS - OTHERS		<b>10. HS Heading</b> 4414000000	
<b>11. Common or Scientific Names</b> OTHERS	<b>12. Countries of Harvest</b> MALAYSIA	<b>13. ISO Codes</b> MY	
<b>14. Volume (m3)</b> 54.2900	<b>15. Gross Weight (kg)</b> 18360.00	<b>16. Number of Units</b> 765 CARTON	
<b>17. Distinguishing Marks</b> Invoice No : 3241 - 3241			
<b>18. Signature and Stamp of Issuing Authority</b>			
Signed by :  AHMAD KAMIL ASMUNI		Authority Stamp : (Place of issuance)	
Designation : LICENSING OFFICER			
Date Of Issue : 26 JANUARY 2022			

相手先国名  
輸入事業者名、住所

MyTLAS 認証番号

認証事業者名、住所

商品の内容：  
木製フレーム

樹種名

伐採国




量、個数


This Certificate attests that this consignment is produced in accordance with the relevant laws and regulations of Malaysia  
Licensing Authority : Malaysian Timber Industry Board (MTIB) Tel: 603-92822235 Email : mytlas@mtib.gov.my


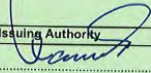

Dicetak oleh/ Printed by : KAMIL Wed Jan 26

EU への輸出以外はこの証書の取得は任意である

付属资料3 マレーシア木材合法性保証システム (MyTLAS) 証書。証明を受けたマレーシアの事業者用写し

<b>SAMPLE</b>			No:MTIB 89366 LICENSEE COPY
<b>MYTLAS LICENCE</b>			
<b>MALAYSIAN TIMBER LEGALITY ASSURANCE SYSTEM ( PENINSULAR MALAYSIA )</b>			
1. Issuing Authority (name and address) MALAYSIAN TIMBER INDUSTRY BOARD LEVEL 13-17, MENARA PGRM NO 8 JLN. PUDU ULU CHERAS 56100 KUALA LUMPUR MALAYSIA TEL : 603-92822235 FAX : 603-92003769		2. For the Purposes of the Issuing Country K2 No (where applicable) Destination : UNITED STATES OF AMERICA Importer (Name and Address):	
3. MYTLAS Certificate Number MT1141201004252022		4. Date of Expiry 26 April 2022	
5. Country of Export MALAYSIA (PENINSULAR MALAYSIA)		7. Means of Transport BY SEA	
6. ISO Code MY			
8. Licensee (Name and Address)			
9. Commercial Description of the Timber Products WOODEN FRAME - WOODEN FRAMES FOR PAINTING, PHOTOGRAPHS, MIRRORS OR SIMILAR OBJECTS - OTHERS		10.HS Heading 4414000000	
11. Common or Scientific Names OTHERS	12. Countries of Harvest MALAYSIA	13. ISO Codes MY	
14. Volume (m3) 54.2900	15. Gross Weight (kg) 18360.00	16. Number of Units 765 CARTON	
17. Distinguishing Marks Invoice No : 3241 - 3241			
18. Signature and Stamp of Issuing Authority			
Signed by :	 AHMAD KAMIL ASMUNI	Authority Stamp : (Place of issuance) 	
Designation :	LICENSING OFFICER		
Date Of Issue :	26 JANUARY 2022		
<small>This Certificate attests that this consignment is produced in accordance with the relevant laws and legislations of Malaysia Licensing Authority : Malaysian Timber Industry Board (MTIB) Tel: 603-92822235 Email : mytlas@mtib.gov.my</small>			
<small>Dicetak oleh/ Printed by :</small>		<small>KAMIL Wed Jan 26</small>	

<b>SAMPLE</b>			No:MTIB <b>89366</b> CUSTOMS EU COPY
<b>MYTLAS LICENCE</b>			
<b>MALAYSIAN TIMBER LEGALITY ASSURANCE SYSTEM (PENINSULAR MALAYSIA)</b>			
1. Issuing Authority (name and address) MALAYSIAN TIMBER INDUSTRY BOARD LEVEL 13-17, MENARA PGRM NO 8 JLN. PUDU ULU CHERAS 56100 KUALA LUMPUR MALAYSIA TEL : 603-92822235 FAX : 603-92003769		2. For the Purposes of the Issuing Country K2 No (where applicable) Destination : UNITED STATES OF AMERICA Importer (Name and Address):	
3. MYTLAS Certificate Number MT1141201004252022		4. Date of Expiry 26 April 2022	
5. Country of Export MALAYSIA (PENINSULAR MALAYSIA)		7. Means of Transport BY SEA	
6. ISO Code MY		8. Licensee (Name and Address)	
9. Commercial Description of the Timber Products WOODEN FRAME - WOODEN FRAMES FOR PAINTING, PHOTOGRAPHS, MIRRORS OR SIMILAR OBJECTS - OTHERS		10. HS Heading 4414000000	
11. Common or Scientific Names OTHERS	12. Countries of Harvest MALAYSIA	13. ISO Codes MY	
14. Volume (m3) 54.2900	15. Gross Weight (kg) 18360.00	16. Number of Units 765 CARTON	
17. Distinguishing Marks Invoice No : 3241 - 3241			
18. Signature and Stamp of Issuing Authority			
Signed by : AHMAD KAMIL ASMUNI		Authority Stamp : (Place of issuance)	
Designation : LICENSING OFFICER			
Date Of Issue : 26 JANUARY 2022			
<p><i>This Certificate attests that this consignment is produced in accordance with the relevant laws and legislations of Malaysia</i>  <i>Licensing Authority : Malaysian Timber Industry Board (MTIB) Tel: 603-92822235 Email : mytlas@mtib.gov.my</i></p> <p>Dicetak oleh/ Printed by : KAMIL Wed Jan 26</p>			

<b>SAMPLE</b>			No:MTIB <b>89366</b> MTIB COPY
<b>MYTLAS LICENCE</b>			
<b>MALAYSIAN TIMBER LEGALITY ASSURANCE SYSTEM (PENINSULAR MALAYSIA)</b>			
1. Issuing Authority (name and address) MALAYSIAN TIMBER INDUSTRY BOARD LEVEL 13-17, MENARA PGRM NO 8 JLN. PUDU ULU CHERAS 56100 KUALA LUMPUR MALAYSIA TEL : 603-9282235 FAX : 603-92003769		2. For the Purposes of the Issuing Country K2 No (where applicable) Destination : UNITED STATES OF AMERICA Importer (Name and Address):	
3. MYTLAS Certificate Number MT1141201004252022		4. Date of Expiry 26 April 2022	
5. Country of Export MALAYSIA (PENINSULAR MALAYSIA)		7. Means of Transport BY SEA	
6. ISO Code MY		8. Licensee (Name and Address)	
9. Commercial Description of the Timber Products WOODEN FRAME - WOODEN FRAMES FOR PAINTING, PHOTOGRAPHS, MIRRORS OR SIMILAR OBJECTS - OTHERS		10.HS Heading 4414000000	
11. Common or Scientific Names OTHERS	12. Countries of Harvest MALAYSIA	13. ISO Codes MY	
14. Volume (m3) 54.2900	15. Gross Weight (kg) 18360.00	16. Number of Units 765 CARTON	
17. Distinguishing Marks Invoice No : 3241 - 3241			
18. Signature and Stamp of Issuing Authority			
Signed by :	 AHMAD KAMIL ASMUNI	Authority Stamp : (Place of issuance) 	
Designation :	LICENSING OFFICER		
Date Of Issue :	26 JANUARY 2022		
<p><i>This Certificate attests that this consignment is produced in accordance with the relevant laws and legislations of Malaysia</i>                  Licensing Authority : Malaysian Timber Industry Board (MTIB) Tel: 603-9282235 Email : mytlas@mtib.gov.my</p> <p style="text-align: center;">Dicetak oleh/ Printed by : KAMIL Wed Jan 26</p>			



